

第百三十六回 参議院金融問題等に関する特別委員会会議録第四号

平成八年六月十二日(水曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

六月十一日
辞任 服部三男雄君
補欠選任 中島 眞人君

六月十二日
辞任 中島 眞人君
山本 保君
吉岡 吉典君
補欠選任 小山 孝雄君
荒木 清寛君
笠井 亮君

出席者は左のとおり。
委員長 坂野 重信君
理事 中曾根弘文君
前田 勲男君
吉村剛太郎君
直嶋 正行君
林 寛子君
一井 淳治君
筆坂 秀世君

委員

笠原 潤一君
金田 勝年君
小山 孝雄君
佐藤 静雄君
関根 則之君
中島 眞人君
榎崎 泰昌君
平田 耕一君
保坂 三蔵君
真島 一男君
松村 龍二君

衆議院議員

発議者

内閣総理大臣 三浦 一水君
大蔵大臣 阿曾田 清君
法務大臣 荒木 清寛君
外務大臣 牛嶋 正君
文部大臣 海野 義孝君
厚生大臣 高橋 令則君
農林水産大臣 益田 洋介君
通商産業大臣 山下 栄一君
運輸大臣 渡辺 孝男君
郵政大臣 伊藤 基隆君
労働大臣 大脇 雅子君
建設大臣 梶原 敬義君
自治大臣 吉岡 吉典君
国務大臣 山本 正和君
国務大臣 笠井 亮君
国務大臣 吉岡 吉典君
国務大臣 奥村 展三君
国務大臣 佐藤 道夫君
国務大臣 奥村 展三君
国務大臣 錦織 淳君
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 久保 亘君
法務大臣 長尾 立子君
外務大臣 池田 行彦君
文部大臣 奥田 幹生君
厚生大臣 菅 直人君
農林水産大臣 大原 一三君
通商産業大臣 塚原 俊平君
運輸大臣 亀井 善之君
郵政大臣 日野 市朗君
労働大臣 永井 孝信君
建設大臣 中尾 栄一君
自治大臣 倉田 寛之君
国務大臣 倉田 寛之君
国務大臣 倉田 寛之君

政府委員

内閣法制局長官 大森 政輔君
警察庁刑事局長 野田 健君
総務庁参事官 池ノ内祐司君
防衛庁参事官 藤島 正之君
法務省刑事局長 原田 明夫君
大蔵大臣官房総務課長 武藤 敏郎君
大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君
大蔵省主税局長 薄井 信明君
大蔵省証券局長 長野 應土君
大蔵省銀行局長 西村 吉正君
文部大臣官房長 佐藤 禎一君
農林水産大臣官房長 高木 勇樹君
農林水産省経済局長 堤 英隆君
労働大臣官房長 渡邊 信君
建設大臣官房長 伴 襄君

事務局側

参考人

自治大臣官房長 二橋 正弘君
自治大臣官房総務課長 湊 和夫君
常任委員会専門員 小林 正二君
全国銀行協会連合会会長 橋本 俊作君
前大蔵省銀行局長 寺村 信行君
長 護 士 田中 清隆君

本日の会議に付した案件

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(衆議院提出)
- 委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨十一日、服部三男雄君が委員を辞任され、その補欠として中島眞人君が選任されました。
また、本日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

○一井淳治君 きのうに引き続いて質問をさせていただきます。

住専問題は、日本経済を大混乱させたわけでありまして、税金の投入までして対応しなくちゃいけない。ですから、犯罪が仮にその原因としてあるような場合には厳しい処分をするということが当然であると思います。一部の犯罪は時効にかかりつつあるわけでありまして、強力な捜査を早急に進めていくことが極めて重要であると思っております。きのう法務省と警察庁とお二人お見えであったんですが、警察庁の方の考えを大変失礼して聞き落としておりまして、ので、きょうはお聞きしたいと思っております。

○政府委員(野田健君) いわゆる住専にかかわる事件を含む金融・不良債権関連連事犯にしましては、警察庁においては金融・不良債権関連連事犯対策室を設け、法務・検察、国税当局と連携を図るとともに、全国の都道府県警察に対し情報収集、事件検挙及び体制の整備に積極的に取り組むよう指示したところであります。

現在、例えば警察庁において捜査第二課、捜査第四課、生活経済課、合わせて約二百七十名、大阪府警察において同じく約二百五十名の捜査専従体制をそれぞれとるなど、都道府県警察においては所要の体制をもって捜査を推進しているところでございます。

平成五年から七年までの三年間に全国で検挙した金融・不良債権関連連事犯は百十五件であり、一

年平均いたしました約三十八件であります。本年は六月十一日までに既に四十六件検挙しております。

その内訳は、融資過程におけるもの、これは罪種的には背任とか詐欺等でございますが七件、うち暴力団等にかかわるもの二件、債権回収過程におけるもの、罪種的には競売入札妨害であるとかあるいは恐喝未遂等でございますが二十四件、うち暴力団等にかかわるもの二十三件、その他の金融機関の役員により行われたもの、罪種的には業務上横領であるとか詐欺等でありまして十五件であります。なお、債権回収過程における二十四件のうち六件は住専にかかわる事件でございます。

今後とも、あらゆるレベルで収束を進めております情報、資料等を活用し、広範かつ徹底した実態解明を進め、その結果、刑法法令に抵触する行為を認めれば、貸し手・借り手を問わず、また罪種のいかんを問わず迅速かつ厳正に対処してまいり所存でございます。

○一井淳治君 大変御多忙とは思いますがけれども、住専問題について特別力を入れていただくように要望いたしておきます。

次に、信用組合に対する都道府県の監督の問題でございます。これは前回の最後に研究課題としてお願いしたわけでございますけれども、著しく監督が不十分な場合には、都道府県は預金保険機構に対して損害賠償の責任があるんじゃないかろうか、その辺を考慮していただきたいということを宿題としてお願いしたわけでございます。

木津信用組合を例にとりますと、ここは九千数百億円の不良債権を発生させておりまして、そのために、預金者保護のためということで保険料を七倍に上げるとか、あるいは税金を投入しなくちゃならないんじゃないかという大変なことも起こっているわけでございます。

それで、木津信組がどうしてそうなったのかというところを振り返ってみますと、都銀より二・五%も高い高利の預金でどんどん大型の預金を集

めてくる、その預金を今度は危険性の高い事業や経営者に関係のある企業などに貸し付けておりまして、回収不能債権がどんどん増加していったというわけでありまして、今後この種のことが起こってまいりますと、大変税金を投入しなくちゃならないという危険性が高まってくるわけでありまして。

そういうふうな放漫な経営をしておりますから、もう前から倒産するんじゃないかろうかというところで有名になっておったわけでありましてけれども、大阪府の方がもっと早く適切な監督をしておったならば、こういった多額の不良債権は発生しなかったんじゃないかということが今から考えられるわけでありまして。

そういったことで、国民の税金の投入を今後抑えていかなきゃならないということがあるわけですから、やや感情的かもしれませんが、そういつた質問をさせてもらった次第でございます。

○政府委員(西村吉正君) 最近の信用組合の破綻の事例におきましては、機関委任事務といたしまして委任を受けております。監督に当たっております都道府県におきまして、こうした事態に至るまで必ずしも十分な検査、監督を行って得なかったのではないかと御指摘を各方面から受けていることは私も承知をしております。

私も、金融システム全般を守るという観点から、都道府県と協力をしながらこのような事態に対応をしていく必要もあるかと感じております。そのためには、共同検査というところではございます。そのため、共同検査というような手法をもちまして、国も一緒にやってこのような事態に当たっていくことは必要であらうかと考えているところでございますが、何と申しまして、第一次的には地元の事情を一番承知しておられる都道府県におかれまして御尽力をいただくということが必要であらうかと存じているところでございます。

他方、いわゆる財政的な支援の問題につきまし

ては、これまで都道府県は信用組合の破綻等に当たりまして資金の拠出等を行ってきただいては、これまでも信用組合の監督、指導の一環としていたしましての信用組合の監督、指導の一環として行っている、そういう性格のものではないかと考えて、それだけの都道府県の実情に基づきまして、地域経済に与える影響や民生の安定という見地から、公益上の必要性があるという考え方に基きまして都道府県の御判断により行われている、そういう性格のものであると私も理解しているわけでございます。

昨年十二月の金融制度調査会の答申におきましても、今まで行われてきた「こうした都道府県の財政支援はあくまで自らの判断に基づくものではあるが、今後とも行われることが期待される。」とされたところをございまして、大蔵省といたしましてもこのような考え方に沿いまして、都道府県と協力しながら事に当たっていきたくと考えているところでございます。

○一井淳治君 都道府県が破綻処理、預金者保護等のためにお金を出す、これは今まさに言われたとおり、信用組合が地域経済に貢献しておりますから、地域経済を守っていくかなきゃならないという公益性の観点からお出しになる。これはまさしくそのとおりであるというふうに思います。

しかし、今申し上げましたように全くずさんな監督をしている。役所の人が月給をもらっているのは、監督をする、それで月給をもらっているわけですから、それが十分に監督をしていないとなれば、これは何のための役所だということになるわけでありまして、今申し上げましたように十分な監督を尽くしていない、大変ずさんな監督しかしてないという場合には、私は損害賠償責任があるんじゃないか。

そして、その損害賠償を払ってもらわないと、結局住専処理機構の方へ影響してきて、また税金の投入という問題があるわけですから、そういったことがないように今後完全な監督責任を遂行してもらいたい。そのために、大蔵省が都道府県

に對してさらに指導を強めていただきたいというふうにお願ひしたいわけでございます。

そして、東京都あるいは大阪府の職員の方も、最悪の場合には損害賠償を払わにやいかぬというふうな気持ちを持ってやっていたのだと、今後とも強力な監督をして、今回の木津信組のようなことが起こらないように特別の今後の配慮をお願いしたいと思うわけでございます。

次に、これもこの間最後のときに一つ研究課題としてお願いしたわけでありましたが、商法二百八十五条ノ四と法人税法三十三条との関係でございます。

ペブルの崩壊後に銀行や信用組合あるいは住専等のノンバンクの倒産が続出したわけでありまして、けれども、私はその決算書に、事前に倒産状態になっていることがはつきり決算書に表現されておったということを聞かないわけでありまして、もし、倒産したこういった金融機関、ノンバンクが、倒産しそうだということを反映した決算書になっておるといふことを大蔵省の方で把握しておられたら、それを私お聞きしたいわけでありまして、残念ながら粉飾決算になっておったというふうにお聞きしたいわけでありまして、その最大の原因は、これまで何遍も指摘されておりますけれども、商法二百八十五条ノ四、これは金銭債権が取り立て不能になった場合にはその金額を控除しなくちゃならないという趣旨の規定でありますけれども、そういうふうな決算書が金銭債権の正しい額を記載しておたら問題ないんですけれども、それはなっていない。その主な原因がこの法人税法三十三条の関係ではなからうか。

法人税法三十三条によりまして、原則として減額を認めないというふうになっているわけですが、けれども、この法人税法三十三条との関係で、商法二百八十五条ノ四をそのとりに解釈して金融機関等の決算書に表現をしていていいのかどうか、そここのところの見解をお聞きしたいわけでありまして、

○政府委員(薄井信明君) 前回にもこの御質問をいただいていたわけですが、まず一般論として申し上げまして、会計にはいわゆる商法会計、それから企業会計、税務会計といったようなものがございまして、商法会計は、一言で申し上げれば、債権者の保護という哲学のもとに構成されていると認識しております。また、企業会計は投資家保護といった観点から構成されていると認識しております。また、税法は課税の適正化、恣意的な課税が行われないようにするということ意味での哲学のもとに会計基準を設けております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一般論として申し上げれば、日本の場合は、企業会計等を原則にし、その上で税法上の調整をさせていたということ考え方をとっているところでございます。そこで、御指摘の点でございますが、御指摘のように、法人税法では、貸付金とか売掛金などの金銭債権につきましては、いずれも金銭等価物であるということからいゆる評価がえの対象としてはおきませんけれども、個々の金銭債権については回収できないことが明らかとなった場合には、貸し倒れ損失の計上ができますし、また債権償却特別勘定の繰り入れという手だてもございます。あわせて、金銭債権一般につきまして、将来貸し倒れが発生した場合の見込み額として貸倒引当金の計上を認めているという形で税法会計は整理されているというところでございまして、商法との哲学の違いがそこに出てくるのかと思ひます。

○一井淳治君 結論を簡単に答えてもらいたいんですが、哲学が違ふというのは商法と法人税法は両立しないということなんですか。私は、商法二百八十五条ノ四がまず優先して、商法二百八十五条ノ四は決算書の基本の問題ですから、これが優先するんだと、その一言をお聞きしたいんです。

○政府委員(薄井信明君) 商法は商法の考え方として、先ほど申し上げましたように、一般論として申し上げれば、日本の場合は、企業会計等を原則にし、その上で税法上の調整をさせていたということ考え方をとっているところでございます。そこで、御指摘の点でございますが、御指摘のように、法人税法では、貸付金とか売掛金などの金銭債権につきましては、いずれも金銭等価物であるということからいゆる評価がえの対象としてはおきませんけれども、個々の金銭債権については回収できないことが明らかとなった場合には、貸し倒れ損失の計上ができますし、また債権償却特別勘定の繰り入れという手だてもございます。あわせて、金銭債権一般につきまして、将来貸し倒れが発生した場合の見込み額として貸倒引当金の計上を認めているという形で税法会計は整理されているというところでございまして、商法との哲学の違いがそこに出てくるのかと思ひます。

整理されておまして、それを基本にしつつ税法もできておりますが、ただ調整すべきところは税法上きつと調整規定が置いてある、それが三十三条であるというところでございまして、

○一井淳治君 それならそれで結構なわけでありまして、その精神が今後とも生かされるように期待してまいります。

そして、今回の住専等の経済不安の原因を振り返って見ますと、大蔵省の金融機関等に対する監査というものはやはり人員的にも限界があると思ひわけでありまして、そして、金融機関等の各民間企業におきまして監査役等を充実させていきました民間の監査を拡充していくと、これが一番大切であるというところを考へるわけでありまして、そういった観点は、今後市場原理によって金融機関を公正な運営に導いていく、そういう立場からしても非常に決算書が大切な機能を果たしていくと思ひわけでございます。

ところで、今回のさまざまな経過を振り返りますと、例えば住専等の中には非常に経営が不如意になっておるにもかかわらず配当をしているというところもあるわけでありまして、今後この住専処理が進んでいく住専の内容が歴史的に明らかになっていった場合には、監査がいかにいかに公認会計士とかあるいは監査法人がこれを監査しているわけでありまして、余りにもこの監査がいかにいかにいかに、決算書がずさんであったということが今後明らかになっていくと思ひうんですけれども、仮にそういうふうな明らかにいかにいかに、公認会計士に対する懲戒処分というところも当然考へていかなくちゃならないと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。もう結論だけ簡単に結構でございます。

○政府委員(長野隆士君) 個々の事案への対応につきましてはコメントを差し控えていただきたいと思いますけれども、一般論で申し上げれば、適正な企業内容開示の確保という観点から、開示書類の審査事務を所管しております私どもに

おきまして、開示企業または関与公認会計士からお話を伺うといった適切な対応をとってきておるところでございまして、関係法令に照らして問題があれば厳正に対応していくべきことは言うまでもないと考えております。

○一井淳治君 今後、住専の内容の解明が進むわけですから、そういう厳しい態度で対応をお願い申し上げます。

それからもう一つ、監査法人の世界では、言葉が非常に端的でありまして失礼かと思ひますけれども、大蔵省の過剰支配という言葉があるわけでありまして、

これが出てきた原因は二つあると思ひますけれども、一つは決算書が正しいか否か。これはもう客観的な事実でありまして、例えば資産の評価というものは、真理は一つでありまして、これに對して大蔵省の意向が働くというところはあり得ないわけでありまして、大蔵省、特に主税局の税収に絡んだ意向が影響していくということが言われておるわけでありまして、四月十八日の予算委員会ではこの点を質問いたしました。そのときは余り自信がなかったものですから、はつきりとは言わなかったんですけれども、その後、朝日新聞の「ウィークエンド経済」に同じような問題意識の指摘がございました。

ちよつと記事を読ませていただきますと、これは名前入りで出てくるわけですからかなり信頼性があるんじゃないかと思ひますけれども、「大蔵省の過剰支配は、手続きだけではない。会計処理が適正かどうかは事実に基づくべきなのに、現実には監査報告書が大蔵省が受理するかどうかで決まる。損失と認めたら税収が減るから、主税局が認めない。会計原則を担当する証券局がだらしないう。住専の不良資産があればどうなるか。監査法人は去年まで決算は適正と報告していた。不良資産と指摘するなという大蔵省の主張をのんだわけだ。」「会計士協会も弱いんだ。大手の法人は会長に大蔵OBを迎えている。」と。これは新聞の記事ですから、かなり簡略化ある

いは象徴的に書いてありますから、これをそのまま受け取るべきかどうかは一概には言えないと思いますけれども、発言者の名前が書いてあるというわけで、そういう面も非常に強いんじゃないかと思うわけであります。

特に、主要な監査法人の会長等が大蔵省、国税庁等のOBが就職しているという点も、これはどういうふうにかえたらいいか、いろんな側面があると思いますけれども、一つ指摘されるべき問題であると思います。

これが結果としてどのように働いていくかというところで、第一次、第二次の住専の再建計画がありましたけれども、あのころは大蔵省の考え方は、住専の経営が倒産状態になることは余り表に出さないようにして、金融不安が起らないようにしようというお考えがあったんじゃないかと思えますけれども、そういった大蔵省の政策が決算書に及んでいくんじゃないかという心配もなきにしもあらずでありまして、そういうことも考えるわけであります。

この「大蔵省の過剰支配」という、これは非常に簡単な表現でありますけれども、この問題について御所見を承りたいと思えます。

○政府委員(長野鹿士君) 御指摘の新聞記事は私どもも拝見いたしております。

政策論として申し上げますと、先ほど一井先生から御指摘になりました、商法上の会計と税務上の会計の問題がこの根っこにあるかと思っております、新聞記事でございまして、どれだけ正確かどうかはわかりませんが、ここにありのお考えは、税務会計をまず優先して考えて、商法会計をそれに合わせてしまおう。したがって、税務会計上認められない引当金はもう商法会計上も引き当てないんだという考え方に立脚して、主税局の意向でといった御発言があるのかなと思えますけれども、先ほどこの点は主税局長から明確に御報告いたしましたように、企業会計の考え方と税務上の会計は違つてしるべき点がございまして、

企業会計の立場からきちんと被監査法人及び公認会計士監査が対応されることが望ましいと考えております。

○一井淳治君 これは課題でありまして、大蔵省あるいは国税庁の専門家の方が公認会計士の世界に入つていかれますと、専門家ですから専門的な力を発揮するといふ点ではいいわけでありまして。しかし、外部の人からとかく言われるようになるとやはり不信感が募るわけですから、そういう点は絶対ないようには自願してもらわなくちゃいけないと思うわけでありまして。例えば法務省とかいろんな方がこの業界に入つていってバランスをとつておくということが大切じゃないかと思えます。

そして、私が現段階で一番心配しておりますのは、外国では、特にアメリカでは監査法人に対する損害賠償請求というのが起りまして大変問題になっていくわけでありまして。問題になるというのは、監査法人が破産しそうな状態になったりして問題になっていくわけでありまして。

日本では、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の第九条によりまして、会社に対する損害賠償責任というものがあつて、会社に対する損害賠償責任は、将来、住専処理機構に引き継ぐといふふうになっていくわけでありまして。その場合に住専処理機構が日本の監査法人に対して損害賠償を請求する。その場合に大蔵省のOBがおられるからというんで手心があつたら絶対いけないと思うわけでありまして。

ですから、このところをはつきり、そんな手心なんか加えないという、そしてもし損害賠償責任があるならば遠慮なく請求するといふ、そのところの決意をお聞かせしたいと思えます。

○政府委員(長野鹿士君) お答え申し上げます。かつて大蔵省に在籍した者がその監査法人に勤務しておるというところで、その他の事柄に何らの影響があつてならないことは当然のことでございますし、先生の御指摘のとおり、法令上問題が仮にあるのであれば、そのことはそのこととしてきちん

ちんに対応していくべきものと考えております。

○一井淳治君 きちんに対応されるということ、これは、今申し上げましたように、特例法の第九条によつて、監査法人が決算等の不注意によつて会社に対して損害を与えた場合には賠償責任があるという、この問題について適正な処理をしてくださるということと受けとめておきたいと思えます。

次に、この委員会あるいは予算委員会におきまして審議を重ねてまいりました。そういう中

で、各省庁の方々がどうも自分の省益を中心にして動いておられるんじゃないかという心配をする場面も出てきたわけでありまして。

例えば、住専の経営内容につきましては大蔵省に対して報告がございまして。そうすると、大蔵省の方では住専の経営内容がだんだん悪くなつていくというところは当然わかるわけでありまして。

ところが、その情報が農林省の方に移行しないわけでありまして。農林省は農協系統の監督団体でありまして、農協系統の資金が大量に住専の方に流れておる、そしてこのまま放置しておれば農協系統に大変大きな損害が発生するかもしれないという状況になつても、大蔵省の持つていく情報に農林省の方に移行しないということが実はわかつてきたわけでありまして。ほかにもそういったことを我々もよく経験いたします。

例えば、この委員会等で質問いたしておりますけれども、どうも省庁の方は国会審議に協力するといふよりは自分の省益の立場から答弁されるということが多いように思うわけでありまして。

そういうことで、公務員の方々が国全体の政策を実現していくんだ、国民全体に対して各省はひとしく責任を負つていくんだという、そういう立場で今後国の行政を展開していただきたいと思つておられますけれども、そういう方向に国家公務員の方々が動いていくようにしていただくのが総務庁の責任ではないかと思えますけれども、御見解を伺いたいと思えます。

○国務大臣(中西績介君) 国家公務員はひとしく政府の一員として国民全体の奉仕者であると、そ

うした認識に立つておることがまず基本であらうと思ひます。

そうした中で、総合的あるいは効率的な行政運営をやるといふことが肝要でありますので、平成六年十二月二十二日に閣議決定いたしました省庁間の人事交流を推進してきたところであります。

特に、人事交流を積極的に推進する中から、各省庁の職員を対象とした啓蒙機会及び合同研修の充実整備を図つて行政の一体性の確保をどのように確立するかが今一番肝要であらうと思つております。そういう意味で、こうした面における施策を徹底して推進してまいりたいと、このように考えております。

○一井淳治君 もう一つ、総務庁の見解をお伺いしたいのでございますけれども、この金融特でも論じられていたわけですが、民間の企業の経営者の人たちは、もしも自分の仕事に不注意等で不完全なことを行つた場合には株主代表訴訟で追及されるわけでありまして、自分自身では払えない。もう孫子の代までかかつてその損害賠償金額が払えるかどうかという、そういう厳しい責任の上に立つて民間の企業の経営者は仕事をしています。ところが、大蔵省の経営者は仕事をしています。公務員の方々はそこまで厳しい自分の責任というものを考えておられないんじゃないか、もう少し自覚を持って、責任を持つてお仕事をしてくださつた方がいいんじゃないかと、そういうことも感ずるわけでありまして。

その点、民間の企業の経営者に比べて公務員の方々にもっと自覚を持つて仕事をしてもらいたいという立場で、そういう方向に進むように総務庁の御見解を伺いたいと思つております。

○国務大臣(中西績介君) 先ほど申し上げましたように、公務員はあくまでも国民全体の奉仕者であらうと思ひますし、政府の一員としての自覚を必ず持ち続けるということが大変重要であらうと思つております。そうした中で、職務の遂行に全

力を挙げてもらおうということが今一番重要な課題であらうと思っています。

そうした中で各種の職員の研修を何回か行つておるわけでありけれども、その中におきまして公務員の自覚を高めるための、特に国民の信頼を維持し、公務意識を徹底し、綱紀の一層の厳正な維持に努めてまいらせるようにしようと思つておる。特に平成八年度におきましては、人事管理運営方針なるものを発表いたしました。公務意識の向上あるいは公務意識の徹底を図るために、さらにまた綱紀の厳正な保持を図るために、それぞれ公務員としての自覚を高めることをまず第一義的なものとしてこれから努めてまいりたいと思つておる。

○一井淳治君 それから、住専処理機構が成立した場合に早急に債権の回収を進めていかなくちゃならないわけでありまして、その場合に、不良資産の中で非常に暴力団が介入しておるといふようなものが少なからずありますけれども、そういったものは競売をしていかなければならぬ。その場合には、なかなか落札する人はいませんから、自己競落ということもなかなかならないと思つておるけれども、この住専処理機構に自己競落の権能を与える、そして税法上もある程度優遇していくということが必要ではなからうかと思つておるけれども、見解を簡単に聞きたいと思つておる。

○政府委員(西村吉正君) 御指摘のように、譲り受けました財産をいかに処分していくかということが非常に大きな課題になるわけでありまして、その場合に、競落を円滑に進めるためにどのような工夫が必要であるかという点につきまして、今、自己競落という御指摘がございましたが、民間金融機関におきましてはそういう手法の活用を既にしているところもございまして、住専につきましても、そのような手法の適用につきましても検討をさせていただきたいと思つておる。

○一井淳治君 時間が参りましたのでこれで終わ

らせていただきたいと思つておるけれども、今一番大切なことは、追加負担をどのように政府の方で、あるいは与党が協力しながらお進めいただくかという点であると思つておる。その場合に、いろいろな議論や問題があるかと思つておるけれども、これまでの護送船団方式からすれば一律に負担させていくということになるのだと思つておる。しかし、これからの新しい考え方にありますと、一律ではなくて、それぞれの体力あるいはそれぞ

○筆坂秀世君 日本共産党の筆坂でございます。私は、総理にまず最初にお伺いしたいと思つておるけれども、この住専問題で何となく国民が納得できないというの、国民には何の関係もない住専の破綻のそのツケを背負わされる、この点にあると思つておる。これまでの国会審議を通じて、税金は使わなければならない、母体行の責任であるという議論というものがあります。税金は使

うべきでない、こういう世論というのがかつて拡大していると思つておる。総理もこれまで何度か税金投入について、住専処理策について国民の十分な納得、合意を得ていない、こういう御趣旨の答弁をされてきたけれども、その理由は何だと思つておるのか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 同じ御質問をこれまでも何回か受けてまいりました。そして、非常に単純な言い方をしますと、住専の問題に対して真剣に政府が取り組み始め、この問題をどう処理するかという議論は昨年の夏ぐらいから真剣に行

われてきたと承知をしております。そしてそれ以来、政府・与党、関係者ともに真剣な検討を進めてきたわけでありまして、余りにも逆に当事者間の処理ということで年末ぎりぎりまで議論を続けていたこと、それが結果として非常に唐突な印象を与えてしまったのではなからうかという気がしてなりません。

政府としては、今後とも関係者のさまざまな責任の明確化に取り組むことによつて、今般の住専処理策というものの対しての国民の御理解をより深めていただく、そして住専問題の円滑な処理に全力を挙げていきたいと思つておる。

○筆坂秀世君 私は、理由は非常に簡単明瞭だと思つておる。税金を使うから、だからこれは到底納得することはできないということだと思つておる。

私、これまで何度か使ってきましたけれども、改めて総理の母体行責任に関する御認識をお伺いしたいと思つておる。

母体行が住専をつくつてきたこと、これを支配してきたこと、これはもう周知のとおりであります。しかし、忘れてはならないのは、住専を破綻に追い込んできた、いわばつぶしてきたのも母体行だということでありまして、

例えば第一に挙げますと、大蔵省の第一次立入調査というのがありました。九一年から九二年にかけて。この報告を見ても、都銀があるいは母体行が住専の分野だった個人住宅ローンの分野に進出してきて、そのために投機的な不動産投資・融資に走らざるを得なかった、それが融資規模を拡大し今日の破綻を招いた、これは金融制度調査会の金融システム安定化委員会の報告でも述べられておる。あるいは本院の予算委員会でも証言をされた住総の原元社長も、よい顧客を都銀がとつていった、あるいは母体行がとつていったというのを証人として証言をされました。

あるいは総理も、この審議を通じて、母体行あるいは銀行による紹介融資がいかにひどいもの

か、九割以上が不良債権になっている、こういう事実を初めて知られたということもお認めになったように、紹介融資で不良債権をつくつておるという点でも、住専をまさに破綻に追い込んできた第一の責任が私は母体行にある。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これも何回か御議論をいただいたところでありますけれども、母体行の責任というのにつきましまして、議員が今一部お触れになりましたように、住専の設立そして経営、こうしたものに対して人的にも資本的にも深くかかわつてきた、そしてそれに加えて多額の紹介融資を行つてきたといった経緯を踏まえて、債権の全額放棄に加えて抛出あるいは低利融資などさまざまな負担や協力を要請してまいりました。

そして、住専処理機構が国会の御審議を終え設立をさせていただきました場合、当然のことながら債権回収に全力を挙げていくわけでありまして、けれども、その回収過程におきまして、違法な紹介融資などが行われ住専に対して損害を与えていたことが明らかにになりました場合には、住専処理機構が住専から譲り受けました損害賠償請求権を適切に行使することによってその責任を個別に追究することにもなろうと思つておる。

私どもとしては、議員が今御指摘になりました母体行の責任というものを含めて否定する答弁をいたすつもりはございません。

○筆坂秀世君 違法な紹介融資があれば損害賠償請求する。これは別に住専処理法案をつくらなくたって、処理機構をつくらなくたって、これは今だつてやれることで、当然の責任追及だと思つておる。

同時に、母体行というのは通常のメインバンク、こういう場合の責任とは質的に違うんだというのを私は申し上げたわけでありまして、ところが、母体行側にはこの認識というものが決定的に欠如していると私は言わざるを得ないと思つておる。その代表人物が、きょう午後参考人から

れますけれども、橋本俊作全銀協会会長だと思えます。先般も記者会見での発言が物議を醸し、久保大蔵大臣も厳しくこれを批判されました。梶山官房長官も厳しく批判されました。ところが、まだ反省していないです。

昨日の記者会見、これを全文私は手に入れましたけれども、どういうことを言っているかといえます。債権の全額放棄であるとか資金の拠出であるとか低利融資だとかについての御協力を申し上げていると、こういうふうなきのうの記者会見で橋本全銀協会会長は述べられています。協力している、政府に協力しているんだという言葉が三回も出てくるんです。これが全文です。

しかし、だれが一体住専をつくったんですか。だれが破綻させて、だれが不良債権をつくったんですか。そして、そのために国会でこれだけ特別委員会もつくって審議しているときに、その第一の当事者が協力すると。私はとんでもない発言だといふふうに言わざるを得ないと思うんですけれども、大蔵大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(久保亘君) 母体行が持ちます住専問題に関する責任の重さについては、国会においても皆様方の御議論もございまして、政府としても明確に終始一貫して申し上げてきたつもりでございます。

このことを含めて、住専問題を処理するためにどういうことを急いでやらなければならないかというところで昨年来協議や検討が行われ、そして今御検討をいただいております住専問題といえます。住専の債権債務の処理の促進に関する方策についてお願いをいたしているわけでありまして、この方策を策定するに当たりまして、銀行側ともまた系統金融機関とも協議が行われたわけでございます。

その中で、政府の側からこの処理スキームをつくるに当たって考え方を含めて要請し、その理解のもとに協力を求めたわけでございますから、銀行協会の会長が政府からの要請等も含めてこの協議を成立させていくために協力申し上げたと、こ

ういう御発言になっているのは別に問題ではないんじゃないかと思っております。

○筆坂秀世君 そういふ姿勢だからね。

じゃ、一体だれに協力するというんですか。政府に協力するというわけでしょう。その政府が出している処理案というのは国民の税金で負担しようということじゃないですか。簡単に言っちゃえば国民に母体行が協力すると、そういうことになるんじゃないですか。

だって主体は、不良債権をつくったのは、住専を破綻させたのは、その第一の責任は母体行にあるんじゃないですか。だからこそ久保大蔵大臣もこれまで、債権全額放棄だけで母体行責任を果たしたと思ってもらっては困る、母体行の責任はもっと重いんだ、協力じゃなくて当然のことなんだと。総理だってだからこそ、母体行の責任を自覚して、自主的に判断して母体行はその責任を果たしてほしいということ言ってるじゃないですか。母体行が協力して、国民の側が協力してもらう側だということにおっしゃるわけですか。

○国務大臣(久保亘君) 大変極端な受けとめ方をなさっているんじゃないかと私は思います。

政府も、この処理スキームをつくっていくために、法的処理ではなかなか困難であると。それで、確かに筆坂さんおっしゃるように、住専問題が今日このような深刻な事態に立ち至るその経過と現状について国民に責任を転嫁するということはないべきことではないと、それはそのとおりだと思います。

しかし、このことを放置することによって起こるまいります経済への影響、国民生活への影響、将来もしこの問題を先送りして放置した場合に起こってくる可能性のある信用不安、そういうようなものによって引き起こされた場合の政府の財政的負担、そういうったようなものも念頭に置きながら、今日から将来にわたっての国民の利益を守るためにどういうことができるかということに検討され、関係者との合意に基づいてつくられた

ものがこの処理方策だと思っております。

しかし、皆様方の強い御意見もあり、政府としても母体行の住専問題に対する責任は重いということも申し上げてまいりましたから、その責任と現在持つておられます体力に比べても負担すべきものを負担してもよいのではないかと、そうすることによって国民の負担となります財政支出の部分を極力圧縮しようということを進めているもので、ぜひ御理解をいただきたいと思うのであります。

○筆坂秀世君 全然理解できないですよ。

じゃ、聞きますけれども、住専処理の主体的責任は政府であって、そして母体行はあくまでも第三者として協力する立場だと、こういうふうにおっしゃるわけですか。そこをはっきりさせないと、これはそういう姿勢だからこそいまだに追加負担策だつて実現しないんじゃないですか。

○国務大臣(久保亘君) 母体行を中心とする銀行側が要請に基づいて協力するということは、どこか問題がありますでしょうか。協力するなどおっしゃっているんじゃないと、よもやそういう御発言ではないと思いますが、協力を求めるということとがどこが問題なんだろうかと私は思っております。

母体行責任ということについては終始、この住専の設立から出資、人事、経営、そして紹介融資、こういったようなものを含めてその責任は極めて重いということをはっきり申し上げているつもりであります。

○筆坂秀世君 久保大蔵大臣は一日の本会議で、関係当事者の意欲と努力だけでは解決を図り得ない状態になっている、だから税金を投入したと、こういう御答弁をされました。

しかし、母体行の方は本意に意欲と努力を十分発揮したのかと。例えば、先般、予算委員会に参考人として出てこられた前全銀協会会長、当時の橋本富士銀行頭取が何とおっしゃったかというところ、戦略的に重要な直系ノンバンクには債権額以上の支援をする、しかし住専のようにもう再建の見込

みのないところには債権額以上の支援はしないと、こういう答弁をされました。これはまことに身勝手な論理だと思っております。

私は何も協力するとかしないとかそういうことを言っているんじゃない。協力者の立場でいいのかということ、主体的に自主的に責任を果たすのが母体行の立場じゃないのかということ、言っているんです。何も、協力するな、追加負担するなということ言っているんじゃないですよ。そういう第三者のような立場でいいのか、もつと当事者の立場に立つべきじゃないのかと、こういうことを申し上げているんです。

○国務大臣(久保亘君) 私は、銀行協会の会長とも再三お目にかかりましたときに申し上げておりますことは、あなたの方の今日までの協力ではまだ十分でない、したがって今、筆坂さんが言われましたように、自主的に真剣に要請にこたえてもらいたいということを申し上げているのであります。

○筆坂秀世君 これまで議論されてきましたように、いわゆる直系ノンバンクですね、この場合には、それが修正母体行方式であれ完全母体行方式であれ、これはもう当然のことですけれども、母体行が責任を持って、自分たちで持てないところがあれば関係金融機関にもお願いをする、しかしいづれにしろ税金で面倒を見てくださないと、こんなケースは一度だってありませんでした。

しかし、住専だって私は直系ノンバンクだと思っております。現に、例えば玉置地銀協会会長は地銀生保住宅ローンについて、我々は業界母体だった、業界全体として母体だった。言ってみれば業界は一つですから。そして地銀生保住宅ローンをつくったんだと、こういうことを明言されました。つまり、直系というのには複数とか単数とかは関係ないわけですから、自分たちがつくった住専なんだということを地銀協会会長も予算委員会参考人として出席してお認めになりました。

ところが、これまで大蔵省の答弁を伺っておりますと、母体行がたっくらんだ、権利関係が錯綜し

ている、そのために母体の責任がはっきりしないというところで、あたかも住専は直系ノバンクではないんだと言われるような議論を大蔵省自身が展開してこれたんじゃないかと私は思う。だからこそ今まで、これ以上の負担はもうできない、これがぎりぎりだということを母体側は盛んに言ってきた。だって、いわゆる直系ノバンクのときにはそんなことはなかったわけですから、債権額以上の負担をどんどんやってきたわけです。そして、他行には迷惑をかけない、こういう態度をとってきたわけですね。

ですから、大蔵省が何で、権利関係が錯綜している、母体行がいっぱいだったからだと、こう言って母体行の責任をあたかもあいまいにするかのような議論をされるんでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(久保巨君) 母体行の住専問題に関する責任をあいまいにしているわけではございません。

それではもし、母体行責任でこの問題は解決しろ、こういうことで公的関与は一切行わない、こうなりました場合に、現在の住専にかかわります母体行の数、それから複雑な利害関係、こういうものからして破産処理以外に方法がなくなるだろう。そういう処理になりました場合に、共産党の皆様が両院で御主張になりましたように、母体行全責任での決着というふうなことになる得るのだから。私も、そういう意味で、母体行の数が多く利害がふくそうしていることがこの解決を困難にしていると、このように申し上げているのでございます。

○筆坂秀世君 大臣は、そう言いますとすぐ破産法だと、こういうふうによく御答弁されるんです。しかし私は、もしそれを大蔵省が唯々諸々と認めたとしたら、大蔵省は行政責任を放棄しているということになると思えます。ましてや、これだけ世論があつて、そして母体行責任がこれほど明白で、系統金融機関だって先般農水大臣がおっしゃいましたよ、もし母体行が破産法など

と言え、これは応訴して全面的に闘うと。当然の話ですよ。そんな簡単に破産法などということをおっしゃるべきじゃないと思つてます。

そして、母体行が多数あるとおっしゃいます。しかし、多数あつたつてつくるときには見事に意思統一しているんじゃないですか。例えば、これは予算委員会にも出されませんでしたけれども、設立趣意書、これを読んでもみますと、例えば総合住宅金、これは第二地銀ですが、これは業界全体の共同事業であり、人、資金、業務面にわたつて参加相互銀行全体のメリットを実現するよう運営することを基本とするというふうに述べています。

あるいは地銀生保住宅ローン、これは母体行が一番多いですね。八十九あります。しかし、その設立趣意書を見ると、「商業界二あげて一致協力し、将来に亘り、新会社の育成、発展に努める」と。いざとなつたら逃げ出しますなんて一言も書いていないですよ。

あるいは日住金、「社会的要請に応へつつ」有力金融機関が互いに相協調してすむのが最も有利であると考えられるので、ご協力をお願いする」といふので、幾つかの銀行が集まつて日住金をつくつたんです。

つくるときには見事に意思統一しながら、破綻して大変だ、不良債権をたくさん抱えたということになると、母体行がいっぱいで権利関係が錯綜していると。こんな身勝手な理由を認めたら、私は母体行にまともな負担をさせられぬのは当たり前だ。だから税金負担になったんです。そうじゃありませんか。

○国務大臣(久保巨君) 母体行の立場を弁護したり擁護したりするつもりは全くありません。私は、もし法的に強制する手段があれば、その方法をとるべきだとも思つております。しかし、今日、母体行に対してどのような法的強制手段があるか、そういうことも考えながら、ただ母体行を初め銀行側を悪と決めつけて攻撃するだけでは、この問題は成果を上げられるものではない。私は、関係者が十分に協議を尽くして、お互いに理

解した上で最大限の協力を行うということによつて国民の皆さんの考えておられることにこたえなければならぬと思つておられるのであります。

○筆坂秀世君 強制する根拠がないということもたびたびこれまでも言つてこられました。しかし、大臣、よく考えていただきたいんですけれども、住専処理法案がもし成立をしますと、国民は税金から六千八百五十億円、二次損失が出ればその二分の一、いや応なしに強制されて取られるのは一緒でしょう。住専処理法案をつくる、あなた方はつくると言うんだから、国民には強制力を持つて税負担させようとしておるじゃないですか。

だから、そこで知恵を出さなきゃ。私は、その知恵を出すのは何かといふと、大蔵省が母体行を弁護するんじゃないで、あなたたちの責任はこうだよ。例えば、権利関係が錯綜していると、言うんじゃないで、何を言っているんだと、つくるときにはあなた方は意思統一やつてつくつたんだから、つぶれるときこそ社会的責任を果たさないか、ということをしつかりそのときには言つていく。そのときに大蔵省が逆のことを言つたんじゃない、これは責任を迫ることはできません。

例えば、意欲と努力が母体行の側でまじめなものなら、それは系統金融機関やあるいは一般行としての協力も必要でしょう。系統金融機関には何の責任もないと、そんなことは私たちが言つてませんから。そうしますと、負担する能力だつて十分ある。

例えば、各住専の母体行一行当たりの第Ⅲ分類と第Ⅳ分類の不良債権、これを母体行一行で割つてみますとどうなるかというと、日住金の場合が母体行一行当たり千五百三十億円、住宅ローンサービスが千二百七十一億円、住総が千八百六十一億円、総合住宅金二百九十九億円、第一住金、これはちょっと多いです、九千八百六十六億円、地銀生保住宅ローン七十八億円、日本ハウジングローン七千七百七十億円です。最も多いのが日本長期信用銀行が母体になつて第一住金です。しかし、例えば長期信用銀行、昨年九月初決算

で見ますと、一兆二千三百九億円の内部留保を持っている、あるいは有価証券の含み益は五千九百五十七億円、こういう体力を持っています。ですから、全体として見た場合に、これまでも議論されてきたけれども、体力は十分ある。そうであるなら、母体行が大蔵省に、政府に泣きつく前に、系統金融機関にお願いする、一般金融機関としての負担もお願いする、しかし、それで足らざるところは自分たちの努力が不足しているわけですからそれは自分たちで持つと、こういうことを御指導なさるのが当然の筋なんじゃないでしょうか。

○国務大臣(久保巨君) 少し筆坂さんと話の食い違つている点があるのは、これは何かといふと、私が母体行の数が多いいつたような問題を申し上げておられますのは、そういう状態にあるので、破産法などに持ち込んだ場合には、これは大変時局がかかつて、利害関係が複雑になるためにその処理が困難になる、そしてそのしわ寄せが系統金融機関の方へ行くのではないかと意味で申し上げているのであります。母体行が責任を回避するために母体行の数が多いいつたようなことを言っているというのを私は言っているのではありません。そういう点ははっきりしておかないといけないと思つてます。

それから、私はもう何回も繰り返して申し上げましたように、母体行責任というのは、筆坂さんたちがおっしゃることと私も大部分共通の認識に立っていると思つておるんです。その上で、実効ある母体行の協力をどのように行わせるかというところで今いろいろと苦心をしているわけでありまして、皆さんにもぜひ御協力をいただきたいと思ひます。

銀行側を理論的にいろいろと糾弾するということだけでは成果は得られないものだと思つておりまして、法的な強制力がないというのはそのことを申しているのではありません。○筆坂秀世君 私がこうやって質問していることも、そして母体行責任を追及することも、これは

十分母体行に責任を持たせていく上での援護射撃になつてゐるというふうに私は思ひます。

次に、二次損失の問題についてお伺いしたいと思ふんですけれども、昨年十二月十九日に閣議決定がされました。このときには、二次損失について二分の一負担ということは決まっております。二分の一負担ということが決まらなかったのは一月三十日の最終的な政府の処理スキーム、閣議了解ということになりましたけれども、ここで二分の一というのが政府、民間の共同の責任ということを決められました。

政府が責任を負うということは、これは結果として国民が責任を負うということに当然なるわけで、何で国民と母体行の側が、あるいは金融機関の側が共同責任をとらなければならないのか、何で折半で割り勘にしなきゃいけないのか、この点について理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村吉正君) この点は先ほど来大臣が御説明を申し上げております。いわゆる一次ロスの処理とも関連するところでございますけれども、この住専問題の処理を例へば政府が関与することなく民間にゆだねるだけの場合に、例へば法的処理になるといふような結果、負担の配分というものは、恐らく今御提案を申し上げておりますような案よりも民間金融機関に軽いものになる可能性があらうかと存じます。

そのような状況は必ずしも適切ではないのではないかと、こういう考え方のもとに、先ほど来大臣が申し上げておりますように、政府といたしましてもこの住専処理策について努力をしてまいつたところでございます。

その努力の結果が、一次ロスの処理につきましては関係者に最大限の協力を、努力を願ひまして、御提案申し上げておりますように、母体行は三兆五千億の負担等の処理をした上で、どうしても処理ができない部分につきまして財政的な処理をせざるを得ないと、このような枠組みになつてゐるわけでございます。

御指摘のいわゆる二次ロスの問題というのは、さらにその上で万が一損失が生じた場合にどのような処理の仕方を想定しておけるのか、予定しておけるのかと、こういう問題であるわけでございます。

が、関係者が最大限の努力をした上でのさらに必要な措置ということでございます。これは金融システム安定のため、あるいは国の経済全体のためということでございます。関係者の協力を仰ぐとともに、国といたしましてこの施策を実施していくために必要な努力をする、そういう意味におきまして二分の一の負担、このようにすることで関係者の間で話し合いを進めたと、こういうことでございます。

○釜坂秀世君 あなたね、聞いたことには結局何一つ答えていない。何で割り勘か、聞いてないんだ。何で二分の一かという根拠は何も言っていないじゃない、長い答弁したけれども、要するに何で二分の一なのか、割り勘なのか。国民は母体行と一緒に飲んだ覚えはないんだから。その根拠も説明できない。幾ら損失が出るかわからない、それで二分の一の負担を国民に求めていこうという。私は冒頭に申し上げたけれども、これじゃ国民の納得なんか到底得られるわけがない。このことを御指摘申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○委員長(坂野重信君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠として笠井亮君が選任されました。

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございます。今、国民はこの国会というものをかたずをのんで見守つてゐるというふうに思ふんですね。それと申しますのは、これだけの問題を起こしておきながら責任というものがどうも話られないでいてゐるのではないかと私思ひます。だからどうか、彼がこうとか、どうも責任のなすり合いが

非常に僕は多いように率直に感じています。例へば、住専から多額の借金をしている桃源社とかあるいは末野興産とか、これあるわけですが、豪邸に住んで、そして私腹を肥やして、高級車を乗り回して、全然私意思なんかがない。全くけしからぬ話だというふうに思ひます。

さらに、住専の経営者に至つても、今回の経営破綻というのは、いわゆる土地関連融資を抑制したことによつてパブルが崩壊した、だから我々の経営が破綻したんだというふうな、ある意味じゃ不可抗力のようなことをうそぶいてゐるやつもいる。全くけしからぬ話だというふうに思ひます。

さらには、今もお話がありましたけれども、いわゆる住専を設立した母体行ですね、これに至つても、多額の紹介融資を行つたり、あるいは住専を設立する以前は見向きもしなかったようないわゆる個人向けの住宅融資ローンにみずから参入してきて、そして子供の仕事を奪つてしまふ。その割には全然反省の色が見えないというふうに思ひます。

そこで、大蔵大臣にお伺いをしたいというふうに思ひます。

今話題になつてゐるのが住専七社です。しかし、本当は住専は八社あるんですね。いわゆる農林系の協同住宅ローンというのがあるわけでございます。これはほかの住専七社と同様に大蔵大臣の直轄会社ですね。そういう意味で、同じ経済環境のもとで経営をされてきたにもかかわらず、この協同住宅ローンは負債はしょつてゐるといういながらほかの七社とはけた違いなんです。いわゆる農林中央金庫の協力をいただきたがら自力更生を今やつてゐるわけですよ、再建を。ほかの七社と圧倒的に違う。これはどういうわけですか。この点についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(大原一三君) 大蔵大臣はほかの方で忙しくてそこまで御配慮が及ばないかもしれない、私がかつて御答弁申し上げますが、委員御

指摘のとおり、六十三年でございましたか、やはり不動産融資に非常に苦しんだ事件があったわけでございます。自來、いわゆる不良債権の償却を精力的にやつてきて、現在、不良債権の額はほかの住専に比べて非常に少ない。

そういうことで、今後、農協二段階というふうなことが進めば、住宅ローンの需要は大きいわけでございます。単協でカバーできないところでは中金において、この経営によつて住宅ローンの国民の需要を満たしていこうと、そういうことで継続的な運営をしていこうと、こういうことになつておるわけでありまして。

○国井正幸君 今、農水大臣からお答えをいただいたんですが、同じ経済環境の中でこの協同住宅ローンもほかの七社と同様に経営されてきたわけですよ。僕はこれ調べてみて、協同住宅ローンの場合は個人向けの住宅融資の比率が非常に高いということがほかの七社とは決定的に違うと思ふんですよ。つまり、住専そのものが当初の設立目的から大きく外れてきた、ここに僕は今回のこの住専の不良債権を抱える問題が発生したというふうにしてゐるんですが、その辺いかがでしようか。大蔵大臣どうでしょう。

○国務大臣(久保亘君) 住専の設立目的から離れていきます経営が進んだということが破綻の非常に重大な原因になつてゐることは、御指摘のとおりだと思つております。

○国井正幸君 そこで、大蔵大臣に続いております。お伺いをしたいというふうに思ふんですが、大蔵省は昭和四十八年七月四日付の第一七九号という文書で住専の経営実態というものを十分把握してゐたというふうに思ふんですね。

そういうことから考えますと、住専が当初の設立目的から大きく離れていった。にもかかわらず、なぜ大蔵大臣の直轄会社としての地位をそのままに放置しておいたのか。これは金融制度調査会の、国民がマイホームを持つために個人向けの住宅ローンを組む、融資をする、こういう住専というものは育成することが望ましいということ

こういう措置を講じたというふうに思ふんですね。ところが、大きくその設立目的から外れてきた。にもかかわらず、その地位というものをそのままにしておいた。これは大変な問題だと思ふんです。

僕も決算委員会でこの問題について質問をしたんですが、いわゆる大蔵大臣の直轄会社として金融機関としての位置づけがなされなければ、いわゆる農林系においても、特に農業協同組合において員外利用の規制の対象になるわけですよ、住専が。したがって、大量に資金が流入するということとは農協法上からもなかったというふうに思ふんです。これをそのまま放置したというのではどういふわけなんですか。

○政府委員(西村吉正君) まず、直轄会社という言葉がよく使われるわけですが、すくなくとも、住専もノンバンクの一種、あるいはノンバンクよりもさらに規制という意味では遠い緩やかな存在でございまして、あくまでも民間の経営者の、設立者の経営の自主判断にゆだねられる、こういうこととございまして。そういう前提をひとつ御理解いただきたいと思います。

ところで、なぜ放置しておいたのかという御指摘でございしますが、例えば免許の取り消しをするというふうなことはどうしてできなかったのかと、こういうような御指摘であるといいたしますと、この住専は改正前の出資法に基づく届け出制の会社というところになっておりまして、そもそも行政庁がその営業を停止するとか免許の取り消しをするとか、そういう性格の問題ではないわけとございまして。また、業務の改善命令とか停止命令というものを命ずるというふうな法律上の権限を与えられているわけではない、そのような形態の会社であるということ御理解いただきたいと思います。

○国井正幸君 いや、僕はそういうことでは納得できないと思ふんです。結局、設立をする段階では育成することが望ましいとして認可をしておいて、そして一たん目的が外れて、それに対する

行政指導もできないと、こんなおかしな話は僕は通らないというふうに思ふんですね。そういう目的があればこそ、やはり金融制度調査会においてもそういうふうな答申があつて、そのような位置づけをしてきたというふうに思ふんですね。これはやっぱり大変な責任の問題があると思ひます。

ただ、時間の問題がありますから先に進ませてもらいたいというふうに思ひますが、平成三年の十月から平成四年の五月にかけていわゆる住専七社の第一次再建計画というものがつくられたわけとございまして。しかし、予想外に土地の値段が下がった、こういうふうなこともあったんだというふうに思ひますが、この再建計画は、先につくったところからでは一年半ぐらい、後からつくったところでは一年ぐらいで破綻をするわけですね。そして、平成五年の二月から七月にかけて第二次の再建計画というものがつくられたわけとございまして。このときに、農林系の金融機関は住専からの資金を引き揚げたい、こういうことを強く求めたというふうに言われておりますし、私も関係者からそういう話を聞いております。

ところが、大蔵、農水両省の強い行政指導のもとで資金の残高を維持することになった、こういうふうな聞いていられるんですね。嫌がる農林系の資金を住専につなぎとめる。このために、いわゆる覚書と言われるものでありますが、住専の再建は母体金融機関が責任を持って対応していく、大蔵省は農協系統に今回の措置を超える負担をかけるという責任を持って指導していくという内容の大蔵省の銀行局長と、きょう午後見えますけれども、銀行局長と農水省の経済局長の覚書を結んだというところではないかというふうに思ふんですね。

政府のやることでありますから、ましてや監督官庁でありますから、農林系の皆さんは信用したと思ひます。私だって、皆さん方が大丈夫だと言へば、これは信用しますよ。ところが、この覚書が履行されるどころか、今大変な迷惑をかけている。このことに関して、行

政責任としてどのように責任を感じになりますか。これは総理に答えてもらった方がよろしいでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 住専が四十年代の後半に設立されました、当時におきましては国民の住宅ローンに対する需要というものが健康な環境であったわけとございまして、その後の経済環境の変化に適應してこの住専というものが健全な機能を果たしてきたかどうかという点につきましては、行政的な見地からも私も反省すべき点は多々あるかと存じております。また、金融制度調査会においてもそのような御指摘を受けているわけとございまして。

ただ、今御指摘の覚書の前後の経緯でございまして、当時、住専の経営が危機的な状況に陥ってきた中で、関係者にはある意味ではみんな資金を引き揚げることを期待したわけとございまして、すべての者がそのような行動をとりました場合には金融システムに極めて大きな影響を与えるということから、その事態をどう收拾するかというところで農林省と大蔵省が協議をいたしました、御指摘のような方針のもとに関係者の理解を求めた、こういうことと理解をしておるところとございまして。

○国井正幸君 結局、責任を感じるといふ話とどういふふうに理解しますけれども、やっぱりこれだけの問題で、しかもこれは局長ですよ。そして、こういうことをするんだから皆さん心配ないから安心してくれよ、そして協力してくれと言っている、これができないとなったら、国民が国を信用することができなくなったら、これは大変な世の中になってしまふ。

僕は、総理、一段落したら、これは政府においても考えておられるかもしれないが、やっぱりきちっとした責任というのを、ぜひ行政責任というのをもつていただきたい、これは要望しておきたいと思ひます。

最後に、総理に御要請を申し上げたいと思ひます。すけれども、我が国の中で、借りたものを返す、

あるいはその果たした役割に応じて責任というのは負うんだということ、今の行政責任も含めて負うんだということ、これがやっぱり常識だと思ふんです。国民から見れば、いろんな難しい理屈ではなくて、当たり前のことが当たり前に通るようなわかりやすい措置というのが僕はやっぱり必要だというふうに思ふんですね。

今後の我が国の教育の問題についても大変な影響を及ぼすというふうに思ひますので、決して借り得とか踏み倒し得なんというものが許されないように、特段にこれは総理にお願いをしたいと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 我々は、借り得、あるいは委員が今お使いになりました言葉をそのままに使わせていただきますなら、踏み倒してそのままだを得させる、そういうことを許すつもりはございしません。むしろ住専処理機構というものの設立を私どもが大変急いで御国会にお願いを申し上げておりますもの、組織的にこの回収作業というものに全力を挙げさせていたいただきたい、そのような願いを込めてお願いを申し上げておるわけでありまして、でき得る限りの国会の御協力も心からお願ひを申し上げます。

○国井正幸君 ありがとうございます。五月二十四日、都市銀行十一行の決算が発表されました、低金利政策のおかげで史上空前の純益が上ったということが報道されておりました、それに伴って、その傍らに官房長官の談話といたしまして、低金利政策もいさそそ預金者の保護を考えねばならないということがありまして、そのとおりだと思ひます。それに対して、四日後でございましょうか、全銀協の橋本会長が、金利政策というのは日銀の専権事項であるからして、ほかの人があれこれ言うものではないという発言がありまして、官房長官の御談話をいたく痛められたらしくて、大変もう怒り心頭に発するような発言がございまして、その直後にまた橋本

会長は平謝りに謝る。大蔵省に参りまして発言を撤回して陳謝するという事態があったようであります。

古来から「論言汗の如し」という言葉がありまして、偉い人が一回口にした言葉は汗と同じくもとに戻らない、よってもって慎重にも慎重を期して発言すべきであるということになっておりますが、どうも我が国は、政治の世界でも経済界でもなかなかそれは守られていないようで、植民地問題などでは、発言をしては撤回をする、政治家の見識を疑われても仕方のないような方々がおられるようでありまして、今回の橋本さんにつきましても同じように批判されていいのではないかと。銀行の頭取あるいはまたそれを統べる全銀協の会長という方がああいう方でいいんどうかという気もしないわけではないわけです。

私は実は電車で通勤しておりますけれども、通勤議員を売り物にしておりますが、電車の中で若い連中、サラリーマン風の者がいろいろと議論をしておりまして、この問題について、きのうのあの官房長官の発言を見たか、さすが橋山というのは立派なやつだ、胸がすつとした、それに引きかえあの銀行屋は何だ、ああいうやつはすぐ首になきやいかぬというようなことを言っております。

そこで、橋山発言がいかなるものか、ちよつと読み上げさせていただきますけれども、これは記者会見の際に言われたことなのでありますから、大体そのとおりだと思います。新聞報道ですが、我銀行の大ボスなりと自分を大法王と思つて、金利政策に口を出すなどとはしゃらくさい、さくら銀行は悪玉だ、何様だと思つて、銀行は神様ではない、腹の底から怒りが込み上げてくる、民くたばれ、我繁盛というのが銀行だ、これは率直に申し上げまして、政府の御要職にあられる方の発言と私はちよつと思えないわけなんです。私だつてこういうことを言われて、あいつは何様だと言われたら、ちよつと永田町は怖くて歩けないという気もいたします。橋山官房長官は今

や与党、野党を取り仕切つておる大変な実力者で、その力はいまやかつての金丸さんにも及ぶんだというふうに言われておりますから、その方からこういうことを言われたらちよつと怖くて歩けない。特に銀行というのは政府の監督下、大蔵大臣の指揮監督下にあるわけですから、その監督者からこういうことを言われたら、その銀行サイドとすれば立つ瀬がないのではないかと。もう明日にでもやめねばならぬんかどうかという気にもなりましよう。

一体、民主主義の言論というのはこういうことなんだろうか、私はそこが大変問題意識を持つたわけでありまして、何もこんなに腹を立てる必要はないのであります。いろんな意見があつていいわけですから、銀行協会長がこういうことを言えれば直ちに橋山官房長官といつたしましても反論をなさつて、金利政策は確かに日銀の専権ではあるが、政府もそれについて問題があるとすれば発言できる、口を出していいんですよ、意見よく言わさせていただきます、それだけのことですよ。

いづれにいたしましても、銀行は今回のことで大変な純益を上げておる、社会的責任を自覚して多少なりとも社会に還元してはいかですかというのを橋本さんにおっしゃればいわけ、それを受けてまた橋本会長が、いやそうではない、いやそうではあるという議論を繰り返していくというのが私は本当の民主主義であらうと思つております。先ほど申し上げましたが、私ももしそういうことを言われたら大変に怖い、最初におつかないなど、こういう気もいたしますよ。

かつて、吉田茂という方が労働組合に対して不逞のやからという言葉を使いました。それから、講和に際して、全面講和を主張した南原総長に對しまして曲学阿世の徒という言い方をいたしました。吉田さんというのは、明治十一年生まれですから大変古い方で、世の中、天皇陛下の次に総理大臣が偉い、東大総長であらうが労働組合であらうが虫けら同然と、こういう思いがあつてあいう発言になったんではないかと思つております。

しかし、この新しい時代の権力者というのか権力を担う者というのは、謙虚な上にも謙虚であらねばならない。そして、国民の意見あるいは関係業界の意見を十二分に酌み取りまして、それで問題があるとなれば橋本さんかたしなめてやる、それが権力者。権力者と言へるのかどうか、今こういう世の中ですけれど、だが偉くないといふ時代ではないわけなんです、みんなそれぞれの立場で自分のことを発言する、そしてお互いに意見を交換し合つてたしなめることはたしなめていく、それが民主主義の基本のあり方ではないか。

今、住専問題で大騒ぎをして、住専は確かに重要ですけれども、私は民主主義社会における権力者のあり方、心構え、これも本当に大事だと思つて、橋山官房長官は何か大変な大物だ、いづれは総理という話も出ておるようでありますけれども、もし総理大臣になりましたら、そういう心構えではやはり反省してもらわなきゃ困るんだという気もいたすわけでありまして。

私が言っていることは間違ひなのかどうか、ちよつと御感想だけでもお聞かせ願えればと思つて。

○国務大臣(橋山静六君) お答えを申し上げます。

どういふ御質問か御意見の趣旨がよくわかりませんけれども、私に對する大変なおいさめの言葉と受けとめております。

きょうここで読み上げると時間がありませんから、私の記者会見の一、二遍の模様は、既にこの問題に関心のある方はお読みをいただいたと思つてます。新聞に引くは週刊誌の切り抜きで、公的な場所の部分部分をつなぎ合わせて物事を言われることは大変真実を曲げる場合が多々ございまして、これはあなたの前歴から見てもそれはよく言えることだと思つてます。

私が申し上げたのは、平成七年度三月末の決算において業務純益が八兆四千億、都市銀行十一行でも三兆何がし。それから、ちよつと幸いにこの住専の問題をやつておりましたから、去年の九月

期の決算と三ヶ月の決算の表がこゝで出されております。これでも含み益は株価だけで四兆、そういうものがございまして、ですから、私は低金利政策が悪いとは言つておりません。この景氣回復のためにはどうしても低金利政策をとらざるを得ないだらう、しかしこれによつて受ける弱者といふものがどういふものであるのか、こういう方に対する金利といふものはもう一回見直しをしていただかなければならぬんではないかと申すを申し上げたわけでありまして。

そして、この問題に對して、私はどんな場所でもどんなあれをされたのかわかりませんけれども、橋本銀行協会会長は、金利政策は日銀の専管事項だと、ほかの人がつべこべ言われちゃ困ると、こう言われたわけでありまして、その真意をと思つて、私も記者会見の模様の速記録を取り寄せて読ませていただきました。

私は、金利政策が日銀専管であるとするならば、銀行協会もこれまたこれに口を挟むことはいかぬものかという気がいたします。確かに日銀といえども銀行であります、それはおのずと使命が違ふこともございまして、私はそういうことを感じますと、これは被害感があるのかも知れませんが、ともすると国会議員その他は口のうるさいやつだ、大したことのないやつだ、我こそは偉いんだという思いを持つてゐるのではないかと、被害感もあつてます。ですから私は、銀行は神様ではないんだから間違ひの発言もあるだらうと。

というのは、私は彼の発言を取り寄せて、私があつかも、悪い言葉で言つて恐らく記者の誘導にひつかかつて、橋山はいわば日銀の公定歩合を引き上げる方向にという質問をされたのに答えたいような気がいたします。しかしそれは、やはり銀行協会長とある者、幾人かの部下を持つて、スタッフを持つてやつてゐるはずでありますから、相當に正確に説明を求めておかつ発言されるのがよろう、こういう思いがいたしました。

ですから、委員が言われるほどの、まあ言葉が

下手であるとか、あるいは粗いとか粗野だとかという言葉はあるかもしれませんが、真意はそういうものである。私は、今でも弱者救済的な金利は何かの方法でとられてしかるべしと思っております。それは、銀行がこれだけの不良債権を持つていられるから、私は不良債権の処理をするなどは申し上げておりません、してもらわなければ金融秩序が維持できないわけでありまして、しかし、よく考えてみますと、どうしてこれができるかという、預金者があればこそこれだけのいわば利益を得ることができるといふのであります。その方々に還元をすることは、銀行の社会的な使命やあるいは預金者の利益を保護するためには実は大切なことだと思ひます。今でも私はその確信をいたしております。

ぜひひとつ議會でも、そういう思いを、国民のつらい思いを代弁するのが私は議員だと思ひますので、その趣旨を伝えるつもりはございません。

○佐藤道夫君 どうも私の議論を全く取り違えて受けとめておられたようであります、私は議論の中身を言っているのではなくて、議論の仕方方を言っていたわけでありまして、

いろんな人がいろんな意見があつていいわけですから、それについて異論があればまた穏やかに反論していつて、それが民主主義であらうと、こういうわけでありまして、特に高い地位にある方々はそういう精神、その気持ちが大事なんだろうと、こういうことであります。

低金利政策がいいとか悪いとか、銀行がどうだとか、国民を救うのがどうかとか、そういうことを私は言っているんじゃないで、私の趣旨を承つてくれればよいと思ひます。

次に、株主代表訴訟の問題に移りたいと思ひます。

きのうからいろんな提案がなされておりました、しかしいま一つ良案が得られない、さてどうするかということでデッドロックに乗り上げていような感じがいたします。この根っこにあるのが、やはり銀行側が債権を放棄すればそれで十

分、あとの余分な追加負担をすれば株主代表訴訟の問題が起きてくると、こういう線から一步も出ていないのがこの問題の根源にあるんだらうと思ひます。

昨日も問題提起されておりましたけれども、基金をつくらせてそこに銀行に拠出させる、こういう案はどうだろうか。これも基本の問題が解決していない、株主訴訟が起きたらどうするか、こういう問題が解決していない限り銀行側がおいてそれとオーケーとは言わないんだらうと思ひます。そこで、銀行が言っている株主代表訴訟というのは、単なる口実なのか本当にそうなのか、法律的に随分詰めた議論をして検証してみることが必要であるのではないかと、こういう感じが私はいたしております。

政府はもう既に、この問題が起きて以来、一貫して金融システムを守るために六千八百五十億円は必要だと、こういうことを言っております。昨日も大蔵大臣は、金融秩序というものは、病人に例えれば大変重い病氣だ、速やかな治療をする必要があるということを言っております。

この問題、一番の確に言っておられたのは自民党の加藤幹事長で、金融システムを堤防に例えまして、六千八百五十億円はアリの穴だと、こういうことで、それを早急に埋めないと堤防がいずれは崩壊する、要するに金融秩序そのものがめっちゃめっちゃになってしまふと、こういう言い方です。それはわかりましたと。その次に、その穴埋めの金は国民が出してくださいますと、こうなつたもので、国民は国民はちよつと目をばちくりしているのが現状じゃないでしょうか。

そういう問題があれば、だれが考えましても、最初に金融システムを守るべき責任があるのは金融界の人たち、金融機関に關係する人たちであります。もとをたせばその堤防の穴というの、母体行の責任とか農協系が見境なく金をつぎ込んだとかいろいろ言われておりますけれども、自分たちのあけた穴なんだらうと思ひます。その穴をなぜ国民が埋めねばならぬのかと、こう言われる

ものですから、国民はちよつと困つたな、納得いかぬなど、こう思つておるところだと思ひますが、こういう考えはいかがでしょうか。簡単に結構です。

○國務大臣(久保亘君) 佐藤さんの御意見は御意見として、その考えがどうかとおっしゃられれば、短い時間で答へるのは大変難しい問題でございますが、金融機関の持つていられる高い公共性、社会的な責任、そういうものから考えます場合に、名案がないということが株主代表訴訟との關係だけで言われているとすれば、私は御主張のようにならぬことだと考えております。

○佐藤道夫君 終わります。

○奥村展三君 新党さきがけの奥村展三でございます。

当選をさせていただきましたまだ十カ月、この歴史と伝統のある参議院、しかも今、国民注視の中で議論を聞かせております住専の問題につきまして、登壇しに質問させていただきます機会を得まして、大変感謝しながら、また感謝しつつ質問をさせていただきますというふうに思ひます。

なぜ公的資金投入が必要なのか。衆議院予算委員会、衆議院の金融特、そしてまた参議院の予算委員会、当委員会等々、大変高度な議論をなされてまいりました、その問題等につきましても、奥深く議論をしてきた中でありますけれども、国民の皆さんが今何を思ひださうか。全然わからないと。私も時々地元へ帰つてお話をさせていただきますが、各先生方もそれぞれの立場でお話をされていると思ひますが、一体住専とは何だ、先ほど来議論をされていますように、大変国民の皆さん方にはわかりにくい。そうしたときに、国民の皆さんは知る権利を持つておられます。我々は、また一方で知らせる義務があるのではないかと思ひます。

私はこの総括審議の最終パツターでございますから、もう一度まとめるに総理から、そしてまた大蔵大臣から、なぜ公的資金投入が必要であつたのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(久保亘君) 私どもが説明をしてまいりましたことを御理解いただいていないというところを大変残念に思つております。

この問題は、今日まで住専問題の処理を先送りして放置してまいりましたことに、それぞれ行政も含めてその責任が存在していると思つております。しかし、今日の深刻な事態をこのまま放置した場合に、日本の経済、そしてこの経済を通して国民の生活に大きな影響を及ぼすことになる。そこでこの住専問題を早期に的確に処理しなければならぬということにおいては皆様方の認識はほぼ一致しているんだと私は思つております。

早期に的確に処理する手段としてどういうことがあるのかということ、関係者との間に協議を求めてきたわけでございます。政府も、その指導監督の立場からこのことに公的に関与をしなければならなかつたわけでありまして、そして、この問題を処理いたしますに当たつて、まず損失となつていゝもの、住専七社の欠損となつていゝものを合せて、六兆二千七百億と一千四百億、合せて六兆四千四百億、これをどう処理するかということからスタートをしなければならぬわけでありまして。

この問題について、関係者との協議を詰める中で処理スキーム全体を考へてまいりました。もちろん、民間の問題だから民間で法的処理にゆだねればよいではないかという考え方もございます。そのことも検討してまいりましたが、この問題を早期、的確に処理する、そのことが日本の将来にとって命運をかける大変重要な問題であるという立場に立てば、どうしてもこれは公的関与に基づいて処理を図らなければ、法的処理では無理である、こういう立場から検討を重ね、それぞれの金融機関に負担を願つて、なおその負担で処理できない分野については、この公的資金の投入を図つても処理することが国の将来にとってとるべき政策的判断、このように決断をしたものでござ

います。

しかし、審議を通じて皆様方の強い御意見もございまして、私どもも、母体行の住専に持ちます重い責任に立つならば、さらに母体行を中心とする金融機関等に国民負担となる部分が極力圧縮できるような協力を求めなければならないということ、あわせて今後の金融システムのあり方について、自己責任原則と市場規律の上に立った透明性の高いシステムをつくっていくために金融の新しい時代のあり方をきちんとすべきだということ、金融関連法案の審議をお願いしているところでございます。どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、副総理の方から御答弁を申し上げましたように、政府として考えてまいります。

要は、ここまでの御議論の中でもさまざまな角度から問題を提起されております。そして、まさに住専問題というものは本来民間の当事者間で解決すべき問題だという御指摘があるわけですが、そのとおりなことでありまうけれども、六兆四千億円という巨額の損失が生じている、そして関係する多数の金融機関の利害関係も非常に複雑に錯綜している。そうした中で、関係当事者だけの話し合いではどうにも解決を図り得ないという深刻な状況になりました。

そして、この六千八百五十億円の財政支出と申しますもの、これは当事者がそれぞれの負担、協力を行いましてもなおどうしても埋め切れない損失を処理する。そのことによって住専問題をできるだけ早く、また円滑な処理を行うことによって我が国経済に重大な傷跡を残さないように、そして新たな金融システムの構築に向けて我が国が立ち上がり得るように、そうした国民経済全体の見地から政府として決断をいたしましたものでございます。

○奥村展三君 ありがとうございます。

今、総理にお答えをいただきました、大蔵大臣もお答えをいただいたわけですが、国民の

皆さん方は、やはり皆さんの心を、総理から今語りかけていただいたそのお気持ちをお待ちになられているのではないかと。ということは、官房長官も常にいろいろ記者会見等で御説明をいただいておりますが、今回のこのいろいろな住専のスタートを振り返って見たときに、夜中に会見をなされたり、国民にとっては非常にわかりづらかった。事あるごとに、総理のお立場として何とかお考えのものをひとつ語りかけるようにして国民の皆さんに御説明をいただき、御理解をいただけたらというように私は思うわけであり

ます。

今後、沖繩の問題だとかいろいろこれから国内外にはあらうと思ひます。ぜひ総理みずからテレビに向かって、あるいは記者会見をされて、ひとつ国民の理解を得られるように御努力をお願いしておきたいと思ひます。

そして、いろいろお話の中にありましたが、ここでひとつ行政責任についてであります。母体行責任あるいは農林系の云々等々いろいろんことが醸し出されてまいりました。しかし、四十八年、この住専がスタートしたわけでございますが、ブラザ合意以降、バブルが発生し大変なことになってきた。そうした中に総量規制をなされた。そして今日を迎えた。確かにそれぞれの立場での責任はあったと思ひます。

ここで、行政責任につきましてもどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久保亘君) 住専問題についての責任という点になりますと、借り手責任、貸し手責任、それから特にこの住専の経営責任に關しての母体行責任等多くの責任がございます。

この責任は、今、法的に追及すべきものについては追及が行われているわけであり。今後この責任の明確化に努めなければならないと思ひておりますが、行政の責任も決して軽くはないと考えております。

これは、時代の変化といひますが、特にバブルの発生から破綻に至ります過程におきまして、資

産の価格が大幅、急激に変動することによって国民経済に与えた深刻な影響というのを考えますときに、これに十分に対応し切れなかった行政の責任というものは厳しく問われてしかるべきものと考えております。

今は、この責任を果たす道は、そのような過去の経験に学び、反省を加えつつ、どのようにしてこの金融の危機的な状況を乗り越え、新しい時代にふさわしい金融システムを基本の理念に基づいて確立するかということが第一の責任と考えております。そのことをなし遂げます段階で私どもは行政の責任を、大蔵省といひましても省自体の改革等も含めて考えていかなければならないと思ひております。

○奥村展三君 ありがとうございます。

反省していただいて改める姿勢、これが見えてくれないと政治不信あるいは行政不信とながつていくと思ひます。今、内閣の支持率は上がつてきたようでございます。ぜひ国民の目の高さ、国民に向かつてひとつあらゆる面でお取り組みをいただきたい。

今、大蔵大臣が最後に述べられました大蔵省そのものの改革、金融システム、これはやはり戦後五十年、大きなひずみが今あらゆるところに浮き彫りになっておると思ひます。どうぞひとつその根幹になるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終えます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午 休憩

午後一時一分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、中島眞人君が委員を辞任され、その補欠

として小山孝雄君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題といたします。

本日は、六案の審査のため、三名の参考人の方々から御意見を承ることとしております。

御出席をいただいております参考人は、全国銀行協会連合会会長橋本俊作君、前大蔵省銀行局長寺村信行君、弁護士田中清隆君、以上の方々でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人の皆さんから忌憚のない御意見をいただきまして、今後の審査の参考になりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事の進め方でございますが、まず橋本参考人、寺村参考人、田中参考人の順序で一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答え願いたいと思ひます。

それでは、まず橋本参考人をお願いいたします。

○参考人(橋本俊作君) 全国銀行協会連合会会長を務めております橋本でございます。

銀行界としての意見を申し上げさせていただきます前に、住宅金融専門会社の問題につきまして世間をお騒がせし、国民の皆様方に大変御迷惑、御心配をおかけしておりますことをまず深くおわび申し上げます。

さて、私ども金融界は、相次ぐ金融機関の経営破綻の表面化、住専問題などにより、国内外にお

きまして我が国金融システム全体に対する信頼感が著しく低下している状況にあります。こうした金融システムに対する信頼感の低下は、我が国経済の先行きに不透明感をもたらしている結果となっております。私も金融界は、住専問題に限らず不良債権の処理を早期に完了し、一日も早く金融システムの安定性に対する懸念を一掃しなければならぬ当事者でありまして、その責任を痛感しているところであります。

それでは、法案につきまして申し述べさせていただきます。

第一に、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案についてであります。

住専各社の経営が事実上破綻している現状は、多数の金融機関を通じて金融システムの全体の安定性に与える影響も大きく、不良債権問題の中でも緊要な問題であることから、住専問題の処理を具体的に実行していくスキームを含む本法案の早期成立が不可欠であると考えております。

私もこの法案は、本問題の一刻も早い解決を目指して、政府の処理スキームに沿って住専向け債権の放棄を行うことに加えて、金融安定化拠出基金への拠出や住専処理機構への低利融資などの最大限の対応をしまる所存であります。ことはこれまで御説明申し上げてきたとおりでございます。

しかしながら、これまでの国会での御審議の過程でいろいろと厳しい御意見をちょうだいしております。また、住専処理法案及び金融機関連法案の衆議院金融問題等に関する特別委員会可決に当たったの与党声明等もございましたので、公共性の高い金融機関として何か金融システムの安定に貢献できる新たな寄与についていい案がないかとさらに模索しているところであります。

私もこの法案は、政府の処理スキームが崩れると、もう一度合意を形成するには容易な道でないことを感じておりますので、ぜひとも原案どおりで法案が早期に成立することを望んでおります。

ります。

次に、金融三法案と言われる、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして申し述べさせていただきます。

金融三法案は、今後の我が国の金融システム安定化のために必要な包括的枠組みや諸施策を実現するものであり、あわせて、当面の金融機関の破綻処理にかかわる預金の全額保護等を行うものであるため、極めて必要度が高く、法案が早期に成立することを望んでおります。

三法案の第一の、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、早期に正措置と言われる金融機関の経営の状況に応じてとるべき措置に関する規定の整備、金融機関等のトレーディング取引への時価法の導入等が盛り込まれており、その必要性から望ましいことと存じます。

なお、早期に正措置につきましては、現在、詳しい発動基準、措置内容、行政裁量を発動する場合の条件が明確になっておらず、これらは今後省令等で規定されることになっております。私もこの法案は、透明性の観点から、客観的ルールが定められること、制度の公平な運用がなされることが必要であると考えております。

三法案の第二の、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案につきましては、金融機関の破綻処理について、従来の任意の営業譲渡等による処理に加え、司法上の倒産手続を用いる法制面の手当てが行われており、妥当なものと考えております。

なお、本法案では、会社更生手続、破産手続の申し立て権を監督庁に与える規定が設けられております。これにつきましては、破綻処理コストの削減の観点から必要な措置であると理解しておりますが、金融機関にとって更生手続、破産手続の申し立ての影響は大きいことも確かであり、監督庁による適切な申し立てを期待したいと存じます。

ます。

三法案の第三の、預金保険法の一部を改正する法律案につきましては、預金者保護、信用秩序の維持の観点から、五年間は預金者に預金の全額を払い戻すこととし、そのためのペイオフコストを超える特別の対応が設けられておりますが、時限的措置としてはやむを得ないものと考えております。

ただし、五年間の預金全額保護につきましては、預金者や金融機関経営者のモラルハザードを助長するといった問題もありますので、あくまでも時限的措置として位置づけおく必要があると考えています。

私もこの法案は、自己責任原則を問いつける基盤整備のためにも、一層健全性を高めるとともに、ディスクロージャーの充実を図ることが重要であると認識しております。

預金保険料につきましては、合計で昨年度の七倍とされる引き上げが予定されておりますが、金融機関の負担割合という点において見れば、昨年十二月の金融制度調査会答申においても触れられておりますように、個別金融機関の経営状況のありようにはおのずと差があることを考えますと、限界の水増しであると思われま。

なお、預金保険料の負担増加につきましては、昭和四十六年の預金保険法案に対する附帯決議も認識しております。上、保険料負担は金融機関の一つの義務と理解しておりますので、預金者に転嫁することなく、みずからの経営努力で極力吸収してまいる所存であります。

今後五年間に生じ得る信用組合の破綻処理の円滑化につきましては、受け皿回収機関として整理回収銀行を用い、民間金融機関の特別保険料による財源が不足する場合に財政資金を投入するといった時限的な枠組みが不可欠であると政府が判断し、法整備がなされているものと理解しております。

ただ、私もこの法案は、万全な備えという制度の完成度の観点からは、信用組合以外の

金融機関の破綻処理につきましても、今後、受け皿機関その他の枠組みについて整備すべきかどうか検討されるべきではないかと考えます。

いろいろ申し上げてまいりましたが、銀行界にとつての課題は、重要課題であります住専は不良債権問題を早期に処理して、来るべき二十一世紀に向けた、世界に通用する金融システムを構築していくこととあります。住専を初めとする不良債権処理を具体的に実現していくためにも法案の早期成立が不可欠であると思っておりますので、何とぞ皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長(坂野重信君) ありがとうございます。

次に、寺村参考人にお願いたします。寺村参考人。

○参考人(寺村信行君) 私は、平成四年の六月から二年間銀行局長を務めました寺村でございます。住専の第二次再建計画策定当時の状況につきまして御説明をさせていただきます。

私が銀行局長に就任いたしましたのは、いわゆるバブル経済の崩壊により景気が下降に転じてから一年余り、景気はさらに悪化の度合いを強めていた時期でございます。地価と株価が大幅な下落を続け、それに伴い金融機関の不良資産が急激に拡大し、内部蓄積が急激に減少しているさなかでありました。地価はピーク時のおおよそ三分の二程度まで低下しておりましたが、なお下落の勢いは衰えず、それに伴いまして金融機関の不良資産が急増しておりました。そして、金融機関自体がその急増している不良資産の実態を把握し切れていない状況でありました。

ピーク時三万八千九百円台をつけた株価も二万円台を割り、さらに低下を続けておりました。平成元年、大手二十一行の株主含み益は五十兆円に達し、この膨大な含み益を引き当てに、金融機関はバブル期に積極的な融資活動を展開しました。それが大量の不良資産の発生という結果

をもちました。引き当てとなるはずでありました株式含み益は、平成四年三月には十七兆円にまで縮小し、さらに減少を続けておりました。株価が一萬二千円になり、株式含み益はゼロとなり、不良資産の償却財源になるどころか、株式自体が償却を要すべき不良資産に転化するおそれが生じておりました。

ところで、銀行は預金者からいつでも解約できる預金を預かり、取引先に期限を定めて貸し出しをしております。預金者が解約を求めようになり、どんな銀行でもたちまち資金ショートが発生します。このため信用不安が発生し、預金者の不安心理が増幅するようになりますと、銀行の資金ショートが連鎖的に拡大するおそれが生じます。

昭和の初期におきましては、そのおそれが現実のものとなりまして多数の銀行の経営が破綻しました。経済を大きな混乱に陥れたばかりでなく、連鎖的な銀行の経営破綻から預金者を救済するために膨大な財政資金の投入が余儀なくせられ、国民経済に多大の負担を強いることになりました。

国民の不安心理から信用不安が発生するのを未然に防ぐため、平成四年八月十八日、羽田大蔵大臣は「金融行政の当面の運営方針」を発表いたしました。

「運営方針」では、バブル経済の崩壊が金融機関に与えた影響は極めて大きく、その克服には相当の長期間が必要であるという厳しい状況認識を示した上で、自己資本の充実、債権の流動化、不良資産処理のための環境整備、不良資産のデイスクロージャー等の各種の具体的な措置を講ずることといたしました。その中で、住専につきましても、その処理のおくれが金融システムに対する不安感を醸成することになりますので、関係当事者に対し、問題解決のために早急に合意を図るよう強く要請をいたしました。

住専各社は、平成三年から四年にかけて第一次再建計画を策定し、母体行が金利減免を行っ

ておりました。しかし、平成四年の夏以降、住専の経営がさらに悪化し、第一次再建計画では対応できないことが明らかになりました。第二次再建計画の策定に当たり、母体行は、母体行以外の金融機関に対して負担の分担を求めるようになり、母体行は、母体行が多数であるため、いずれの母体行も住専を自らの信用に直結する直系ノンバンクとは考えず、住専の損失の全責任を負うことはできないと主張しました。また事実、全責任を負うだけの体力に乏しい母体行も多数存在しておりました。

一方、住専に対する最大の貸し手は農林系金融機関であります。農林系金融機関は、経営体力が弱体でありますので住専の損失の負担を分担することはできない、日本の金融界のこれまでの慣行に従い、母体行が全責任を負うべきであると主張いたしました。

不良債権の処理に当たり、母体行が全責任を負うのか、他の貸し手も負担を分担するのかが特に決めるべき点でございます。すべて関係金融機関の合意いかんにかかっております。

母体行責任で処理されるのがそれまでの一般的な慣行ではあります。法的な手続に従って処理される場合もございます。また、母体行に負担能力がない場合、母体行以外の貸し手が負担の一部を分担することもございます。住専以外のノンバンクにつき、そのような合意が平成四年の夏から秋にかけて徐々に形成されておりました。

しかし、住専につきましても、母体行と農林系金融機関の主張が真に向かい合えず平行線をたどったまま、第二次再建計画の策定は一向に進捗しませんでした。そのため、金融機関の一部から、住専は実態として倒産企業であるので法的な手続による清算をすべきであるとの主張がなされました。法的な手続によるならば貸し手責任を原則とした処理が行われるとの考えがその背景にありま

しかし、このような手続が進められた場合、最大の貸し手であり、農林系金融機関が対応できないのは当然としても、当時の状況のもとでは農林系金融機関以外の金融機関でも対応できないところが多数存在しておりました。住専の損失を一挙に処理するだけのゆとりを持てない金融機関は、住専に対する融資が比較的少額で基礎体力のある一部の都銀に限られておりました。したがって、清算手続による処理は母体行の間でも合意が得られませんでした。

母体行の完全責任で処理しようとしたら対応できない母体行が出てまいります。昨年末の修正母体責任による処理すら三年前の状況では不可能であったと思われまします。一方で、貸し手責任で処理しようとしても対応できない貸し手が多数存在しておりました。

そこで、損失の一部を公的資金で負担する公的資金導入論が金融機関の一部から提案されました。しかし、金融機関の不良債権は金融機関の自己責任で処理されるのが基本であると考えられておりました。金融機関が自己責任によるぎりぎりの努力をしてもなお不良債権が処理できず、預金者に損害を与えることが明らかな場合にのみ許されるというのが一般的な受けとめ方でありまします。金融機関が自己責任によるぎりぎりの努力をせず、そのような状況に至らないうちに公的資金の導入を求めましても国民の納得は得られません。公的資金の問題については当時国会でしばしば御議論がありましたが、羽田大蔵大臣、宮澤総理からは、自己責任による処理を目指した金融機関の合意形成を要請する趣旨の御答弁が行われておりました。このような考え方によるものと思われま

もし当時の段階で公的資金の導入に踏み切ったとしても、担保不動産の処理がなされない限り損失は増加してまいります。確かに当時比べ住専の損失は増加してまいりましたが、それは不良資産の総額が増加したためではなく、担保不動産の価格の下落によりまして不良資産総額のうち償却すべ

き損失がふえたからであります。

したがって、三年前に処理が行われたとしても、担保不動産の処理がなされない限り損失はそれほど変わりはないように思われます。のみならず、当時の段階で、公的資金の導入を求め、国民の合意が得られず事態が混乱に陥った場合には、昭和の初期のように公的資金の導入がパニックの引き金になるおそれは十分にあったと思われまします。

十二月半ば、宮澤内閣の内閣改造があり、羽田蔵相が退任され林蔵相が就任されました。林蔵相は、予算編成作業を終えたと早速住専問題の処理について説明を求められました。新年早々、公的資金を導入せず、金融システム内で母体行責任と貸し手責任の間のぎりぎりの接点を求めるよう関係金融機関に要請するという対処方針で新蔵相の御了解をいただきました。

新年になりましたが関係金融機関の話合いは一向に進捗しませんでした。母体行と農林系金融機関の相互不信感の激しく、両者は一度も交渉のテーブルに着いたことがないようでありまします。株価は一万六千円台で低迷を続け、三月株価危機説が迫真性を持って語られ、大蔵大臣、次官の定例記者会見では記者団からしばしばそれに関連した質問が行われておりました。住専の再建計画の難航が三月危機の原因の一つに挙げられておりました。

林蔵相の御了解をいただきました対処方針に基づき、大蔵省は農水省に対し、農林系金融機関が第二次再建計画の策定に参加するよう説得することを要請しました。

信用不安を避ける必要性には農水省も理解を示され、大蔵省の要請にこたえることになりました。が、その際、両省は関係当事者が合意できるぎりぎりの境界を模索し、問題点を整理し、共通の認識で対応することといたしました。それを整理して取りまとめたのが覚書であります。このような大蔵、農水両省の説得もあり、関係金融機関の間で第二次再建計画の合意が成立するに至りま

した。住専の経営破綻を契機とした信用不安の発生を回避できたのであります。

以上で第二次再建計画策定に至る経緯の御説明は終わりますが、覚書につきまして種々の御議論がございまして、三点ほど御説明をさせていただきます。

第一は、農林系金融機関の住専に対する融資の回収は当時ではできなかったということであり、当時、融資の回収を図ろうとしても資金は不良債権として焦げついており、回収を図ろうとした途端、住専は資金ショートを起こし経営が破綻するという状況になっておりました。したがって、覚書のために住専に対する融資の回収がとめられたということとを御説明させていただきます。

第二は、ある問題に對し共通の認識で対応しようとする場合、官庁間ではしばしば覚書が取り交わされるということとを御説明させていただきます。覚書は、当然のことながら、それを取り交わした官庁の当事者間においてのみ紳士協定としての効力を持つもので、当事者以外の第三者を拘束するものでもなければ、当事者間においても法的な拘束力を持つものでもありません。平成五年二月三日の覚書は、大蔵、農水両省が日本住宅金融の再建支援について、当事者間の協議が円滑に行われるよう対処するために結ばれたものでありまして、関係金融機関やそれ以外の第三者を拘束するものではありませんでした。

第三に、この覚書は母体行の元本保証を認めたものではございません。そもそも母体行しかできない元本保証を大蔵省が行うのは不可能でありまして、農水省がそのようなことを大蔵省に求めるはずはございません。また、農林系金融機関が母体行に元本保証を迫り、母体行がそれを認められないために事態が膠着しているときに母体行の元本保証を認めたとしたら、母体行は絶対合意せず、そもそも再建計画は成立するはずがなかったからでございます。

農林系金融機関が母体行の元本保証を期待するのはその立場からすれば当然のこととあります

が、それはあくまでも一方の当事者としての期待であります。昨年十二月の決定は、一方の当事者としての農林系金融機関の期待にこたえ、農協の貯金者の損害を未然に防止するため、新たな政治的判断として公的資金が導入されたものと理解しているところでございます。

○委員長(坂野重信君) ありがとうございます。次に、田中参考人をお願いいたします。田中参考人。

○参考人(田中清隆君) 弁護士の中田でございます。私は、最初に、私の手元にあります二通のファクスを御紹介させていただきたいと思っております。これはいずれも海外のマスコミから寄せられたものでございます。一つはウォール・ストリート・ジャーナルからでございます。

暴力団、総会屋などの裏社会が、日本経済の改革を進めていく中で、いかに大きな障害になっているのかという点についての特集記事を企画しております。つまり、経済やくさどりのような形で規制緩和などの動きを妨害し、場合によっては貿易障壁を生み出し、結果的に日本経済の低迷の原因になっているかに焦点を当てた記事です。金融業界の改革を阻害している一つの大きな要因はやくざだと言われているおります。他にもこのような業界が数多くあるのではないかと思います。

こんなような書き出しで幾つかの質問事項を述べております。もう一つ御紹介します。ワシントン・ポストです。質問事項

いわゆる暴力団絡みの不良債権はどれくらい大きな問題なのでしょう。不良債権全体に占める割合、貸出残高など、概算ではどのくらいですか。

金融機関と暴力団の接点はどこにあるのでしょうか。都市銀行からノンバンク(住専も含めてなど、あらゆるレベルに広がっているのですか。

途中省略いたしますが、住専と暴力団の関係は、どのように表現するのが最も正確でしょうか。大口融資先として挙げられている企業についてはどうでしょうか。こういうファクスが寄せられております。これだけではなくて、ほかにも同趣旨の照会が海外のマスコミから日本弁護士連合会あてに昨年の末以来多数寄せられておたつたわけでございます。

私は、これに對して大変なショックを受けたわけでございます。海外のマスコミは、日本の経済界、とりわけ住専問題につきましてこんなふうに見ているんだということを知らなければならぬ。もちろん、こうした海外のマスコミの取り上げ方というのはまことに針小棒大であり的外れである部分もございまして、しかしながら、私どもの実感といましては、これもまたすべてを否定し去ることができないということも事実であるように思われます。

私も、こうした不名誉をそそぐために、何とかいっ解決案を考案しまして、日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会の有志とともにいろいろと不良債権処理の問題に關しまして提言をしてまいりました。そうした御縁で本日参考人として御意見を述べる機会を得たものだというふうに理解いたしております。しかしながら、私が本日申し上げる意見は、これは日弁連としての意見ではございませんで、あくまでも有志の代表としての意見というふうにお受けとめいただきたいと思っております。

こういった視点からいまして、私どもは、住専問題の持ちますさまざまな側面がございまして、けれども、主として債権の回収をどう進めるのか、暴力団等による不当な不正な利益を残さないためのシステムづくりをどうするかという観点を中心に意見を述べさせていただきますと思っております。

こうした観点から、第一に住専の処理スキームのあり方について、第二に現在提案されておりますこの法案をもとにした、その上で生じてまいりますのであります。幾つかの法律的問題点という順序で申し上げていきたいと思います。

まず、この処理スキームでございますが、この住専処理につきましてはあくまでも法的な処理によるべきである、破産、会社更生によるべきであるという強い御主張がございまして、これは一面でまことにもっともなことだと思っております。しかしながら、私は、少なくとも現時点におきましては、残念ながらこの法的処理策というのは時期を逸したのではないかとこのように思っております。この法的処理によるべきという考え方の中心は、やはり財産の早期保全ということにあったわけでございます。しかしながら、この住専関連の債務者につきましては、私どもがマスコミ等いろいろな押見する限り、あるいは仕事の上でいろいろ感ずる限りでは、既に相当の資産隠しが進行してしまっている、こういう状態であらうというふうに考えておるわけでございます。

まさに目の前にお金をお金ポケットに突っ込むとするとときにそれを回収するということは、これは確かにいわれる民事的な手続、法的処理によるということが適当だと思われまして、しかしながら、どこへ隠したかわからない、どこへ行つたかわからない資産を捜し出してこれを回収するということにはなりません。これは通常の民事的な手続のみでは非常に困難でございます。例えば破産管財人といえども、あるいは更生管財人といえども、特別な権限を持つておるわけではございません。これについては、あくまでも国税あるいは警察、こういったところのノウハウ、こういったものを含めました総合的なバックアップがなければ実際上回収は非常に困難だということに考えております。その点におきまして、今回の住専の特別措置法案の第三条一項六号だと思っておりますが、強力な調査権限が与えられております。これについて私どもは、まことにふさわしいものである、ぜひこういった調査権限をもとにして財産の隠匿を発見

し、回収に努めていただきたいと考えておるものでございます。

先ほどの法的処理について若干敷衍して申ししますと、法的整理というものは、率直に申しましてあくまで経済的合理性の範囲内、端的に申ししますと採算の範囲内で行われるのが実情でございます。破産管財人の費用あるいは競売申し立ての費用、こういったものも回収見込みとの見合いで制約をされるわけでございます。私は細かい数字は存じませんが、例えば競売の申し立てをいたしました、合計一兆円の競売申し立てをいたしましたと千分の四で四十億円、印紙代だけでございます。これに一件当たり数十万円の予納金、例えば不動産鑑定人の費用、執行官の費用、こういったものを一件当たり数十万円、裁判所によって違いますが、こういったものを納めなきゃならぬ。仮にこれが数千件あったとしますと、これだけで十億円近い金額になってしまうわけでございます。こういったものをどうするか、そういう問題もあるわけでございます。

さらに、管財人といましては、こういった債権回収に直結しないところの刑事責任の追及、あるいは回収見込みの薄い後順位の抵当権、こういったものについて多大な努力や費用を使うというところは実際上困難であります。

また、警察や検察あるいは国税の協力を得るといふことも当然考えられるわけですが、今までこうしたことが実際に円滑に行われてこなかった現実がございます。それが制度的な改革なくしては、これが直ちに行われるということは考えがたいわけでございます。

委員の先生方の中にも弁護士経験をお持ちの方がいらっしゃいますので、多分破産管財人の御経験もあられたと思います。私が申し上げた今の点は十分御理解いただけるものと思えます。

さらに、根本的な問題といたしましては、今回の住専問題をどう決着をつけるか、ここに何を求めるかということでございます。私たちは、この住専問題の処理を単なる企業の清算の問題という

ことで終わらせてはいけなとと考えております。ある程度の財産が回収できて、そしてそれを配当して一件落着くということでは一体よろしいんですか。私はそのようには考えておりません。多くの国民の本音も同じであらうと私は思っております。私も、この住専の問題は非常に根が深い問題であるというふうに思っていますので、この機会にこそ関係者の責任の明確化、隠匿資産の発見と回収、さらに暴力団等の不当な利得の剥奪、競売妨害の対策の確立、健全な金融システムの確立といった、一言で言いますと公正な社会の再建を何とかここで図りたい。少なくともその第一歩を踏み出したいという願いを持っておるわけでございます。先ほど申し上げました海外のマスコミの論調に非常に屈辱を感じた私の思いもまさにそこにあるわけでございます。

ただ、国民といましては、そうは申ししましても、具体的な展望のないままに税金がむだ遣いされるんではないか、あるいはそういう公的資金がやみからやみへ消えるんじゃないかという不信を持っておることも事実でございます。ぜひとも立法府とされましてはこの国民の願いを正しく受けとめられまして、そしてまたその危機感をぬぐい去るような努力と工夫を尽くす責務を負っていただきたい、このように考えております。

こうした観点から、現在の住専処理のスキームを前提といたしまして幾つかの問題点を指摘させていただきます。

まず第一点といたしましては、預金保険機構は住専処理機構が買収した債権のうちで回収困難なものを取り立てを行うということになっておりますが、この預金保険機構の具体的な組織及び作業内容ということが私どもにはまだ明らかに見えておりません。警察官あるいは国税の職員、検察官等も入るといふことを言われておりますが、単にこういっただけでは国民は納得いたしません。ここがもし作業をいたしますとすると、一体どういふことを具体的にやるのか。例えば、直ちに

刑事的な対応を要するような場合には、これは当然警察、検察等の本体が対応することになります。また、多くの民事事件につきましては、例えば財産の差し押さえ、競売の申し立て、損害賠償の請求、こういったものは実際には弁護士がやることになります。そうしますと、預金保険機構の方々は何をやるか。

私は、これまでの状況から見ますと、こういった出向された職員の方々は、まさに住専の債務者やその関係者の資産隠しや、それから住専役員あるいは職員に対する損害賠償請求のためのさまざまな調査、資料の収集、競売現場における実態の把握と妨害者情報の収集あるいは資料提供、さらに債権回収に関するマニュアルづくり、こういったものをぜひとも進めていただきたいというふうに考えているわけでございます。

弁護士には、既に述べましたとおりに格別の調査権限、強制権限がございせん。もし預金保険機構の方でこういった調査がなされまして資料が提供されますならば、弁護士にとっては回収に向けて極めて大きな力になるというふうに考えておるわけでございます。

また、現実には大部分の回収事務を扱います弁護士の選任についてでございますが、この役割が極めて重要であることは申すまでもございせん。したがって、その選任につきましては、いわゆる一本釣りという形ではなくて、日本弁護士連合会と十分協議をして適切な推薦を受けるといふことが必要であらうかというふうに思っております。

第二に、住専は資産を譲渡してほとんどもぬけの殻のような状態になるわけでございますが、住専自体の解散の問題も残っております。

現在の処理スキームに対する批判の一つは、住専が資産を譲渡してしまえば後はもう責任追及がなさるようになるんじゃないかという不安が指摘されておるところでございます。もっとも、損害賠償請求権なども実際には住専処理機構の方に移されてしましますから、したがって具体的な権利行使

使は処理機構によって行われるということになりますけれども、ある程度の情報あるいは端緒、こういったものはやはり住専側から提供されせんかと実際には実行は困難でございます。この情報の提供というのが、具体的には住専の清算人から提供されることにならうかと思えます。

そういうことになりましたと、清算人の人選をいたしましては、通常は清算会社の元代表取締役がなるわけでございますが、これでは不適当でございます。裁判所によって適当な清算人を選任するという規定がございまして、その規定により適切な選任がなされることが望まれるわけでございます。そして、この清算人が預金保険機構あるいは住専処理機構と密接に連絡をとりまして、適切な清算を通じて関係者の責任の明確化に協力すべきであるというふうに考えます。

第三に、住専処理機構自体の役員構成等につきましても、元の住専あるいは関係金融機関の役員であった方々は不適当だと考えられます。可能性をいたしましては、この方々に対しては現在まだいろんな民事、刑事の責任の問題が残されておる可能性があるわけでございます。そういったことと利益相反といった問題が起きる可能性もありますので、こういった方は不適当であらうかというふうに考えております。

第四に、最後でございますが、この住専処理の問題につきましては、私どもは競売妨害対策というものをぜひとも強力に確立していただきたいということを考えておるわけでございます。そして、競売妨害対策の決め手は三つございます。一つは、民事執行法の改正でございます。二つ目は、競売済み犯罪の取り締まりであります。三つ目は、裁判所、とりわけ執行官の体制の強化でございます。

その点で私は現在の民事執行法の改正の動きを非常に高く評価しております。ところでございますが、従前の、もともと競売済みのごういっただけでなかなか摘発されなかつた、最近はかなり摘発されておりますけれども、かつてなかなか取り扱われ

なかった背景には、競売手続というものが非常に複雑でございましてなかなかわかりにくい、一方、妨害する方はしょっちゅうこれはやっておりますから非常に詳しいということがありました。そこで、先ほど申しましたように、預金保険機構等による実態調査あるいはマニュアルづくりというものがなされていきまして、これと捜査機関との間における密接な連携、こういったことによつて競売妨害対策が確立されることを望みたいということでございます。

実は、私自身も競売現場で何度も危ない目に遭ったことがございます。また、私の同僚も競売妨害に絡んで暴行、傷害を受けた弁護士もございします。住専の問題を機としてこういった競売妨害の実態、さらに加えて申しますと、私の実際の体験でも、お国が売った物件だから大丈夫だと思つて買った七十四歳のおばあちゃんが、実際にはそこには悪質な占有者が住んでおりまして、せっかく買ったのに何千万と要求されて、本当に泣きの涙になってしまった。最終的には数百万で和解しましたけれども、そういうケースもある。また、大学の先生が何もしらずに買ったところ、それは暴力団の組長の家であつたということで、最終的にあきらめて申込保証金五百万円損しちゃつたというふうなケースもあるわけでございします。そういうことも考えまして、住専問題を機としてこの競売問題についての対策が確立されることを強く望みたいと思つております。

裁判所、とりわけ執行官の体制については省略をいたします。

以上、時間の制約もありまして大まかな点を申し上げましたが、最後に重ねて申し上げますけれども、住専の問題は本当に社会的に不正の縮図であるというふうに私は見ております。この問題を解決するかどうか、まさに日本の公正なシステムの回復ができるかどうか、そして国際的な信用を取り戻せるかどうかというこの分かれ道でございます。日本の国民も国際社会もこの点についてまさに注目をしておるわけでございます。

どうかそのような認識に立っていただきまして、一日も早く強力な立法をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員(長坂重信君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○笠原潤一君 自民党の笠原であります。ただいま橋本参考人、寺村参考人、田中参考人からそれぞれ御意見を賜りました。いずれもその立場その立場でいろいろと御説明をいただいたわけでありまして、まず橋本参考人からお聞きしたいと思ひます。

昨年の十二月から今日に至るまで、日本の国を挙げてこの住専の問題に終始しておるわけでありまして。したがって、この住専というのはいかに大きな国民的な関心事であり、この問題の解決なくして日本の将来はあり得ないというふうにみんな思っているわけですね。

そこで、この一番問題である住専であります。が、いろいろな論議が尽くされてまいりましたこととは三参考人ともよく御存じだろうと思ひます。国会の場でこれだけいろいろな論議されてきたわけですね。

そこで、橋本参考人にお尋ねいたしますが、あなたは母体行の責任者としてどうお考えになつておるか、その責任についてまずお尋ねをしたいと思ひます。

○参考人(橋本俊作君) 住専問題は、住専各社の経営が事実上破綻している現状、それから多数の金融機関を通じた金融システム全体の安定性に与える影響も大変大きく、不良債権問題の中でもとりわけ緊要な問題であるというふうに認識しております。本来この関係当事者間で解決すべき問題であつたにもかかわらず、結果として国民の皆様

に御心配や御迷惑をおかけいたしましたして申しわけなく思つております。

私もどなたもいたしましては、その住専の設立、住専への出資というように関係しておりますので、その関与度合いから申しますと、単に住専に對する貸し付けを行った金融機関という以上の道義的責任まで含んで責任を感じております。

したがって、本問題の一刻も早い解決を目指して、政府の処理スキームに沿つた住専向け債権の放棄に加えまして、金融安定化基金への拠出並びに住専処理機構への低利融資などの最大限の対応をしてまいり所存でございます。また、公共性の高い金融機関として、金融システムの安定に貢献できる新たな寄与について何かいい案がないかということを目下模索しているところでございします。

○笠原潤一君 ただいまお聞きいたしました、例えばこの機構に對する低利融資とかあるいは拠出金の話なども当然これは前々からわかつてはいる話でありまして、一番問題なのはいかに責任を感じておられるかということ。特に銀行家として、今までのように金さえもうければいいという考えじゃなくて、銀行マンというのは、銀行というのは御承知のように日本経済の血であり動脈であると言われているわけですね。したがって、それには哲学がなきゃいかぬ、倫理観がなきゃいかぬ、道徳観がなきゃいかぬというのが、これは私は一番大事だと思ひます。しかるに、今までの銀行のやり方というのはそうではなかったと私は思つております。したがって今日これが露呈しておるわけですね。

橋本会長、私はあなたは立派な人格者だと思つております。そして、あなたは神戸銀行の頭取でありますと同時に、あなたの銀行は太陽神戸三井銀行です。三井の先覚者には中上川彦次郎という人もおりました。藤山雷太という立派な人もおられました。財政家としては高橋是清という偉い人もおりました。日本の先人には偉大な人がおりました。そのために昭和の金融恐慌も乗り切つた

んです。

今、本当に大変な金融恐慌、そして金融システムの安定化が問われているわけです。田中参考人が先ほど言われました。しかし、今の日本を見ますと、この状態を見ますと、今から七十年ぐらい前ですが、アル・カポネのシカゴの時代と変わらないういじやありませんか。あなたはそう言いたかつたと思ひます。

私は、今本当に何をなすべきか、一番大事なときだと思ひます。橋本会長、あなたは先ほどいい案なら検討する、いいものを模索しているとおっしゃいますけれども、今こそ本当に決断を振るつて、母体行が住専を設立した、いろいろな過去の経緯はありましよう、それは大蔵の責任もあるでしよう。いろいろな責任もあります。寺村参考人、あなたが言われた覚書の問題もあるでしよう。いろいろあります。そんなことはわかつているんです。全部。しかし、今求められるのは何か。決断ですよ、決断。それが日本を救う道なんです。今こそ教うのはあなたの方じゃない、私はそう思つております。もちろん政治家にも責任があります。

そこで、同時に橋本参考人に、あなたが新しい案なら検討してもいい、前向きでいきたい、こうおっしゃるんです。どうか決断を振るつて、国民の血税を使うんじゃないで、国民が本当に今どうなるだろうと、こう思つてるときでありますから、あなたの決断をひとつ聞きたいと思ひます。いかがですか。

○参考人(橋本俊作君) 先生御指摘のとおり、銀行法第一条第一項で銀行の公共性ということがうたわれておりました。第二項で銀行の私企業ということがうたわれております。私も銀行経営者には、一見相矛盾する要請でありますところの公共性と私企業性をいかに調和させていくかということが常に問われておるものと理解しております。私は、これらの調和を図っていくということの座標軸になるものが先生おっしゃいますモラルだとかあるいは哲学ではないかと、このように考

えております。そういう立場から、今の住専の新たなるこの寄与の問題についても、関係各方面といろいろ協議を進めている最中でございます。

○笠原潤一君 今、橋本参考人から新たな寄与について関係各方面といろいろと協議を重ねられておるといふ話であります。私も、一刻も早く国会、この国会の中で住専処理法案を初め四法案が通らなかつたら、皆さんおっしゃってのように、日本の金融システムは壊れるでしょう。昨年の十二月に、当時の村山内閣総理大臣と武村大蔵大臣のときに決定されたこの住専処理機構、あの予算のときに六千八百五十億円を出す。それは驚天動地の思いだったと思うのです。国民もびっくりしたと思うんです。今、国会会で解決しなきゃならぬ最後の段階に来ているわけです。この解決がしつかりすれば必ず日本の金融システムは構築されると思うんです。

かつては日本の東京は世界の金融の中心だったんです。今、本場に日本の東京は世界の金融の中心ですか。なぜそうなったんですか。ジャパン・プレミアムが起き、大和銀行事件が起き、こういう不祥事がなぜ起きていったんですか。それは私は、銀行のトップと言いませんけれども、全体に対するリスクのこと、それから過去のいろんな日本の長い金融の歴史のことが忘れ去られて、単なるあのバブルの時代に陥ってしまったんじゃないか。本来でいえば、金融というのはそういうときに陥つていけない。

昔は、皆さんそうでしょう。一円の金が足りなくとも、大つごもりに、大みそかに一円の金が足りなくとも、それが出てくるまで、明るく日正月であらうとも銀行員は残業して帰ってきた、これが日本の銀行の神話じゃなかったですか。それで国民がみんな信頼して銀行に金を預けたんです。それがあつたという間にもろくも崩れたじゃありませんか。情けないことです。本当に悲しいことだと思ふんです。

どうしてこんなことが起きたか。戦後五十年の間、いろんなうみやおりが重なったでしょう、教

育も悪かったでしょう、何もかも悪かった。しかし、人様の金を預かる、財産を預かる銀行だけはそれはあり得ないのだれしも思っておったと思うんです。それが今や破綻の極であります。

私は、一月にアメリカへ金融の問題について調査に行つてきました。かつてのRITC、この後FDICになりましたが、のヘルフアーさんにお会いしてきました。日本語の達者な素晴らしい女性の總裁です。ブラインダーFRB議長にも会いまし、ニューヨークの銀行監督局長のルービンさんにも会いしました。彼らは異口同音に、一刻も早く日本の金融処理、この不安を解消しなけりや世界が大変なことになる。

日本の不良債権は一体どれだけあるんですか。大蔵省は三十兆円と言いますが、アメリカの議会のレポートでは約百二十兆円と言っているじゃありませんか。アメリカは膨大なスタッフを抱えて徹底的に調べたと思うんです。一刻も早くこれを処理しなきゃならぬ。その第一番が住専なんです。この住専を早く処理するために、思い切つてみんな血を出し骨を削らなきゃならぬと思うんです。

橋本会長はこの前いろいろおっしゃった。しかし、今回、あなたを初め銀行の皆さんが決断すれば、私はこの金融システムは安定し、日本の二十一世紀は開けると思ふんです。一刻も早く決断されることを望みますが、いかがでございますでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 先生のただいまの厳しい御意見、それから大蔵大臣あるいは与党からの重ねての御要請を真剣に受けとめまして、金融システム安定への寄与、ひいては国民経済への貢献という観点から、先ほどから申し上げておりますように、新たな寄与についていろいろ模索をしているのが現在の私どもの立場でございます。何とぞこの点は御理解を賜りたいと、このように思ひます。

○笠原潤一君 いや、模索されていることは結構でありますし、それは当然であります。少なく

とも前向きに、本当に私たちも責任を負うんだということを私は明言してもらいたいと思ふんです。それはあなたの銀行だけじゃなくてオールジャパン挙げてですよ、金融関係者の一番大事な問題ですから。これが等閑に付されてしまったら恐らく世界も失望するでしょう。

今ようやく二万二千円に返ってきたのはなぜですか。それはこの金融処理のスキームを組んだからです。だから世界の金融筋が安心したんですよ。一万四千九百九十円まで下がってしまったたの日本の株価、先ほど寺村さんがおっしゃったように、一万二千円だったからゼロなんですよ、含み資産も何もなくなつてしまふ。これは日本の破産ですよ、はっきり言えば。にもかかわらず、政府がこのスキームを組んでやろうと、ここまで決断したんですよ。そのためには、一番大事なのは金融ですよ。皆さん方でしょう。

ですから、前向きな自覚を持って、必ず一刻も早くそれは私たちもやるんだと。今までのような、債権だけ放棄すりゃいい、普通の商行為のそんなことじゃなくして、あなたの哲学、倫理観、何物においてもあなたは会長さんですから。

地方銀行はいろんな弱い体質も持っているでしょう。それはわかります。しかし、それを乗り越えて、護送船団というのは悪いことだけれども、今こそ一番大事なのは、お互いにその護送船団が強い者ばかりじゃなくて弱い人もみんな集めながらオール日本で解決していこう、そのためには負担できる人は負担しよう、体力のある者が負担しよう、しかし負担できない小さな金融機関はそれは助けていこう、こういうふうに皆さんが新たな寄与をしてくれることが私は一番大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) もちろん私も責任を感じ、我々も金融システムの担い手でありまして、自分自身を差し置いてよそにやっていたら、自分自身を決して申し上げておるんじゃないかと、私自身も含めまして関係の方々とも真剣に御相談を申し上げます。こういう気持ちでございます。

とも前向きに、本当に私たちも責任を負うんだということを私は明言してもらいたいと思ふんです。それはあなたの銀行だけじゃなくてオール

○笠原潤一君 真剣に考えていただくということですから、私はそれに本当に期待します。一刻も早く真剣にやっていたください。

しかし、橋本参考人、それはそれなりにいろんな考えもお待ちでしょう。けさの新聞にも出ていました。これも一つの方法でしょう。しかし国民が、我々の税金を使わずして本場に自分たちの自己責任においておやりになったと、先ほど寺村参考人が言われたけれども、あなたが覚悟をつくられたときに当時の大蔵省としては、お互いに公的資金の導入よりもまず自己責任でやろうということだったという話ですね。そういうことならば、自己責任というのはいくら母体行でやる。母体行等が住専をつくったその経緯はみんなわかつていますよ。一々ここであつてやらなければならぬ。過去の経緯は全部わかつておるわけですから。全部私は私なりに何百回か費やして調べてきたんです。結論はただそれしかない。

だから、こういう中で本場に真剣にやってくれることを誓っていただければ。橋本参考人、お尋ねします。

○参考人(橋本俊作君) 種々これまで申し上げておりますとおり、私も含めて金融界全体が金融システムの安定という目的のためにどういう寄与がなし得るかということを検討しておる最中でございますので、そういう事情を十分御理解賜りたいと、このように思ふわけでございます。

○笠原潤一君 今そういうことで真剣に関係機関とよくお話しになっておりますから必ずいいものが出てくる、私は疑いませんし、そう信じておりますから、どうか今おっしゃったことを必ず実行していただきたい、こう思ふんです。

と同時に、橋本参考人、私はどう言うわけじゃありませんけれども、これだけ低金利になつてきた。じゃ、この金利で食っている皆さんはどうか。ここにデータがあります。こんなものを見たら日本人はびっくりしますけれど

もね、日本じゅう。この過去八年間の公定歩合の推移。ことは銀行は膨大な純益を上げておられますよ。八兆数千億円とも言われています。同時に、確かに皆さん方の銀行は国家に寄与されたことは事実ですし、税金も納めていらつしやるでしょう。しかし、この国税の、皆さんの法人税の納め方の推移と業務純益。そして同時に、退職して本当になけなしの金を預けて、それで生活しているところとしていた人たちの金利が目減りして、その金がどこへ移転したんですか。本来国民が受けるべき膨大な金というものが反対に金融機関の方へ移転しているんです。この資料はお持ちだろ

うと思いますから私はあえて申し上げませんよ。それをおられたら、橋本さん、そんなことは国民のために銀行が挙げてこの問題を解決し負担するの当たり前だと私は思っていますよ。いかがでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 前期の銀行の業務純益が大変好調であったというのは、低金利政策によるところもあったろうというふうに思われます。そもそもこの低金利政策の目的は景気対策のためのものと考えておりますが、そうした状況の中で、有価証券の保有コストの低下であるとか、あるいは債券売買益の好調な推移といったようなことによりまして、収益にプラス効果があつた面はございます。

しかしながら、先生仰せのとおり、国民の皆様にとりましては、現在の低金利下でローン金利の低下ということはありません。一方で預金金利の低下というデメリットがございました。とりわけ利子所得に多くを依存しておられる方々に非常に大きな影響が出ておられることを痛感しておる次第でございます。金融界に對しましてこの面で大変厳しい目が向けられているということを実感しております。

したがって、こういったような状況を踏まえまして、今の新たな寄与の問題もさることながら、こういう方々に対する一般よりも金利の高い福祉定期であるとか、あるいは年金受給者に対して

象とした優遇金利預金商品というようなのものを創設、品ぞろえいたしまして、できる限りの対応を行っているということでございます。この姿勢につきましましてぜひとも御理解をいただきたいと、このように思います。

○笠原潤一君 今、庶民の方に思いをいたされたと思ひますが、かつてはだれでも銀行に定期預金すれば大体五%ももらえたんです。百万円預ければ五万円ですよ。今幾らですか。〇・五%になつてしまつたでしょう。それになおかつ源泉分離課税で引かれますとたつた四千五百円にしかならないんです。余りにもこれは気の毒じゃありませんか。百万円持つておつてもたつた四千五百円しかもらえないということでは、これが本當に公正なことかと思ひます。

今確かに、バブル経済の崩壊のために、やっぱり企業活動をしっかりと経済の活力のために低金利をやつておられる。これは政府の政策ですよ。これは当然だと思ふんですけれども、その反面、低金利というものは、今抱えておられる皆さん方の膨大な不良債権を、これ帳消しになつたら日本の経済は立ち直れませんか。実際の話が。そのために私どもは、ある意味では国家を挙げて、国民を挙げて、その低金利政策をやりがら不良債権を消していこう、こういう政府の意図が私はないとは言えないと思ふんです。それを橋本参考人、よく銀行の皆さんに考えてもらいたいんです。

大きい銀行であれ小さい銀行であれ、かつては自分たちがやつたこと。先ほど言つたように、倫理観がなく哲学がなかつたあのバブル時代に、過剰流動性の五十兆円もあつた金を何につぎ込んだか。不動産投資、そしてゴルフ場とかいろいろと使ひまくつたんですよ。私はあのころの銀行の皆さんがやつていらつしたことを全部知つていますよ。こんなつまらぬところをなぜ金出して買わせるのか。そうでしょう、新都市計画法があつて家が建てられないところ、がけつ録まで買つてあるんですよ、膨大な金を出して。それは全部だ

めですよ。

そして、私は農家の出身ですが、土地というものは何か、果実が生まれるからいいんですよ。土地を耕して、そこから生まれる米であるとか麦であるとか果実、果実が生まれるから土地の評価ができるんですよ。対価があるからですよ。

ところが、対価の出ないところに膨大な金を、国民の預けた金をやつておつて、それが全部だめになつてしまつたでしょう。それがバブルなんですよ。泡のごとく、そうさせたんじゃないやしませんか。

そういう点で、銀行の責任ばかりじゃない、それは大蔵省も責任があつたでしょう。我々もいろいろの意味で、そのときに酔つておつた私たちも樫花一朝の夢であつたかも知れぬ。いや、世界がそうです。

日本につまらぬ神話がときどき生まれるんですよ。土地は無敵であるけれども、ない。日本の土地はない。そういうことで土地を物すく過大評価した。

しかし、かつて昭和恐慌の時代に、私の方で田んぼ一反が大体五百円だったんです。田んぼ一反五百円。そして、本屋普請する。昔は四つの八畳の家をつくりたい、四八の家、これがみんなの念願ですよ。四八の家、八畳間が四つあるんですよ。これを四八と言ひます。それをつくるのが、昔は一代かかつて家をつくりたいというのが夢ですよ。二千円だった。

ところが、あの昭和恐慌のときには何と、驚くなけれ、その四八の家の十倍ほどの立派な家が二千円でできたんです。当時一万円かかったのがそのくらい下がつてしまつたんです。土地も下がつた。土地は必ず上がるばかりじゃない。下がるといふことは明治、大正の人なら全部知つていたんですよ。銀行だつてそういう人がいたはずですよ。何でもかんでも上がる、右上がりに上がると思つたのが大間違い。だから、教育が悪いんです。何でも買えば上がる、そんなことはあり得ないんですよ。経済というものは必ず上がれば下がることが

あるんですよ。

そういうことを私はやっぱり、橋本参考人、これからこれを他山の石として、前車の覆るを見て後車の戒めとなすじゃありませんか、前轍を踏んではいけないから、これから新しい銀行員の皆さん、例えばトレーダーですね、何兆、何億円という、若い二十代の人たちがトレーダーになつて、あのデイトリングルームでやつていらっしゃるんですよ。金銭感覚が麻痺しますよ。入るときには必ず金融とか銀行史とか過去のいろんなものを教えることが大事です。やっぱり歴史が大事です。歴史は必ず繰り返すんですから。

そういう点でいって、橋本参考人、そういう点についてどうお考えになつておられるか、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○参考人(橋本俊作君) バブルの教訓というものをどう受けとめており、それをどう生かすかという御指摘であらうと思ひますが、バブルの発生につきましましては、先生のお話のとおり、経済全体が右肩上がりという幻想が生み込まれて、加えて長期にわたつて金融緩和が持続されたということも一つの原因というふうに思ひます。今の土地の価格であります。資産価格が経済的な合理性を欠いた水準まで急激に上昇した中で、今度は金融政策の引き締めとあるいは不動産融資への規制強化等がきっかけになりましてバブルが崩壊したと、このように思つておるわけでございしますが、銀行界として振り返つてみますと、反省すべき点は多いというふうに思つております。

当時は、金融の自由化あるいは国際化というような大きな環境変化の中で、例えば仕債市場であるとかあるいは海外金融市場の拡大によりまして伝統的な貸出業務の成長性というものに陰りが見え始めまして、収益競争が非常に激しくなつて、資金需要が旺盛であつた不動産関連の融資が着目されるようになって、多くの銀行がこの分野に傾倒して、結果として不良債権を抱えるに至つたとして大いに反省をしておるわけでございし

て、今後の銀行経営に当たりましては、この貴重な教訓といえますか、大きな犠牲を払った教訓を決してむだにしないように気をつけてまいりたいと、このように思っております。

○笠原潤一君 橋本会長、あなたも私の少し先輩で、私もやはりガリ版刷りで一生懸命本を読んだときです。あのころは、終戦直後は何もなかったころですから、その思いは私はよくわかっておると思うんです。

ですから、新しい銀行員の皆さん、こういう飽食の時代、物は何でもあるというふうな豊かな時代と違って、必ず人間というものはそういうことがあるから、やっぱり私は教育が大事だと思うんです。それはそういうことでひとつまたよろしくね。これは橋本さんのさくら銀行ばかりじゃありません。全日本、オールジャパンの銀行にもそういうことを徹底してもらおうにこれからお願いしたいと思うんです。

先ほどの話に戻りますが、今模索しておられると思いますが、その模索しておられるようなことについて、どんなことを今模索しておられるか。ここは国会ですから、国民の代表が聞いているわけですから、どこかの中でやるんじゃないでこの国会で、橋本会長、あなたが今、我々銀行として、そして母体行としても、あるいは協会として、こんなことをやって国民の期待にこたえたいと思っておられると思うんです。それは大蔵とも相談されているでしょう。日銀とも相談されているかも知れぬ。しかし、こんなことをやりたいというのを私どもに、三権分立で、私どもは国民の代表ですから、国民の代表に聞かせてもらうことが私は一番大事だと思えますから、その点で模索しているいろんな考えをここで聞かせてもらうのが一番大事です。どこかで決まっておるような話はいけません。やっぱり国会の場で私は説明してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) けさの新聞にいろいろな記事が出ておまして、あの記事によりまして、

何か新しい基金をつくるというふうなことが書いてあるわけですが、あれはまだそこまで固まった案ではございません。ああいう基金案というものは一つの案になり得るかもしれないと、こういう考えで検討しているところにございまして、まだ構想の入り口というふうな段階で、輪郭もはっきりまだ見えてこないというわけで、この場で内容を御説明できるような段階にはまだ立ち至っていないというところでございます。

今後、一つの案として成り立ち得るかどうかという点も含めまして、さまざまな角度から当局を初め各方面の方々と現在意見交換を重ねておりまして、その結果として何か案として輪郭ができ上がってくればいいが、このように思っております。

○笠原潤一君 けさの七千億円基金で、運用益を五千二百億円、十五年間、国庫返還、これも大きな選択肢の一つであると、こういうふうな今、橋本会長がおっしゃいました。それ以上になお一層もっといい案があったら、それはそれ以上で我々はこしたことはないし、いわば六千八百五十億円に相当する部分を母体行が全部負担されて寄与されるのが一番いい。これが一番いいわけですから、でも、それにはやはりいろんな関係もありまして、う。しかし、私は同時に、この案もあるし、少なくともこの国会中には、こういう一つの案が完全に合意を得られて、国民がなるほどよくやってくれたというふうにしていただきたいと思うんです。

今お聞きしましたら、これは非常にいい案であるというところで検討中であるということでありまして、それは所管官庁とも、またそれぞれ関係者とも御協議いただかなきゃなりませんが、これにもしばらしい案の一つである。しかし、それ以上にもっといい案があれば、私はそれが一番いいと思っております。

と同時に、ここでもっとお尋ねしたいのは、世界の巨大企業と言われるところ、GMでもGEでも、あるいはチェースマンハッタン、シティバ

ンクもそうですけれども、銀行、金融機関にかかわらず、世界の巨大企業というのは必ずメセナをやっているわけです。それはなぜかというところ、銀行というのは、ききな言い方で言うとおかしいかも知れませんが、コモウエルスのためにやっている私は思っているんです。

やっぱり国家社会のために大なる寄与をしなきゃならぬ。そのために諸外国はいろんなメセナを大にやっています。残念ながら、我が国でもそうあるべきところを、あのサッカーくじなんかもつくらなきゃならぬ、金がないから体育施設もできない、運動選手も養成できない、あるいは国民スポーツも理解できないというふうなことで、こういう話も出るわけです。

そういう点で、これから本間に企業が本来的な、先ほど言った公共的な、私企業ではあるけれども同時に公的な意味を持っているわけですから、もっとメセナを大に重視してそういうことに寄与されれば、私は国民も納得していくと思うんです。

そういう点について、橋本会長どうですか。これから銀行挙げてメセナも大に考えていく。それすれば日本のスポーツはもとより、老人介護の問題だって町村は皆困っているわけですよ。本間に二十一世紀は高齢化の時代、少子化の時代、福祉もそして同時に健康も大事なときですよ。そういうことに企業がこれから大に貢献してもらわなきゃならぬと思いますが、そういう点で橋本会長、どうですか、御意見は。

○参考人(橋本俊作君) 社会貢献活動を積極的に行くと、こういう御趣旨の御意見と思われれますが、私も全く同意でございます。当行の、さくら銀行の例で申し上げますと、地域との触れ合いを大切にしてお客様とともに歩む銀行、こういうことを経営理念の一つに掲げておまして、まだ不十分だとは思っておりますが、さまざまな社会貢献活動を行っておりますのでございませう。

例えば、車いすを使用される方や目の不自由な

方が利用しやすいように工夫したATMであるとか、あるいはATMのところまでそういう方々を誘導するガイドシステムの設置店を拡大するとか、あるいは地域のコミュニティとの共催によるプロムナードコンサートを開催するとか、その他、営業店におきまして手話の窓口の開設とか、あるいは持ち出し自由なさくら文庫をつくるとか、あるいは地域の清掃活動に役員が参加するとか、また行員個人のボランティア活動を奨励するために、そういう活動に参加するために長期の休暇を与えるというふうな制度もつくっております。そういう方面の活動をできるだけ積極化してまいりたい。今御指摘の御趣旨を真摯に受けとめまして、よき企業市民として社会に参加していくことができるように努力してまいりたい、このように思っております。

○笠原潤一君 非常に御賛同いただきましてありがとうございます。メセナといってもやっぱりお金がかかるわけですから、そういう基金等もこれから大に、これは税制上の問題もあるでしょうけれども、そうされることによって銀行の、国民といえますか地域社会に溶け込む一番大事なことだと思っております。どちらかというと、今まで銀行さんというのはそういう点ではちょっと何かなおざりにされておったような気がいたしますが、そのことについて今いいお話を聞きましたので、なお一層積極的にそれを活用されることをお願いしたいと思うんです。

そこで、もう一つは、実はこの金融不安が高まって今一番心配されておるのは、地方銀行を初め信用金庫とか信用組合の預金だんだんよそへ移っていくんです。例えば今、郵便局なんか膨大な金が集まってくるわけですから、それはなぜかといったら、金融機関に対する不安があるからです。それは必ず払拭しなきゃならぬし、やっぱり地域の銀行も大事ですから、ちょっと悪くなると吸収されちゃいけない、合併も大事です。しかし、それ以上に地域銀行もやはり大事にしないと私はいけないと思うんです。そういう意味で、

非常に地方銀行が不安に思っている。そういうものに対して、やっぱり銀行協会の中でその地域銀行が成り立っていくようにこれからお互いに相携えていけることを私は大事に思っています。それから同時に、農協もそうです。農協というのは御承知のようにああいいう機関でございますから、結局、金を貸してどうこうというわけじゃありません。やっぱり組合組織ですから、そこにはおのずから制限がありますから、結果的に農協といふものも最後には住専の方へいこうなことがあってもお貸しをしたわけですよ。農協も系統系の金融機関も、貯貸率が余りにもあれですから、資金の活用をもっとうまく円滑にできるように方法を考えなきゃならぬ、私どもはそう思っています。そうしなかつたら農協の存在意義もなくなってくる。

農協も大事ですよ。農協というのはやはりその村にあって地域の一番大事な根幹です。コミュニティの一番根幹は農協とか郵便局、大事です。同時に銀行も大事なんです。ですから、その金融機関がこれから不測の事態が起きてはいけませんので、何とかこれから乗り切ってもらわなきゃならぬし、乗り切っていかなきゃならぬと思うし、この不良債権を一刻も早く償却しながら、そして世界に冠たるかつての日本の金融王国を築いてもらいたい。そして、再び東京が金融の中心になるように、今の香港やシンガポールに行くようなことじゃいけないんであって、私はもう一度再構築されるために格段の努力をお願いしたい。

それには、この住専の処理問題について、先ほど前向きに検討しながらいろいろのことをやって必ず国民の期待にこたえるということを橋本会長はおっしゃいましたから、その期待にこたえるように必ずやってもらいたいことを心からお願ひしながら、いろいろ失礼なことを申し上げましたけれども、国民を思っていることですから、国民を思っている日本の金融を思い、私はそういう切実な気持ちで自分の意見を吐露したのであります

から、どうかその点を御了解賜りたいと思ひます。

質問につきまして懇切なる答弁をいただきました。ありがとうございます。(拍手)

○平田耕一君 自由民主党の平田耕一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

お三方にはお忙しいところをありがとうございます。特に、橋本会長におかれましては株主総会を目前に控えて大変お忙しいことと拝察をいたしますが、本当にありがとうございます。

早々に住専処理スキームに対する理解と御協力を表明され、また関連法案中の保険料率の改定に臨みましては、預金者には転嫁しないという旨を表明されまして、敬服をいたすところであります。

しかしながら、預金者はもちろんでございますけれども、資金の貸付金利におきまして、これは同様に一つの商品でありますから、最近特に公定歩合あるいはプライムレートとのさや、あるいは公定歩合と一般の貸出金利とのさやも随分手厚くなっております。思いますので、その辺のことも預金者に対する表明と同時に、ひとつここでもずもって、同じような扱いでもってできるだけ合理化をし、資金の貸し付けに臨むという御表明をまずお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

○参考人(橋本俊作君) 金融界といたしましては、やはり極力経営の合理化に努力いたしまして、預金者並びに融資先に対して最良の金融サービスが提供できるように、特に今日のように厳しい時代においてはそういう必要性が非常に高いと、このように自覚いたしておりますので、さくら銀行におきましては毎年毎年の経営計画の中に合理化計画というのを立てておまして、店舗の合理化であるとか組織の簡素化だとか、あるいは人員の縮小だとかいったようなことを鋭意進めておる最中でございます。先生のおっしゃるとおり、お客様にその成果をできるだけ享受していただくように努力をしまいたい、このように思っております。

思っております。

○平田耕一君 よろしくお願ひを申し上げます。

この処理スキームに基づいて、可及的速やかに不良債権の処理、そしてまたその不良債権を生んだ構造の解明に着手しなければならぬというふうに考えるわけでありまして、同時に、これからいかに時間がかわかろうとも、その関係機関とかあるいは関係者の法的、道義的責任につきましては、国民の目で見まして最終的に納得のいくように、すんなりおさまるよう今後も努力しなければならぬし、また時間をかけて最終的におさまった、皆の目で見てもおさまった責任に基づいた最終負担というものに変貌していくのは当然であらうかと思ひ、そのために微力ではありますが努力したいと思ひ、御質問を申し上げる次第であります。

まずもって、これも何度もお答えをいただいておりますが、住専の設立経緯について若干お尋ねをいたします。

昭和五十一年の銀行局の金融年報に「主要業界の住宅金融会社が出そろったこととなる。」というふうな表現をなされております。JCBグループ、UCグループ、信託業界、その他金融主要業界が、それぞれ業務に関する相互補完を目的として共同会社方式をもって設立した、このようにその表現を認識させていただいてもよろしいでしょうか。橋本会長にお尋ねをいたします。

○参考人(橋本俊作君) 住専会社は、昭和四十年代の後半から五十年代の前半にかけてまして、当時、住宅資金需要が非常に旺盛でございましたので、そういうものにこたえていくべく、金融機関等の共同出資によりまして、個人に対する住宅ローンの提供を主たる目的に設立されたものでございまして、母体以外からの資金調達による住宅資金の安定供給、それから二十年から二十五年度の超長期のローンの提供、あるいは物的担保に着眼した新規の顧客の利用促進、こういうものをねらいに、四十六年六月の日本住宅金融の設立を最初といたしまして、合計八社設立されたものでござ

います。

○平田耕一君 そこで、共同出資という形で設立された住専であります。その設立された当時、例えば四十七年の三月末で個人住宅金融という業界で見ますと、いわゆる公的サイドで三〇・六％のシェア、そして御社を初め民間サイドで六九・四％、そのうち充足当初の住専は〇・七％でございました。

したがいまして、個人住宅ローンの全国シェアの七割を占める民間サイドが、昭和五十一年の日本ハウジングローン、五十四年の系統による協同住宅ローンの設立をもって母体とその共同子会社による八つのグループに集約された、このように理解をいたしますが、その理解でよろしいでしょうかということ、また、その後、民間サイドとしてその住宅ローンのシェアというものはどんな形で推移したのか、橋本会長に簡単にひとつお答えをいただければありがたいと思ひます。

○参考人(橋本俊作君) この四十七年のシェアがどうであつたかというのは、ちょっと手元に資料がないわけでございますが、昭和五十年で見ますと、住専が全体の個人向けの住宅ローンの中で三・八％のシェアを占めておりましたが、その後だんだんとふえまして、五十五年には住専が七・二％になって、それ以降は今度は逆に住専のシェアがだんだん下がっていく、こういう経過をたどっているように思ひます。

○平田耕一君 ありがとうございます。

そこで、これもまた続きまして橋本会長と寺村参考人にお尋ねをいたしたいと思ひます。でございますが、住専の設立以来、やはり銀行局の金融年報の中に「住宅金融専門会社」という項が掲載をされ続けておるわけでありまして、昭和五十九年度分からはその報告の中に、突如として、他業界からの肩がわり攻勢等厳しい環境による伸び悩みという表現が出てまいります。そして、翌六十年も同じ表現でございまして、六十一年度分の報告では、他業界からの肩がわり攻勢が、他業界による借りかえ攻勢が厳しいという表

現に変わっておりまして、さらに、一先当りの貸付額の大口化傾向を示すという、こういう表現が銀行局でなされておるわけでありまして、これは何を意味するのか、御両者からひとつ簡略にお答えをいただきたいと思うのでございます。

○参考人(橋本俊作君) 住専に対して私どもの金融機関の方から組織的に借りかえ攻勢をかけたというふうなことはなかったと、このように認識しております。

営業店の窓口で、お客様の要望によりまして個々に借りが行われた、そういう事例はあったと思いますが、住専そのものをターゲットにして組織的な借りかえ攻勢をかけるというふうなことはなかったというふうに認識しております。

○参考人(寺村信行君) 当時の銀行局に在籍しておりましたのでつまびらかにしませんが、多分、銀行からの借りが行われたと理解をいたしております。

○平田耕一君 ちよっと時代が古くなりますので申しわけなく思いますが、昭和四十九年の「金融財政事情」という文献に、その当時住専の設立にかかわられた方のレポートが掲載されておりました、銀行の御勤務でありましたが、私は念のためにその方に先にお会いをして内容を確認いたしましたわけでありまして、

これは社名、役職等を掲載しての文でございます。そのところに、提携金融機関による親密な不動産業者の紹介を受けることは営業推進上重要な手がかりとなる。

要するに、住宅金融会社は各種多数の金融機関の信用力と機能と組織の集合を基盤として存立が可能となるのであり、母体金融機関と相互に資金面、営業推進面、収益面、人事面で利益を分かちあう関係にある。

住宅金融会社と銀行が、住宅ローンについて若干競争する時期があつたとしても、その程度のことではこの業界でもありうることであつて、目角を立てることもありません。

銀行が住宅金融会社を周辺業務として考えるとき、自己の住宅ローンと提携住宅金融会社による住宅ローンの合算をいかにして極大にするか、住宅購入者や不動産業者へのサービスをいかにして拡充するかに知恵を絞るべきであろう。

というふうに記載をされております。これは大変ポピュラーな業界誌であらうというふうに思っております。

そして、その最後の段に、

わが国の住宅金融会社は生まれ出でまだ二年余であり、はたして将来欧米各国のごとく、民間住宅金融分野において中心的地位を占めるようになるか否か、なお予測がたいところである、少なくともいえることは、これらの住宅金融会社を生み出した母体金融機関には、その健全な成長と発展を図るため、最善のバックアップをなすべき責任があるといえよう。

これは、その設立当初わずか二年にして、早々に競合状態と、そしてまた母体金融機関の支援、責任というものを論じたものでありまして、多分これは御高承のとおりだというふうに思っておりますが、四十九年当時のレポートであります。

橋本参考人にお尋ねをしたい、御感想をお聞きしたい点は、今読み上げさせていたいただきましたレポートは、これは既に今昔の物語であるかどうか、御感想をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○参考人(橋本俊作君) 住専の設立の経緯からいまして、全国銀行だとかあるいは住宅金融公庫と競合する面があつたことは否めないのでありますが、住専は、先ほど申し上げましたとおり、ほかから資金を借りてその資金を個人向けの住宅ローンに貸し出すという仕組みになっておつたわけでありまして、だんだんと競争力がほかと比べて相対的に低下をしていったというのが現実ではあらうというふうに思っております。

○平田耕一君 この時点において、大変将来を見通したような論文というものが設立関係者の中から

ら出されておつたことには興味を覚える次第であります。

時節は移りまして、銀行と金融システムの健全性についてお尋ねをいたそうと思つておりましたところ、折しも、本年の四月二十九日付でやはり「金融財政事情」に、橋本会長みづから、「銀行と金融システムの健全性回復に努める」という表題のもとに、編集長加藤雅巳氏のインタビューにお答えをしておられます。

「国際基準を基本に金融インフラを整備」というところで、全銀協会長として一年間取り組む重点施策は、一つは、住専や不良債権問題の解決を通じて金融システムの健全性を回復すること、二つ目は、グローバルスタンダードを基本にした金融市場の構築に向けて努力をすること、この二点を挙げておられるわけでありまして、そして、それに取り組みキールワードとして透明性、自己規律、自己責任原則あるいは市場原理のつとめた公正な自由競争、これを挙げておられるわけでありまして、そしてこの最後のところに、これも御存じであります。

いわゆる護送船団方式のときはスポーツにたとえたと行政がコーチのようなもので、われわれ選手がやることについて、いちいち「ああやれ、こうやれ」と指示した。あるいは、何かやろうとすると、どうすればいいか相談するなど、銀行のほうも役所頼みに終始し、役所も細かいことまで口を挟むという状況であつたが、これからは、自由に選手を活動させて、

というふうにごさいます。どうもお感じになってみるところは、すなわち市場原理のつとめた公正な自由競争を望みます。護送船団方式によるその行動とのジレンマをお感じになってみえるかなと拝察を申し上げる次第でございますが、このインタビューにつきましても、その点についてのさらなる御感想をお聞かせいただければありがたいというふうに思っております。

○参考人(橋本俊作君) 四月に全銀協の会長に就

任をいたしました。その際に、この一年間全銀協として取り組んでいきたいという柱を二本立てたわけでございます。

今、先生の御指摘ありました、一つは金融システムと銀行経営への信頼の回復を図るということ、それからもう一つはグローバルスタンダードのつとめた金融システムを構築して金融機関の活性化を図っていくというこの二点を申し上げたわけでございます。

最初の金融システムと銀行経営への信頼の回復を図るということにつきましては、住専問題を初めとする不良債権の早期処理、内部管理体制やリスク管理体制の強化、自己資本の充実というようなことを通じて、金融システム及び金融機関の信頼回復に全力で取り組んでいくことが重要であると、このように思っております。

もう一つの、グローバルスタンダードのつとめた金融システムを構築して金融機関の活性化を図るということにつきましては、特に国際金融市場におきまして金融自由化で先行した欧米諸国の金融行政やあるいは金融機関経営方法というものがデファクトスタンダードになっておりまして、国際的な整合性の追求といった観点からの対応が迫られていると感じたからそういうふうにし上げたわけでございます。デファクトスタンダードたり得るための基本的な要件としては、今お話しした透明性あるいは自己責任原則あるいは市場原理のつとめた公正な自由競争ということになると思っております。

行政サイドにおかれましては、昨年の十二月に例えば検査のあり方についていろいろなメッセージを出しておられるとか、やはりこの自己責任原則あるいは市場原理のつとめた公正な自由競争を促進するというような方向で、これからだんだんそういう方向に向かって進んでいかれると、このように感じ取っております。

○平田耕一君 ありがとうございます。私はその護送船団方式を否定するものではありませんけれども、銀行そして政令

指定の住専も含めまして国家経済の中核をなすところでありますから、資金とか金利の動向につきましては強固な行政指導のもとに確実にリードされるのは当然であると思ひます。しかし、片や事業会社たる株式会社としてその市場原理ののつた公正な競争社会を目指して、日本の産業界は言うに及ばず世界の産業界に範を垂れるべき立場であらうかとも思ひ次第でございます。

そこで、紹介融資についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、紹介融資につきましましてはもう何度も議論されましたが、会長の率いられる全銀協会員を初めとして全国で二百を超える金融機関が、住専からの申告によりますと、債権ベースで約一・五兆、債務ベースで約二・八兆という大変大きなボリュームの紹介融資が行われたわけであります。これは一般の事業会社の言葉に置きかえますと紹介営業というところでございす。これは一般の概念で申し上げますと、競争すべき会社に対してこれほどの業界慣行としての紹介営業はやつてはならないことでありまして、ましてや自社の与信限度が設定できない会社を他社に紹介するというのは大変道義的にいかなものかと思ひわけであります。

国民の目で見ても、数ある事業者の目で見ても、住専問題に対する一つの見方として、この紹介融資というものがいろいろな意味を持つて思われておるということもお考えをいただきたい。

独占禁止法違反、行政指導に基づいたいろいろな国家施策、片や事業会社として営業しなければならぬ、その独占禁止法に対して二百を超える金融機関が一律に競争することなく紹介営業し合つていたと、この事実につきまして、これは正当性というものを御評価されてみえるのか、将来もこの慣行を継続されるかどうかにつきまして橋本会長にまずお聞きをいたしたいと思ひ、それから寺村参事にお見えでございすので、銀行局の行政指導と、その業界がそういつた競争を阻害しやすいという状況につきまして御見解なり、あるいは御在任の当時、御懸念されましたことがござい

ましたらお尋ねをいたしたいと思ひます。

○参考人(橋本俊作君) 住専会社につきましましては、営業拠点が極めて少のうございまして、設立間もない時期から、その営業活動を補完するため、母体のみならず広く取引金融機関に案件の紹介を依頼してきたというふう聞いております。

ただ、母体が紹介した案件も、自社開拓案件と同様に、住専サイドにおきましては、社内規則のつとめてみずから貸し出しの可否を審査いたしまして、可と判断した案件のみを実行したものといたふに聞いております。

○参考人(寺村信行君) 護送船団行政についてのお尋ねだと理解をさせていただきますが……

○平田耕一君 行政指導ガイドラインというものが公取から出ておりまして、例えば護送船団方式に例えられよう行政指導につきまして、そういう独占禁止法上の懸念というものにつきまして、御了解でなければ結構でございますが、あればお述べいただきたいと思ひます。

○参考人(寺村信行君) 一般的行政指導の問題について申し上げますと、今、金融自由化、規制緩和を進めておりますので、そういう方向に沿つて行政指導のあり方が大きく変わつていかなければいけない時期にあらうかと思ひます。

まさにそういう点で、いろいろな分野で、先ほどもお話ございましたけれども、例えば店舗の認可とか、そういう各種の規制がどんどん緩和されていく段階でございす。それに応じた行政指導の変化が今急速に行われている時期だというふう

に理解をいたしております。

○平田耕一君 なかなかこの問題難しゅうございすけれども、しかし普通の目で見ても、紹介融資を今後とも継続されるような行き方というのは、明確におっしゃいませんでしたけれども、なかなか難しいかろうと思ひ、否定すべき言葉ではないかなというふうに出ております。

いづれにいたしましても、一方で莫大な不良債権を抱えつつ、その一方でこれまた莫大な業務純益が計上される。もちろん、業界各社は努力も

されておられるとは思ひますけれども、その大変大きな構造的なものに對しまして、国民は不安と疑問を持ち始めている現状であります。

今こそ、おっしゃいましたように、いろいろな行政あるいは銀行業界のあり方につきましても歴史的な転換点でございす。ましてや会長御自身の手腕も問われ、また国民的期待も集めておられるところでありますから、申し上げるべくもございせんが、経済社会の原点のつとめて、未来を見据えて、住専処理スキームそのものの御協力と、そしてさらなる御負担というものを、再三表明させていただいてるわけでありすけれども、全銀協会長も二月十五日に工夫の努力は今後もやつていくとおっしゃつておられるわけでありすけれども、何カ月かたつておられるわけでありすけれども、妙案があれば妙案があればということもわかりま

すけれども、何とか妙案は必ず見出すというようなことでも結構でございますから、どうぞ御決意のほどを切望申し上げる次第でございます。

橋本会長、よろしくどうぞ御意見をお願い申し上げます。

○参考人(橋本俊作君) 冒頭の意見陳述で申し上げましたように、母体行といたしましては、政府の処理スキームのつとめて住専向け債権の放棄を行うことに加えて、金融安定化拠出基金への資金拠出や住専処理機構への低利融資などの最大限の対応をしまる所存であります。

しかしながら、これまでの国会での御審議の経過での御議論、さらには連立与党の声明も受けまして、公共性の高い金融機関として何か金融システムの安定に貢献できる新たな寄与につきましてい案がないかさらに模索をしております。基金案というものも含めて検討しているところでございす。

金融界といつてもいろいろな立場の業界もございまして、乗り越えるべき課題も多く、かつ私企業としての限界もあります。各方面とも相談をしながら私なりに努力をしていきたいと、このように思っております。

○平田耕一君 ありがとうございす。ぜひお願いを申し上げます。

実際、倒産状況の会社というものは、その中を精査に入りまして、半年、一年をかけて本当の最終負担が、それぞれの責任者のもとに額が決まつていくという、これが実情であります。したがうして、処理スキームにおける六千八百五十億というものは、私自身の考えであります。責任与党として、まず当面、最悪こういう形で処理に着手しなければならぬと、こういふ数字でございす。

したがうして、貴業界に對しましては国民のいろいろな見方というものは、会長みずからおっしゃつてみえましたが、大変厳しくなつておるお感じでございますが、私自身もなかなか難しい局面に来ておるうかと思ひます。どうぞこの六千八百五十億にとらわれることなく、今本当に再び銀行に対する信頼を取り戻して、また健全な歩みを続けよう、いい経済をつくらうというこのためには、一兆、二兆を惜しまずに、業務純益を見ましてどんとひとつ突っ込んでいきますように、どうぞその御決意を、さらなる御決意を、決して六千億にこだわらないでください。多ければ国民は納得しますから。もう一度ひとつ御決意を御表明いただきたいと思ひますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○参考人(橋本俊作君) 先ほど基金案ということをお申し上げましたが、さつきもお答えしたように、現在、この中身につきましては一つの案になり得るかもしれないという、そういういわば構想の入り口の段階でございまして、その輪郭自身もはつきり見えておりません。金額も含めまして内容をまだ御説明申し上げるような段階には至っておりません。

今後、一つの案として成り立ち得るかどうかという点も含めまして、さまざまな角度から当局初め各方面の方々と意見交換を重ねまして、その結果、案として輪郭ができて上がつてくれば、このように思っております。

○平田耕一君 なかなか時期的にも難しい時点でございまして、御苦労のほどはよくわかるわけでありまして、どうぞひとつここに至りました状況をよくお踏まえいただきまして、そしてたびたびお越しをいただいたことにつきまして、橋本会長に皆が期待をしておること、この時期に集まってきた本場の最終局面であるなどという気がいたすわけであります。

どうぞ鋭意御検討いただきまして、国民の納得のいくお答えを御期待申し上げまして、寺村参考人、田中参考人には大変御無礼をいたしましたし、また橋本参考人に対しましてはたくさんのご意見を申し上げましたが、お断り申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○荒木清寛君 平成会の荒木清寛であります。きょうはお三方には大変ありがとうございします。

まず、私は寺村参考人にお尋ねをいたします。住専処理にかかわった官僚の一人として責任をとっておりません。そればかりか、今度の健全性確保法案によりまして、大蔵省の権限はより拡大をされている。こんなことでは血税投入を迫られている国民には到底納得がいかないわけでありまして。

そこで、まずお尋ねしますが、昨年十二月付であなたは全国銀行協会連合会の顧問を辞任されたけれども、これは住専の処理にかかわったという、そういう責任を感じての辞任でございしますか。

○参考人(寺村信行君) いろいろ考えるところがございます。協会の顧問を辞任いたしました。

○荒木清寛君 私は、住専の不良債権の損失処理のために血税を使う、反対であります。

しかし、先ほど参考人は、平成五年、つまり三年前の時点でまず一括処理をしておったとしても、仮にその時点で税金を投入しておったとしても今の六千八百五十億円と同じぐらい要ったであろう、そういう趣旨の話をされました。そんなに

変わらないうことですか。

○参考人(寺村信行君) 住専全体の損失額がそれほど変わらないうと申し上げましたので、その損失をどのように処理をするかというのはまた別の問題ではないかと思ひます。

○荒木清寛君 そうしますと、仮にその時点で今の政府の提案しているようなスキームで処理した場合には、もし税金を使つたとしてももっと少なくて済んだ、これはもうはっきりしているわけですね。

○参考人(寺村信行君) それはわかりません。まず、この覚書は法律の意図で母体行が農協系の金融機関に元本保証する、そういう効力を持った書面ではありません。これは当然でございます。

しかし、大蔵大臣も今回の委員会の答弁におきまして、この覚書につきまして、言外には、系統側からいたしますと当然元本が保証されるという期待感があったものと思ひます。これははっきりおっしゃっているわけですね。あなたも、そういう農協系統の金融機関に期待感を抱かせる覚書であった、それを結んだということはもちろんお認めになるわけですね。

○参考人(寺村信行君) それは違ひでございます。というのは、あのとき住専の再建計画がなかなか進捗しなかったというのは、まさにこの点が争点になってきたからでございます。

つまり、母体行が元本保証を認めるというのは農林系金融機関の主張でございまして、母体行はそれは絶対に無理だということ、実はこの再建計画が難航しているという事態でございました。これがそのまま放置されておりますと、住専の資金繰りがつかなくなつて住専の経営破綻が生ずるのはもう明らかでございます。

そのような事態は何とかして避けた。避けた

いということ、農林省ともいろいろ相談をいたしました。関係金融機関を説得し、その説得をする

ときに、両省がそれぞれ関係機関を説得するときの意思統一を図つたものがこの覚書でございまして、それによつて対応したわけでございますが、およそそのようなときに、一方の当事者であります母体行が元本保証は絶対に認められないと言つているときでございまして、そのような元本保証を認めるとしたら、それはそもそもこの再建計画が成立しなかつたということになりますので、そのようなことはしないこととございします。

○荒木清寛君 久保大蔵大臣自体も、先ほど申しましたように、言外には、系統側からいたしますと当然元本が保証されるという期待感があったと思ひます。この覚書を見た系統の金融機関がそういう期待を持った、そのこと自体もあなたは認めないんですか。

○参考人(寺村信行君) 系統は常に元本保証を主張しております。したがって、その前の段階から元本保証を主張しております。それから、どのような段階におきましても、実は覚書が締結された後におきましてもやはり元本保証を認めろと、こう言っているわけでございます。この覚書が元本保証を認めたということではないから、そのような主張が行われたのだというふうに理解をいたしております。

○荒木清寛君 あなたは衆議院の参考人質疑のときに、この覚書がなければ系統は住専から貸付金のお返しという動きになつたであろうということを申し上げておられます。ということは、要するに系統としてはこの覚書の存在を知つて、ああ元本が安心になった、そう思ったからそういう動きになつたか、ということになるんじゃないですか。

○参考人(寺村信行君) 先ほど冒頭に申し上げましたけれども、元本の回収があつたとき農林系金融機関は果たしてできたであろうかというのを申し上げました。それは、全貸し出しの半分、住専に対する相当の部分の融資ウェイトを持つており

ます農林系金融機関がもし回収を図つたとしても、既にその貸し出されている資金は不良債権として焦げついているわけでございますので、その時点で回収を図つた途端に実は住専は資金繰りで経営破綻をするという事態になっておりました。

それで資金の回収が図れるという事態は考えられないわけでございますので、覚書があつたから資金の回収が、融資の回収がとめられたということ、それはそもそもあり得ないことであるということとございします。

○荒木清寛君 それは、系統が実際に回収の動きに出て返済が受けられたかどうかはわかりませんが、しかし実際、この時点では、この覚書がつくられたために回収の動きにさえ系統は出なかつたというのが真実でしょう。

○参考人(寺村信行君) よくお考えいただきたいのでございますが、要するに貸し出ししている資金はもう焦げついてしまつていっているわけでございます。

ごく一部の、本場に一部の貸し出しの人が返してくれと言ふんなら、それは全体の資金繰りの中で回収は可能かもしれません。例えば、外国銀行の一部が回収できたという、それはわかるのでございしますが、とにかく全体のかなりのウェイトを占めている、そしてほとんどの資金が御承知のとおり焦げついていような状況で資金を回収しようといつても、どこからその資金が出てくるか。

それはどこから借りて返すなら可能でございますが、じゃそこにだれが貸してくれぬのか。そのような事態のときにはもうだれも貸してくれないわけでございますので、そもそも資金繰りがつかなくなる。

だから、実は当時、住専が株価が暴落する原因ではないかと、あるいは銀行の資金ショートが発生するんだとかいうことが新聞、雑誌で盛んに書かれておりましたのは、そういう事態であつたからそういう心配がなされていたということであるわけでございます。

○荒木清寛君 私は、系統が回収に及ばなかつた

のは、債権が焦げついているからではなくて、この覚書によって安心したからだというふうに思っています。現に、衆議院の委員会の質疑におきましても農水大臣がそういうふうにおっしゃっているわけですから。

○参考人(寺村信行君) 事実関係と、それからどういう意図でどういう行動が行われたというのは別の問題でございまして、まず私が申し上げましたのは、あの時点で農林系金融機関が資金の回収を図ろうとしてもそれは不可能であったという、これは事実の問題でございまして。このことについては、農林系金融機関の幹部の方は当然のこととして御承知のことだと思えます。

次に、ただしあのときに、ではそういった事態でどうやってこの事態を回復するか。ほっておくと実は住専の経営が破綻をいたします。経営が破綻をいたしますと、農林系金融機関のみならず多くの金融機関がやはり資金ショートが起きるといふ心配がございましたので、その事態を何とか回避しなければならぬ、そのためには第二次再建計画をつくらなければいけない、そういう対応をしたわけでございまして。

そして、いろいろな紆余曲折がございましたけれども、大幅な金利減免を行うことによって第二次再建計画ができたわけでございまして。その時点で、それに参加した金融機関の方々は、当然それによって資金繰りがつくという前提がついたからそのような対応をされたということでございます。

○荒木清寛君 この覚書の作成についての責任はお認めになりませんか、次に第二次再建計画の策定についてお尋ねをいたします。

この覚書の結果としまして、住専七社について相次いで母体行による第二次再建計画がつけられました。この計画は大蔵省の強力な行政指導のもとに策定されたということはお認めになりますね。

○参考人(寺村信行君) 先ほど冒頭に申し上げましたけれども、平成四年八月十八日に「金融行政

の当面の運営方針」を公表いたしました。

その中であえて一項目を設けまして、住専につきましては、その処理をおくることが我が国の金融システムに対する国民の不安感を醸成することになりますので、関係当事者に問題解決のためのさらなる努力を要請するというふうに書いてございまして、これはあくまでも住専の問題は関係当事者、具体的には関係金融機関が決められるべき問題でございまして。行政当局が具体的に関与すべき問題では本来ございません。あくまでも住専というのは金融機関、いわゆる銀行ではございせん。ですから、それに関連する方々で決められるお話でございまして。

ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、なかなか関係者の対立がございまして、再建計画の策定ができないような状態になっております。そうして、そのままだに推移をいたしますと住専の経営が破綻します。住専の経営が破綻しますと、それに関連しまして農林系金融機関の経営が破綻する、のみならずその他の金融機関の経営も破綻するといふおそれがございまして。

そうなりますと、国民経済に大変なダメージを与えということになりますので、そのような事態は何とか避けたいということで関係金融機関に對しまして再建計画の合意形成のための努力を要請したと、そしてその要請を繰り返したということでございます。

○荒木清寛君 なるべく簡潔に意見陳述をお願いできますでしょうか。

それで、再建計画の皮切りとなりましたのが平成五年二月二十六日の日住金における再建計画であります。この平成五年二月二十六日におきまして、日住金本社における母体行会議の模様というのはかなり詳しく証言に基づいて報道されているわけでございます。

報道によりますと、あるいは証言によりますと、出席者からの昼食のための外出の要求も認められず、十二時間軟禁状態で会議が続いたということでございますが、そういう状況でございまして

たでしょうか。

○参考人(寺村信行君) これは日住金のすべての関係金融機関じゃなくて、母体行だけの会議の状況でございまして、そのように聞いております。

○荒木清寛君 これは、要するに三和銀行以外の母体行八行がこの再建計画に非常に難色を示してなかなか同意をしなかったという状況であったわけですね。

○参考人(寺村信行君) そのように理解をいたしております。

○荒木清寛君 そして、言われておりますのは、その会議の会場には携帯電話数台が入ってあって、その会議の内容は全部大蔵省の方に連絡をされておったということでございますでしょうか。

○参考人(寺村信行君) 具体的にそこまでどうかということは承知をいたしておりません。

○荒木清寛君 いや、当時参考人は銀行局長であられたわけでございまして、また報道によりますと、その連絡を受けまして審議官が、反対をされている母体行のトップあるいは現場におった担当者にどんな電話をして説得を繰り返したということも言われておりますけれども、そういうことはもう当然御存じですね。

○参考人(寺村信行君) 時々刻々どのようにということは承知をしておりますが、そのような連絡を受けたということは承知をいたしております。

○荒木清寛君 それで、連絡を受けまして、反対をされている母体行に銀行局の方で説得のために電話をしたということももちろんあったわけですね。

○参考人(寺村信行君) あるいはそのようなことがあったかもしれませんが、それについて少し御説明をさせていただきます。

実は、住専問題が非常に難しいというのは、母体行と農林系金融機関の対立だけではございせん。それは母体行と母体行以外の一般金融機関、これ自体も対立をいたしまして、それから母体行自体が対立をいたしております。というのは、住

専の母体行というのは極めて多数でございますから、経営に関する関与の度合いがまちまちでございます。そうしますと、この関与の度合いが高いところほど責任を負うべきだという議論が母体行の中でも出てまいります。

ところが、母体行以外の一般金融機関から申しますと、それは母体行の中での話であり、大変例えは悪いですが、目くそ鼻くそその問題ではないかと。いやしくも母体行以外の方に負担の分担保を求めるなら、母体行は同じ比率でやるべきじゃないかと、こういうような議論が一方で出てまいります。あるいは農林系金融機関については行と行といふところでそれぞれの意見の対立がございまして。そういった問題が常にこの住専の問題には絡んでまいりまして、相互の利害が対立しているからこそのなかなか話し合いが進まなかったというのがこの問題の一番の背景にあるということでございます。

○荒木清寛君 いずれにしましても、この日住金における再建計画は、二月二十六日の大蔵省の強力な説得活動が功を奏して、反対をされている母体行も同意をできたという事実関係はやはりそのとおりでございまいしょうか。

○参考人(寺村信行君) それは、そうであるかどうかは定かではございません。というのは、私どもは最後までこの話し合いがまとまるのかどうかかわからない、非常な不安感を持って見ておりましたので、また、事実、それまでも常に期待をしておりましたが、その期待どおりに事態が展開しなかったことも何回もございまして、果たしてそのようにそれぞれの関係者の方々が理解をされるかどうかというのは私どもはなかなかわからなかったという状況でございまして。

○荒木清寛君 そのようにしてできました日住金の再建計画というのは、十年間できちんと実現ができれば、そういう認識をされたわけですか。

○参考人(寺村信行君) 先ほど申し上げましたけれども、私どもは具体的な内容についてどうこ

うするということではなくて、あくまでも合意をしていただきたというところをお願いしているのであって、具体的な再建計画は、どの部分をどうこうしろと、これはあくまでも金融機関がお決めることになることだと思います。

私どもがお願いしておりましたのは、とにかく合意をしていただきたというところを再三再四にわたってお願ひしてきたということだと思います。

○荒木清寛君 いや、そうではなくて、この日住金におきまして、この再建案の内容をつくること自体、大蔵省が相当関与しておったんじゃないんですか。

この母体行会議のかなり前の平成五年一月二十九日、あなたは三和銀行の頭取とお会いになって、この再建計画の内容について詰められたのではありませんか。

○参考人(寺村信行君) 二百行や百何十行という中で、何とか合意形成をお願いしようということ、農水省と関係金融機関に当たりまして合意形成の要請をしております。

そこで、それぞれのいろいろな方々がどういう感じをお持ちになっているのか、合意できる接点というのはどこであるかということ、当然そのようなきに私どもは探るといふことでございまして、私どもは、あらかじめこういふ線までとめてくれというのではなくて、とにかく合意ができること、第二次再建計画ができ上がることが必要なので、それぞれの当事者の方々が最低どういふところならまともなのかということを探求したということとは事実でございます。

○荒木清寛君 私は、この住専の破綻につきまして母体行の責任は極めて大だと思ひます。しかし、それはそれとしまして、この見込みの薄い再建計画を行政主導で策定して、結果的に問題の先送りをした。その行政の責任もまた私は極めて大だと思ひますけれども、そういう認識はございせんか。

○参考人(寺村信行君) この問題は、先ほども申

し上げましたけれども、当時、ほとんど合意ができないうような見通しが立っておりまして、そういういたしますと、恐らく住専が経営破綻したであろうということでございます。

当面、何とかこれを合意していただくことが大切でございますが、一時的な対策でございます。またこれは信用不安のものになります。当時、関係者の方々が、これなら少なくとも一時的なびほう策でないというふうにお考えいただけるような案でなければ信用不安のものになるわけで、そのこと自体、また待つということ自体が信用不安のものになるわけでございまして、少なくともそのような案にならないようにお願いをしてまいりました。

当時の状況では、私どもとしてはそのような案で対応できるというふうには考えませんでした。また当事者の方々も、いろいろ御批判はあろうかと思ひますが、当時の状況でよくここまで対策でまとまったというように、関係者の方々は当時言っておられたということもまた事実でございます。

○荒木清寛君 それでは、民事介入暴力対策で非常に御活躍の田中参考人にお尋ねをいたします。先ほど、真社会という話を冒頭されました。今回のこの住専につきましても、貸付金の相当の部分が暴力団などの暗黒部分に流れ込んだとも言われております。住専問題で暴力団ないしはその関係者が不当な利益を手にしたと思ひますけれども、その点、御見解はいかがでございますか。

○参考人(田中清隆君) 私どもが実際に競売現場へ参りますと、当然のことながら暴力団関係者と思われの人たちと出会うわけでございます。もちろんそうでない人も出会うこともありますけれども、裏ではどうも関係がありそうだという方々と思われるわけでありまして。そういうことをいろいろ考えていきますと、そしてまた、個々のケースで私どもがいろいろな脅迫を受けたあるいは暴行を受けたというふうな事例を見ますと、かなりそういう人たちがかわつておるだ

ろうと。

ただし、私どもは統計的なことがなかなかわかりませんので、競売現場の具体的なそういう肌で感じるもの、あるいは執行官等とのいろんな協議の場の意見、そういうものをとらえて大体考えておるわけでございます。

○荒木清寛君 この債権の回収、特に担保がついている債権の回収につきまして、暴力団等による妨害ほどの程度でございますか。また、現行法でこれをきちんと排除できますでしょうか。あるいは、どういふ手段で回収をするのがそういう場合に一番有効でございましょうか。

○参考人(田中清隆君) 先ほど申し上げましたように、民事執行法の改正、これは主として保全処分の対象を広げる、あるいは引き渡し命令の改正というところを中心でございますけれども、そういう点の一つ、さらに、競売現場における暴力的な妨害、あるいはその貸借をを設定しておるといふようなものに対する、詐欺的なものに対する対応、こういった刑事的対応。民事面では執行法の改正、それから刑事面では競売妨害等に対する厳正な対応、この二つが中心であろうかというふうに考えております。

○荒木清寛君 一方で、警察庁の発表によりますと、平成四年から平成八年二月二十九日現在までの間、つまり四年間で金融機関の債権回収等に関する暴力団員等の検挙事例は四十五件だという報告を受けております。私は、率直に言つて極めて少ないと思ひます。これは民事介入という原則からすればやむを得ないのか、あるいは警察の対応にも改善点があるのか、あるいは法に不備があるのか、お教え願ひたいと思ひます。

○参考人(田中清隆君) 今四十五件とおっしゃったのはこの範囲でしか。競売現場に関する問題だけでしょうか。

問題だけでしょうか。

○荒木清寛君 債権回収という。○参考人(田中清隆君) 債権回収全体。競売現場に限らないわけですね。

むしろ、競売現場に限定いたしますと、もつとほるかに少ないと思ひます。最近、数件立て続けに出ておりますけれども、私どもも各地で警察あるいは検察と競売現場の取り締まりに関して数年前から協議を申し入れて、いろいろ具体的な事例等について検討してまいりました。しかしながら、ほとんど事例がございせんでした。

この競売関連の刑法の条文というのは、本当にこの一年ぐらゐ前までは実質上死文に等しい状態であつたわけでございます。その原因といたしましては、一つには、この執行競売関係というのは非常に複雑でございまして、警察等もなかなかこれを理解しがたい、加害者の方がその辺については非常に詳しいというふうな事例もございまして、また、いずれにしてもこれは民事の紛争が背景にありますから、警察等としてもどうしようも突っ込みにくいというふうな事情もあつたように思ひます。

しかし私どもは、これは民事紛争というよりは、国家の運営する司法制度の一環である競売制度、これに対する侵害であり挑戦であるという観点からこの問題をとらえるべきであるというふうな主張が受け入れられて、幾つかの事例についてかなり果敢に対応していただいておりますというふうに思っております。

○荒木清寛君 私は、住専も含めまして、不良債権の回収にはどんな競売を利用すべきだといふふうにお思ひます。しかし、一部には、非常に時間がかかるし、また売却できても市場価格に比べると非常に低くて回収の実が上がらないという懸念もあるわけですね。この点、現状を踏まえて、不良債権の回収に実効的に使えるのかどうか、お教え願ひたいと思ひます。

○参考人(田中清隆君) 現状の不動産市況を見ま

すと、非常に厳しいことは事実でございます。しかしながら、現在、裁判所等も、例えばファクシミリサービスとか、それから住宅情報等に対する公告の掲載とか、いろいろな形で情報提供に努めておるようでございますので、こういった点をさらにどんなサービスを進めていただく、これは重要であらうかと思ひます。

それからまた、不動産業界が競売物件につきましては従来からかなり積極的ではなかった状況でございます。したがって、不動産業界と協力して何とかこういった物件が公正に処理されるように知恵を絞るべきであらうというふうに思ひます。それから、聞くところによりますと、物件の多くは市街地の虫食い物件、あるいはリゾート地の中途半端な物件というものが非常に多いというふうにも聞いておりますので、こういったものの再開発ということも努力を必要とするかというふうに思っております。

○荒木清寛君 ありがとうございます。(拍手)
○益田洋介君 新進党、平成会の益田洋介でございます。

きょうは、三人の参考人の方には御多用中にかかわらずお時間をいただきまして、大変にありがとうございます。

まず、私は最初に寺村参考人にお話を伺いたいと思ひます。

一九九二年、平成四年九月に、参考人が銀行局長に就任されてから三カ月目でございますが、当時の宮澤総理が住専の不良債権処理策を検討されている過程に当たり、私はこの段階から政府が住専の処理策を検討されていたというのを伺ってびっくりしたわけですね。それから大変な年月が既に経過して今日に至っているわけでございますが、そのときに宮澤総理が公的資金導入を提唱されたというふうな伺ひました。しかし、当時は日経連を初めとする経済界、それから政界、また一般の国民の方からも相当反対の声があった、反応が厳しくあらわれたというふうな状況であったとも伺っております。

このとき公的資金導入を宮澤総理が断念されたというのは、こうした各界の方、特に一般の国民の方からの反対の声が強かったから、そうした背景によるものなんでしょうか。

○参考人(寺村信行君) そこに至る前に、その一カ月前でございますが、先ほど申し上げました八月十八日、「金融行政の当面の運営方針」というのを公表いたしました。これ自体はやはり宮澤総理に御相談をいたしました。また宮澤総理がいろいろ手直しをされて出たものでございますが、その中では、担保不動産の流動化という問題、今債権買取機構という形で実現をした組織でございますが、その問題に对应しようということがこの方針の中に盛り込まれております。

そして、その具体化をめぐっている銀行界と議論しているさなかの九月でございますが、宮澤総理が、この担保不動産の流動化あるいは買取機構をつくるに当たっても必要であるならば、というのはいろいろな前提条件がございます。金融機関がリストラをするとかあるいはデイスクリージャーをする、そういった前提条件が満たされるならば、必要な場合には公的資金の導入もやぶさかでない、このような御発言を軽井沢でやりになりました。

私も実は翌日、総理の御真意をお伺ひしましたところ、総理は、いろいろな前提条件があるんだと、金融機関のリストラとかあるいはデイスクリージャーとか、そういった前提条件が満たされてからの話なのであって、今すぐ大蔵省に公的資金の導入を検討しろという趣旨ではないんだと、そのようなお答えが官邸からございました。というふうな状況でございます。

それから後は御承知のとおり、特に産業界、それから一般の方々、あるいは政界の方々から非常に強い反発があったということは事実でございます。

○益田洋介君 よくわかりました。当時から公的資金の導入には相当皆さん抵抗をお持ちだったというところがわかったわけでございます。

先ほど私は驚いたと申し上げましたが、九二年の段階で政府は既に住専処理をどうしようかというところで頭を悩ませていたわけでございますが、その後残念ながら大蔵省は経営破綻を先送りし続けてまいりまして、抜本的な処理にはついに至らずに、昨年の十二月の末まで至ったわけでございます。

そして、結局は総計で約一兆四千八百億、これは私の試算でございますが、現在言われております六千八百五十億円の税金の第一次処理への導入に加えて八千億、これは現在見込まれておる二次処理の一兆二千億に、地価が下落し続けておりますためにさらに不良債権が進んで、現段階で既に四千億ほどの不良債権の膨らみが生じている。したがって、一兆二千億プラス四千億、この一兆六千億の半分の八千億に今政府はさらなる負担として国民の税金を導入しよう、こういう考えでございますので、現在のところ、私の可能な限りの試算では、国民一人当たり実に一万二千円の負担になるという現状にまで立ち至っているわけでございます。

この一万二千円という負担は、成人とか勤労者だけじゃございませんで、赤ん坊や小学生まで含めた上での一万二千円でございますから、例えば四人家族がいれば四万八千円の負担になる。四万八千円税金を、皆さん余り払いたくないんでしょうけれども、払うために働くということとは、一般サラリーマンの方であれば三カ月も四カ月も汗水垂らして働いたお金をこの住専処理のために現在投入されようとしている、こういう現状でございます。

そして、九二年の五月に三和銀行が調査結果を大蔵省に提出して、その中で、日本住宅金融、日住金の実態は既に倒産企業であるという報告が大蔵省に上がっているわけでございます。参考人が局長に就任されたのはその翌月の六月二十六日、このとき土田元銀行局長からどのようなこの件に関する申し送りを受けたものか、伺いたいと思ひます。

○参考人(寺村信行君) この件につきましては直接の申し送りはございませんでしたが、この問題は、その案ができましたときに、第一次再建計画が実は三和銀行によって各母体行の間で調整が行われていたという時期でございまして、結果的には、二つの案がございまして、三和銀行が大蔵省に二つの試案を持ち込みましたけれども、ちょうど第一次再建計画がまさに策定されたところであつた、そういった時期でございます。

○益田洋介君 そしてその後、半年間この三和銀行案というのは大蔵省の内部でたなざらしにされておりました。そして結局廃案になった。廃案になった過程においては取り下げをさせられたというふうには私は伺っております。

ある方の話によりますと、三和銀行は大蔵省の方から、銀行局の方だと私は推察するわけでございますが、日本住宅金融を絶対につぶしてはならない、金融不安を誘導するの絶対につべしやだめだ。そういうことでこの三和銀行の提案はついに廃案になって日の目を見ることはなかったわけでございます。当時の日住金の不良債権の損失見込み額は四千五百億。それが三年たちました昨年の九月五年六月の時点で、大蔵省が調査に入りました時点では実に八千億に膨れ上がった、三年間で倍近く損失見込み額が膨らみ上がったわけでございます。

仮にこの九二年の時点で三和銀行の提案どおりに処理をしていけば、母体行の負担額だけでこれに日本住宅金融というのは清算ができていたというのを伺っておりますが、この点、参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(寺村信行君) そのような報道がなされていることは承知でございますが、そのような報道は事実とはちょっと違っているのではないかと思っております。

というのは、詳細に実は三和銀行の案をごらんいただければおわかりになると思ひますが、第二次再建計画と実態としては余り変わらないような案になっているわけでございます。

実は、三和銀行がたなざらしと言っているが、大蔵省は当然いろいろ検討している過程で三和銀行の意見を聞きまして、三和銀行自体が、これは他の母体行と相談したところでも母体行の中で合意が成立しないから引つ込めると、そういった案でございました。それだけに、母体行にとつてかなりの負担があるという感じで、三和銀行はその案をみずからもう対案ではないんだと言つて、実は大蔵省に対しては別の案をお持ちになつたわけでございます。その案自体は、また第二次再建計画よりもはるかに金利減免の幅が小さいものでございまして、すぐに対応できないような案でございましたので、大蔵省としてはそのような案ではかえつて信用不安を払拭することはできないんじゃないかと、そういった意見は申し上げましたけれども、その案をたなざらしにしたということは全く事実と反するというところでございます。

○益田洋介君 この場に本来であれば三和銀行の当時の責任者の方にもおいでいただければ、もう少し国民の方にどちらの言い分がどうであらうかという判断がゆだねられたんじゃないかと思ひますが、お話をわかりました。

さらに、一年たちまして九三年の二月三日に、先ほど同僚の荒木議員がいろんな角度から質問をされていまして、これは五兆五千億円の農林系の元本ロスを生じさせないということを強くにおわせる、少なくともそういうことをうかがわせる覚悟が大蔵省と農林水産省との間で交わされたわけでございます。

この中で、日本住宅金融への貸出金利を減免しようというところで、母体行は金利はゼロで、一般行は二・五％、さらに農林系は特別な措置で四・五％にとどめるといふうなことが盛り込まれていたのでございまして、何と、一夜明けた二月四日に日銀は公定歩合を下げた。それまで三・五％だった公定歩合を二・五％に下げた。この効果は大変なことではございまして、事実上、中間金利と言われた一般行の二・五％と公定歩合が不思議

なことにならずか一日の違いで一緒になつてしまった。一般行は金利の損失から一夜にして免れた。そして、さらに加えて言うならば、農林系は受取利息を一％積み上げることになった。

どうもこの辺のところは、やはり一日早い金利の先取りがあったんじゃないかと思つても不思議じゃない。あつたんじゃないかと思つても不思議じゃない。状況ではなかったのか。これは農林水産省の圧力に屈した大蔵省が、その配下と言つちやおかしいですが、監督下にある日銀を強く誘導したというふうな談合があつたのではないかと、この話を私は伺つておりますが、この点いかがでしょうか。

○参考人(寺村信行君) これは、実は衆議院でも同じ御質問がございましたので、同じようなお答えになるのでございまして、公定歩合の観測記事というものは大体半月ぐらい前から出ていたわけでございます。そして、先ほど申し上げましたように、少なくともこういふ合意が成立するまでには、どういう経過がたどられたかというところ、当然、私も農林水産省もそれぞれ金融機関のぎりぎりの妥協点、限界点はその辺にあるんだろうかということ等を常に模索しております。

ですから、二月三日に決まるのではないわけでございます。もっと早い段階で、大体こんなところじゃないかというすり合わせを、大体この辺から大勢の金融機関が納得できるんじゃないかと。しかし、それは全部に接触するわけにはいかないわけでございます。代表的なところの接触を私どもは探つたわけでございます。それで、この辺のところならおおよそ妥協できるぎりぎりの限界じゃないかと、こういうような作業を毎日相当な期間にわたつて続けてきたことではございまして、その過程で、金利の水準についてどういふ状況ならそれが納得できるかというところは、いろいろな金融機関によつても全部違うわけではございます。

ところが、公定歩合の水準がこの辺になるといふのは既に、当時の新聞をごらんいただければいいんですけれども、およそ半月ぐらい前からこの種の観測記事が一斉に出ていたと、そんな状況でこういう作業が行われた。

ですから、少なくともこの辺の水準になるだろうというのを、半月とかそれ以上の期間をかけていろいろな打診なりなんなりで感觸を探らなければ一つの線は出てこない、こんな状況でございました。

○益田洋介君 どうも私どもの印象では、公定歩合の引き下げ、それから引き上げにつきましては日本銀行の専管事項でありまして、いつも伝家の宝刀を抜くがごとく突然、もちろんその準備や検討はされているんでしょうけれども、突然のようにして発表されているという印象を受けておりましたので、二月三日の次の日の二月四日に起こつても、どうもそうした印象から類推しますと不思議ではなかつたのではないかなという気持ちがいります。

いずれにしても、私は、我が国の行政の金融政策運営には不透明な部分が残るというふうな印象をこの件から受けたわけでございます。寺村参考人、ありがとうございます。

次に、橋本参考人にお伺いしたいと思います。ことしの二月に、住専処理策を担当し、また策定し、村山前総理と相談して最終的な閣議決定をされた当事者であります武村前大蔵大臣が、ある新聞社のインタビューに答えて非常に興味深いことをお話しになっております。

ちよつと引用させていただきます。

六兆四千億円の損失補てんは、母体行、一般行が出資割合に応じて修正プロラタ方式で分担を了解してくれたい。修正プロラタ方式という舌が回らなくなるような言葉なんです、大蔵省の方は、そんなにラテン語に詳しい方は私はいないんじゃないかと思つていましたけれども、どこかの文獻で見つけて、プロラタ方式、これは比例配分というふうな意味だそうなんです。

そういうことで、修正ということなので、出資割合に純粋に応じた配分ではないけれども、経営への関与度ですとか、いろいろなほかの要素を取

り入れて分担金を引き受けていたのだ。残りが一兆二千億だった。ですから、母体行、一般行は五兆二千億は引き受けてくれるという約束を取りつけた後に、その一兆二千億を農林系に負担してもらつてもいい。このとおりにいけば公的資金導入の必要はなかつた。

しかし、農林系議員が、これは多分自民党の農林系議員だと思ひますが、五千三百億の負担で関係機関に合意を取りつけた、もう了解しちゃつたんだと、これが最終回答だと言われてしまつたので、その結果、六千八百五十億が宙に浮いた。その意味で、六千八百五十億は、積算をした数字ではなく政治判断だと、このようにおっしゃつて、農林水産省の管轄の予算だと。そのようにして、農業金融安定化資金と名づけた方がわかりやすいし正直である、このように談話を発表されているんですが、この件について、橋本参考人、どのようにお感じになりますか。

○参考人(橋本俊作君) 今の武村前大蔵大臣のお話で、どこでそういうふうなことをおっしゃつたのか私は存じ上げなかつたのでありますが、政府の住専処理策策定に当たっては、関係当事者に最大の負担を求めた上で、金融システム全体の安定維持を図るという観点から、それでもなお埋まらない部分を財政資金で投入して埋めると、こういう御判断があつたかと思ひます。

ネーミングがどうかということにつきましては、なかなか簡単には申し上げることができないと思ひます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

それでは次に移ります。九六年の三月期の決算が発表されて、都市銀行の業務純益は八兆円とも言われている史上最高を記録したわけではございまして。先ほど来、各委員から話題になっておりました紹介融資についてでございますが、この融資額が最も多かつたのは住友銀行、融資残高は二千六百八十八億円、そのうち不良債権は二千四百億円以上、大変な数字に

なるわけです。そして回収不能率は五四・一％、半分も回収できない。次に多いのは住友信託銀行で、融資残高が千五百七十四億円、回収不能率が六九・三％。橋本参考人の銀行、さくら銀行は千二百五十億円融資残高が、回収不能率は三三％、こういうふうなことが発表になっております。

住友銀行というのは住専の一連の出来事については非常にユニークな立場をとっておりまして、母体行となっていない。唯一なっているのは住宅ローンサービス一行だけで、あとは一般行という立場で融資をしている。しかも紹介融資が一番多い。ですから、今回法案が通るとすれば処理スキームで債権放棄をする場合、その損害額よりも回収不能額がずっと多い。五・四倍にもなっている。だから、母体行ではないけれども、やはり紹介融資を大変な額をしているんだから、こういうことからすれば相当な追加負担を住友銀行と住友信託にはお願いするべきじゃないか。

住専に出資してないのに一般行として悪質な借り手ばかり紹介していったわけではございませんから、損害賠償請求の対象となるのはもちろんですが、けれども、この辺について参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) ほかの銀行の個別事情についてはよく承知をしておりますが、当行、さくら銀行につきましては、融資残高の何倍にもなるというふうな、そういう事実はございません。それから、紹介融資の金額が多いから追加負担の分担保云々というところにつきましては、それぞれの銀行の分担保額がそれぞれ決まっておりますので、この場ではちょっと御回答を申し上げられないわけではございません。

○益田洋介君 せっかくきょうは橋本参考人に国会においでいただいたものですから、私は実は一つお願いがございまして、きょうはテレビが入っておりますので、国民の皆様にかわってお願いさせていただきます。

それは、とにかく国民の九六％の方が住専問題

の政府案について理解ができない、八六％から九〇％の国民の方が反対だ、税金の投入はするべきでない、理不尽である、こういう声が高まりはすれども低まることはない。これは橋本内閣の支持率とは全く関係ないんです。

あの支持率が高まったのは、普天間基地が返還されるという大変な外交的な手腕を橋本総理が発揮したというふうな動向をされている。あれは要するに普天間基地を沖縄の中のはかの基地に移転させる。ヘリポートと言っていますが、実際はヘリポートじゃなくて、千五百メートルも長さのある滑走路をつくる。それをカムフラージュするためにヘリポートと言っている。だから、移転の候補地になっている嘉手納の人たちは今怒っているわけです。

ちっとも外交的な手腕を発揮しているわけじゃないんですけれども、それはいいとして、それで私のお願いというのは、きょうここで、国民の皆さんの前で、七千億の基金ということとを素案としてお考えで、全国の百五十行ですか、銀行を橋本参考人が銀行協会の会長として束ねられて五千億を用意され、そして一千億は農林系の方に、そしてあとの一千億は日銀の特種で賄えば、国民の皆様は六千八百億の一文税金を投入しなくて済むわけでは。

ですから、どうか国民の皆さんの前でお約束いただきたいんです。何としても国民の税金は一銭たりとも投入しないような、そのような努力をしてくださるよう、(質問になっておらぬ)と呼ぶ者あり。質問というか、もうお願いなんですけれども、ぜひ決意発表をしていただきたいです。私に約束しなくていい、国民の皆さんに、テレビに向かって。テレビ、ちょっとアップをお願いしますね。

○参考人(橋本俊作君) 先ほどから申し上げておりますとおり、五千億とか七千億とかいうような金額は私は申し上げておりませんで、基金案というものは一つの案になり得るかもしれない、そういう考えで基金案を検討している、まだ構想の入

り口の段階でございますので、そのつもりでお聞きとめただけだと、このように思っております。

今後、一つの案として成り立ち得るかどうかという点も含めまして、さまざまな角度から当局初め各方面の方々と意見交換を重ねまして、その結果、案としての輪郭ができてくればと、このように考えておるところでございます。

○益田洋介君 終わります。ありがとうございます。(拍手)

○大脇雅子君 きょうは、三人の参考人の方々は、お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。

私がどうしても理解できないことは、住専は、持ち家促進のため個人住宅融資を行うということ、で、国民の利益にかなった形で出発したわけですが、深刻な事態に立ち至るまでさまざまなブレーキをかけるチャンスがあったのではなかったかと思うわけです。

例えば、銀行が小口の住宅ローンに参入していったとき、あるいは住専が住宅事業者の融資へシフトしていったとき、あるいは総量規制が行われてさまざまな系列金融機関から資金調達がなされ始めたとき、あるいはまた平成五年の二月に覚書が交わされたとき、さまざまなときに事業の拡大に歯どめをかけるなり、あるいは店じまいをするなり、さまざまな手当てができたのではないかと、思うわけですが、そこが全く何もされないかのような形で今日に立ち至ってしまったということに、対して、なぜこうなったのでしょうか。

いつ再建をやめようと考えたか、いつ行政の介入などがあったのだろうか、あるいは公的資金の導入に対して依頼をされたことがあったのだろうか。それに対する社会的な責任という見地から御意見を伺いたいと思います。

○参考人(橋本俊作君) 住専がバブル経済の崩壊に伴います資産価値の極端な上昇と下落という急

激な金融経済環境の変化というものを十分に引き受け切れなかった。それから、住専会社が住宅ローン以外の不動産融資にも業務を拡大していったというところにつきましては、もともとそれは住宅ローンの拡充につながる、そういう判断のもとになされたわけでありまして、そういう動きに対して、結果として適切な助言を与えられなかったというところにつきましては遺憾を思っております。

しかしながら、住専会社は独立した会社でございまして、母体といえども個々の施策や経営方針に口を挟んでいたわけではございませんで、そういうことがなかなかとり得なかったということも事実でございます。

○大脇雅子君 先ほどから、さらなる新しい寄与を求める声がさまざまに寄せられております。世論の動き、それから国会審議の声などをお聞きになりまして、ただいまは新しい基金の創設の構想の入り口であって鋭意検討をすると言われましたが、全国銀行協会連合会の会長として今後それを取りまとめていくという御決意でいらっしゃるのかどうか、お尋ねいたします。

○参考人(橋本俊作君) 全国銀行協会連合会にはさまざまな業態の銀行が百五十行入っておりますが、全体のコンセンサスを得るということにつきましては、それぞれの立場の銀行もございまして、非常に困難さが伴うということも御理解を賜りたいと思っておりますが、私なりにできる限りの努力は、関係各方面と意見交換を重ねながら努力を重ねてまいりたい、このように思っております。

○大脇雅子君 橋本参考人は堅実な銀行マンとして信望も厚いとおっしゃいますが、今そうした国民の声とか国会審議の声というのを人間の心としてどのようにお受けとめになったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○参考人(橋本俊作君) さっきも御答弁申し上げましたが、金融機関は非常に公共性が強いという立場と、それから私企業という立場の両面がござ

いまして、非常に公共性の強いことをやっていきながら私企業の限界の中でどうやって行動をしていくかということで、常に悩みながらこの経営をやっているということでございます。

確かに、今回の住専問題につきましては、本来民間ベースで関係当事者が集まって解決すべき問題であるにもかかわらず、政府あるいは国会に大変御迷惑をおかけして申しわけがない、また国民の皆さんにも大変お騒がせしておりますことを申しわけないと、こういう気持ちを持っておりますが、物事の解決に、そういう公共性の立場と私企業としての限界のはざまでは、非常に苦慮しながら事柄を進めていこうとしておる点も御理解を賜ればと、このように思っております。

○大脇雅子君 ともかく今回の処理スキームを何とか活力のあるものにして金融システムの危機を乗り越え、国際競争力を喪失しつつある現在の日本の金融業界のために、不良債権をできるだけ早く処理するということが必要だろうと思うわけであります。どうか大蔵大臣などとも会われまして、新しい寄手に向かって一層の御努力をいただきたいとお願ひをするものであります。

次に、寺村参考人にお聞きをいたしたいと思ひます。

まず、平成八年二月十五日の衆議院予算委員会の質疑を読みますと、平成五年二月の覚書の趣旨がさまざまな立場によって異なります。銀行局長は金利減免を確約したと言われまして、母体行は再建に全力を尽くすという趣旨だと言われております。農水省の経済局長は、母体行側がこれ以上迷惑をかけないという約束をしたからには元本ロスははないと言われております。農林中金は母体行と住専とあわせ再建されれば元本は返ると理解している。

一枚の覚書がほどにさまざまな憶測を呼んでいるわけですが、この合意の真実の意思、内心の動機といったものをもう一度お述べいただきたいと思います。次に、再建は本当に可能だと思っておられたのか、そして次に、どんな手を大蔵省

としては打とうと思われたのか、御説明をしていただきたいと思ひます。

○参考人(寺村信行君) 関係金融機関が対立をしております。第二次再建計画の合意がほとんど成立しないような状況になっております。そのままになりますと住専の経営が必ず破綻する、それが見えておりました。住専の経営が破綻いたしますと、農林系金融機関が当然経営破綻になります。のみならず、ほかの金融機関も経営破綻する当時の状況でございます。ということが見込まれておりましたので、何とかこの事態を避ける必要がある。

そして、あくまでもこの問題は関係金融機関が合意をしなければできないわけでございます。公的資金を投入するならば政府の主導によって対応ができると思ひますが、先ほど御説明しましたように、公的資金を投入しないという考えで対応しておりますので、あくまでも関係金融機関によって再建計画を合意してもらうのが大切であつた。ところが、なかなか話が進みませんので、関係金融機関の間の調整役を大蔵省と農水省が果たした。そして、調整役を果たすに当たって双方の、両省の意思を統一してあの覚書を使つた。

しかし、それはあくまでも農水省と大蔵省の間の一つの紳士協定でございますので、これは当然でございますけれども、母体行とかあるいは農林関係金融機関、そういったものを拘束するものでも全くない。そういったものでございまして、それによって関係金融機関を説得いたしまして、そしてその結果合意が成立した、そして住専の経営破綻が回避された、こういうふうなことでござい

ます。

○大脇雅子君 しかし、先ほど言われたように、系統金融機関の融資の解消は不良債権化していて困難なわけでありまして、展望として、どのようにな再建に向かってこの合意が発点となると考へておられたんでしょうか。

○参考人(寺村信行君) この当時の程度の住専ロスがあつたかということでございますが、第一

次立入調査のときには実はほとんど損失はなかつたのでございまして、その後、急速に地価が下落をいたしております、相当程度のロスが見込まれるということがわかつてまいりました。

当時考えられるロスを十年間にわたって償却しようとした。そのためにはどうすればいいかという、当時調達コストが六割台でございました。それを母体行〇％、一般行二・五％、そして農林系金融機関四・五％という調達コストにいたしますと二割台になる。つまり調達コストが三分の一の水準まで下がります。そういうことによつて十年間かけて当時見込まれておりましたロスを償却していくと、そういう再建計画が当時できたわけでございます。

これはその当時としては、当時の関係者としては皆さんそうでございますが、この当時見込まれたロスを償却するとしたらやはりこれしかない、こういう感じでこの計画はつくられていたというふうに考えております。

○大脇雅子君 そのほか、官澤内閣のときに蔵相がかわられて公的資金の導入が議論されたと言われたわけですが、しかし国会の政治の場ではさほど大きな議論を呼ばなかつたのではないかと申すのです。

政治や行政に携わる者といしましては、アカウンタビリティーといひますか、起きてきた事象、そしてその施策に対する徹底した説明責任というものがあつたのではないかと、それを大蔵省の方々が果たさなかつたというか、それを今回の禍根を残す発端になつたのではないかと考へるわけですが、どうしたらこういう事態を防ぐことができたのだろうか、今から振り返って何か御感想はありませうか。

○参考人(寺村信行君) アカウンタビリティーのお話でございます。実は先ほど来申し上げております四年八月十八日の運営方針というのはまさにそのような考へで、行政当局が何を考へ、どんなことをしようかということを国民に説明する必要がある、そしてそれによつて御批判をいただい

て対応していく必要があるということで、その後の金融行政の具体的な方針を全部そこに書き込んだわけでございます。

それから、その後も随時応じて、それぞれ具体的な施策につきましてあらかじめこういうことを考へて、こういう施策を打ちますということと御説明をいたしましたところでございまして、その辺の御議論が十分尽くされていなかったということは、まことにそこは残念であると思ひます。

○大脇雅子君 確かに、十分な議論を双方が徹底して交わさなかつたところに大きな原因があつたのではないかと申す。

次いで、田中参考人にお尋ねをいたします。

先ほど田中参考人は、いわゆる競売妨害対策を確立することが非常に重要だと言われました。この点について私も同感であります。

最高裁のまとめで見ますと、平成六年に執行妨害があつたと回答した裁判所が四〇％に上るといふ数字がございまして、そしてその手口も、競売の決まったビルに暴力団の家紋が張られたり、あるいは競売の土地に〇〇組管理地の看板が立つたり、あるいは政治団体の街宣車がさまざまな回収を求める弁護士事務所を回つたりいたします。

こういった暴力団絡みの事件に対して、民事暴力に立ち向かつてこられた田中弁護士が、これから回収にかかわる人たちに對してどういう心構えが大事かというアドバイスがあればお聞きしたいと思ひます。

○参考人(田中清隆君) 回収にかかわる方と申しますと、例えば今後、住専の職員の方という方がなことにあるいはなるかもしれないと、弁護士になる方もわかりません。あるいはノンバンク、銀行等の職員の方になるかも知れません。

私は、これらの方に申し上げたいことは、まずもって現在までの執行妨害の実情について検討をいたしました。それぞれの個々の事例につきましまして、現在の執行法をかなり無理しながら、解釈しながら、かなりの部分克服してきておりま

す。そのところをまず御理解をいただきたい、研究をしていただきたい、弁護士とともに勉強していただきたい。そしてまた、今後さらに不十分などところについて執行法を改正していただくとしたら、そこでどこまでできるかも具体的に検討していただきたい、このように考えております。技術的なことはそういうことでございますが、それから精神的な面と申しますか、これにつきましてはぜひとも果敢に競売に立ち向かっていただきたい、このように考えます。

もちろん、実際にこういったことにつきましてはいろいろリスクを伴うわけでございますが、私はいろいろこういった講演等をさせていただくときにもいつも申し上げる。タクシーの運転手さんは交通事故の危険がある、工事現場におられる人は上から何か落ちてくるかもしれない、民衆に携わる者はそれはある程度そういうリスクは負わなければ仕方がない、そういう気持ちを持ちながら、やっぱり果敢に事件に立ち向かい、かついろいろな技術的なことを検討しながら、そして警察、弁護士等とも連絡をとり合って進めていただきたい、そのように考えております。

○大脇雅子君 最後に、証拠が次々と隠滅をされております。早期解決は本当に焦眉の問題であらうと思えます。そのときに一番大事なのは取り立てにおける情報開示だということにおっしゃいましたが、この点について何かもう少し、例えばどういった情報が必要なのかということなど、お教えいただけますでしょうか。

○参考人(田中清隆君) 私どもが現在の執行現場の状況を見ておきますと、いろんな執行妨害にかかわる人たちの情報を集めた場合に、全国で何万人も出てくるわけではないだろうと。想像ですけれども、入れかわり立ちかわり出たとしても恐らく千名かそこらではなからうか、これは感覚ですけれども。そうしますと、そういう妨害にかかわった人たちの情報が全部集約されていきますと、これはかなり相手方に対する大きな牽制球になってくるはずでございます。

民事執行法には保全処分というのがございますが、そのために執行妨害目的を立証しなければなりません。その目的の立証のためには、この人はこの現場にも顔を出した、この現場でも妨害してしましたというようなことが非常に貴重な資料になるわけでございます。そういったものを統一的に集約するということは非常に貴重な材料になるとともに、相手方に対する大きな牽制球にもなるかと、このように考えております。

そうしますと、先ほど申し上げました預金保険機構あるいは住専処理機構、ここに集約されます。そういった競売妨害の実態あるいは競売妨害者に対する情報を何らかの形で、例えば別の事件の場面でも使う、あるいは裁判、訴訟の場面で文書提出命令あるいは文書送付嘱託というようないろんな証拠提出の制度がありますが、そういうほかの訴訟でも使えるようにしていただくと非常にありがたいなと考えております。

○大脇雅子君 ありがとうございます。(拍手)

○筆坂秀世君 日本共産党の筆坂です。

まず、寺村参考人にお伺いいたします。昨年の九月に、東海銀行にかかわる株主代表訴訟事件がありまして、名古屋地裁で判決が出ております。その判決の内容というのは、九二、三年当時、

金融当局は、金融システム崩壊の回避策として、系列ノンバンクの不良債権を親銀行の不良債権として一括査定した上、系列ノンバンクは「母体行責任主義」で支えるという方法を指導していた。「母体行責任主義」とは、系列ノンバンクについては、母体銀行が危機に瀕しない限り全面的に支えるというものであり、母体行であるか否かは、歴史的経緯、社会や金融当局の認識等により判断された。

と、こういう決定が下されております。要するに、九二、三年当時、金融当局、つまり大蔵省であるとか日銀は、母体行が危機に瀕しない限り系列ノンバンクについては、これは修正とか完全とかあるでしょうけれども、母体行責任主義でやるべきだと、こういう行政指導をしていたという認定を行っておるわけですが、当時の行政指導はそういうことだったかどうか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(寺村信行君) 私が銀行局長に就任したしたのは平成四年の六月でございます。当時、各ノンバンク、銀行系のノンバンクのいろいろな再建計画が非常に問題になっておりました。それで母体行がそのためにいろいろ金融界から指弾を浴びていて、かつそれによっていろいろ信用が失墜していると、そんな状況が続いていたときにちようにど就任をしたわけでございます。

そのときの私の認識としては、母体行責任あるいは貸し手責任あるいは修正母体責任、いろんな対応の仕方があるけれども、それはその時々状況に応じて、それぞれの関係者がやはり相談して決めていく以外にないんじゃないかというふうな認識をそのとき持ったわけでございます。それから以後いろいろな場所におきまして、本日一番最初に申し上げましたように、母体行責任、貸し手責任、これは決め手が無い、関係金融機関の話合いによって決まる問題じゃないかというところを実は私、就任以来いろいろな会合でも申し上げてきた、こういう経緯がございます。

○筆坂秀世君 今、母体もその他の金融機関もかなり並列的な感じでお述べになりましたけれども、現にいわゆる銀行の直系ノンバンクの場合に債権額以上の支援をしたというのが、これが大体通例になっているというのはいくつかの国会でも答弁されていますよね。ということは、実態としてはそういうことがあったんじゃないでしょうか。

○参考人(寺村信行君) これは先ほども申し上げましたけれども、農林系金融機関が日本の金融界の慣行は母体行責任で処理されているんじゃないかというのをずっと言われておりましたし、一般的な慣行としては、いわゆるメインバンクがいろいろ面倒を見る、こういうようなことが行われてきた、これは事実でございます。

ただ、それは通常のメインバンクと通常の取引先の関係でございますが、いわゆるパブルのときに急成長したノンバンクと母体行の関係、これは通常の取引先といわゆるメインバンクとはちょっと様相が違ってくる。それからさらに、住専になりますと今度は母体行が極めてたくさんある。先ほども申し上げましたけれども、その母体行が母体行としての自行の信用に影響があるという直系ノンバンクと考えていないというふうな、非常に状況が変化しておりますので、それでいわず母体行責任という意味がいろいろ意味にとらわれている、そんな状況であったのではないかと、このように考えております。

○筆坂秀世君 メインバンクとしての責任があるというケースは当然ありますね。ただし、直系ノンバンクの場合には設立母体ですから、これは当然メインバンクとして以上の責任があるわけですよね、いわば直接支配しているわけですから。その場合に、いわゆるメインバンク責任じゃないに母体行責任で通常やられてきたというのは、これは既にこれまで答弁があったことですね。問題は、住専の場合に今おっしゃったような議論があったようです。

寺村参考人が、銀行局長在職当時の九三年五月十九日、赤坂プリンスホテルで、当時衆議院のたしか議連委員長をされていたと思うんですが、中西啓介衆議院議員の朝食会で御講演をなさったことがございますね。ややまとめで言いますと、こういうお話をしたんじゃないでしょうか。一対一の親が一人で子供が一人の場合には、もしこのノンバンクが倒産をした、しかし親が面倒を見ないということになると、親の母体行自身の信用が傷つく。あそこは自分の子供の面倒も見えない、こういうことになる。だから一生懸命面倒を見る。ところが、親が複数になると、多数になると、これはだれも責任果たさなくてもこの銀行が危ないということにならないわけ、十行が危ないとか、あるいは多い場合には、八十九行ありますから八十九行全部危ない、それは実際上あり得ないわけですから、結局そこで親の責任という

のが複数母体の場合にはあいまいになると、こういう御趣旨の発言をされていると思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○参考人(寺村信行君) 事実認識の問題としてそのような状況になっていると考えておりました。

○筆坂秀世君 私は、そこに住専問題を非常にややこしくした、複雑化した一つの大きな原因があると思うんです。本来なら、母体行がたぐさんあれば、一人の親で面倒を見るよりはるかに負担は軽いわけです。しかも、つくったことは間違いないわけですから、つくったことは間違いないで、だれかがつくったものを面倒見ろという話じゃないわけです。ですから、その点で私、先ほど来寺村参考人のおっしゃっている大変気になるのは、関係金融機関の合意と、こういうことをおっしゃいました。これはそのとおりだと思うんです、任意の整理ですから。

ただ問題は、しかし関係金融機関が合意していく上でだれか首頭をとる人、あるいはだれか責任をとる人がいないとこれは合意がやりようがないですね。そして、第二次再建計画のときにも、確かに今おっしゃったような議論があったようなんです。しかし、最終的にはやはり母体行が系統金融機関にも呼びかけ、あるいは一般行としての銀行にも呼びかけ、必ず再建します、ですから金利減免措置をとってくださという事で母体行がいれば中心的な役割を果たした。これは間違いないんじゃないでしょうか、第二次再建計画をつくり上げる過程で、全く並列だったわけじゃないんじゃないかと思うんですが。

○参考人(寺村信行君) これはケース・バイ・ケースではないかと思うんです。非常に多数でありますときに、あるいは住宅金融専門会社自体が関係金融機関を歩くという場合もありますし、それから多数の母体行で、まさか数十行が一緒に調整するということはありませんので、その中でだれかまとめ役が出てくればその銀行が動くこともありますけれども、出てこないときにはそうはならないというのが現実ではないかと思うんですけれども。

れども。

○筆坂秀世君 だから、結局大蔵省さんが乗り出して、そして関係者の合意をまとめるようにという指導をせざるを得なかったという面が当然恐らくあったんだろうと思います。

次に、橋本参考人にお伺いしたいと思いますけれども、きょうもこういう御趣旨をおっしゃいましたが、追加負担をするとか政府の方で決められているスキームが崩れることになってしまいうふうな言われていますけれども、この趣旨はどういうことでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 母体行といたしましては、政府処理スキームに沿って住専向けの債権を放棄する、それから会社設立とか出資等住専会社に関与してきた責任を全うする、加えて金融システム安定のために基金への拠出とか処理機構への低利融資を行っていく考えであります。それに加えて新たな寄与と、こういう御要請でございますので、何かいい案がないかということを探索している段階だと、こういう趣旨のことを申し上げたわけです。

○筆坂秀世君 そうすると、今お考えになっている新たな寄与は、たしか先ほど来新たな基金というものが出ておまして、きょうの報道を見ますと預金保険機構の外に新しい基金をつくらんと。これはどの程度固まっておるものか知りませんが、今、仮にそこへの新たな寄与をやったとしても今のスキームそのものは崩れない、こういうことになるというふうに御理解なさっているわけでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 新たな寄与につきましては、住専処理との関連のみではない形で金融システムの安定化に貢献できる何かいい案がないかというところで模索しております。結果として国民負担の軽減が図れるものと、そういう観点から考えておると、こういうことでございます。

○筆坂秀世君 今おっしゃったように、住専処理とは必ずしも絡ませないで金融システムの安定化と、結果として国民の負担を軽くするというお考

えからということなんです、しかしこの基金と云うのは、発表されたものを見ますと十五年間運用すると、そして運用益が果たして幾ら出るかわからないと、これはこういうものだと思うんです。

そうしますと、何も住専処理と切り離すということじゃなくて、住専処理とまさに結びつけて、そして今新たな負担をするということはどうしてもできない話だということになるんでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 住専処理というものの金融システム全体の中の一環でございますから、住専処理とはもう全く無関係ということではない、住専処理のみに関連したということではない、住専処理も含めた金融システム全体の安定化に貢献できる何かがないだろうか、そういう観点で申し上げておるわけでございます。

基金案の中身につきましては、十五年間というお話もありましたが、先ほど来申し上げておりますとおり、まだ構想の入りの段階でございます。その中身につきましてはでき上がっていないと、そういう段階でございますので、何ともそれについては申し上げられないというふうに思っております。

○筆坂秀世君 政府の方針では、今度の住専処理法案での税金投入というのは臨時異例の措置だ、これ以外のノンバンクに対しては今後税金投入はしない、こう述べておられます。そうしますと、今後もし皆様の関係するノンバンクが破綻するときは、これはもう母体行の責任で処理していくと、こういうお考えでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) ノンバンクの処理については、それぞれ自己責任で処理をされていくものと、このように思っております。

○筆坂秀世君 終わります。(拍手)

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございます。大変御苦勞さまでございます。まず最初に、橋本参考人にお尋ねしたいというふうに思いますが、今問題になっているのは住専七社の問題でございます。実は住専は八社ある

わけですね。御案内のとおりだというふうに思いますが、住専は八社ございまして、同じ経済環境のもとで運営をされてきて、今大変な国民の関心を獲得問題になっているのが皆さん方がおつくりになった、皆さんというか、それは生保の方もおりますから橋本参考人のところだけというふうには申し上げませんが、大半が銀行でございますからあえて申し上げますが、その七社が大変問題になっているわけですね。

もう一社の協同住宅ローン、農林系の住専でございますが、これについては農林中央金庫の支援を得て自力で今再建中なわけですね。しかも、同じ住専でありながら負債の額が明らかにほかの七社よりも少ない、こういう状況にあるわけですね。

したがって、私もから見ますと、この経営責任というのは、同じ経済環境の中にあっても経営の仕方一つによってこうも違うものだということがはつきりしているんじゃないかというふうに思っています。特にその中で皆さん方の今問題になっている住専七社については、住専が設立された当初の目的というものを大きく逸脱して、いわゆる事業向け融資に走ってきたというのが今日のこの結果を招いたことではないか、こういうふうに思っているんですが、その七社と協同住宅ローンとの比較において、経営責任という点についてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(橋本俊作君) 協同住宅ローンにつきましては、私も出資も融資関係もございませんので、どういった内容になっているかということをご承知しておりますが、他の七社につきましては、いろいろな調達構造の違いとか、あるいは上場会社であるか否かというようなこととか、それぞれを会社をめぐる事情が必ずしも一律ではございませんので、一概には申し上げにくいかと存じます。

○国井正幸君 いや、私も別に融資しているわけでもないです、それはわかりません。だけれども、これだけの問題になっていて、住専の問題が

話題になっていて、協同住宅ローンのことを知らないというのは、それはおかしい話です。新聞を含めて出ているわけですから、これは知ってもらわなくては困ります。

そういう意味では、国民の意思として、極めてこの経営責任というの重い、こういうことが言われているわけですから、皆さんも異口同音に言っているわけですよ。国民負担をなくす、そういうことで橋本会長、ぜひ国民の意思として、これは私も申し上げますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、時間もありませんので、寺村参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

例の平成五年二月三日の覚書について、これは紳士協定であって他を拘束するものではない、こういうふうなお話がありました。しかし、その後、これはマスコミにも報道されているわけですが、念書をそれぞれの母体行から大蔵省でとった。そのときのゴム印だとかいふようなことも言われていますけれども、いざにして念書をとった。金利等についてもいわゆる母体行がゼロ、一般行が二・五、いわゆる農林系が四・五、こういうのもそのとおりになった。それで、先ほどもお話ありましたように、この覚書を使って関係金融機関を指導して合意をさせてきた。

その中で一つだけ実施されていないのが、いわゆるこの覚書の中にある、今回の措置を超える負担を農林系にかけないよう責任を持って指導していく、この部分だけがまだ履行されないで今日まで来ているわけですね。

紳士協定とはいっても、農水省ともども覚書を結んで関係金融機関を指導してきて、指導されれば当然そのことを信じるというふうに思うんですが、そのことが履行できなかった責任というのを当時の銀行局長としてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(寺村信行君) まさにその点が、今御質問のところが元本保証をしているかしていないかのポイントなのでございます。

元本保証していないというのは、要するに、今回の措置を超える負担をかけないように責任を持って指導しているから元本保証をやったんだというのが農林系金融機関が主張されていることではないかと。

しかし、これはそうではないと私も申し上げておられる。なぜならば、「再建計画に沿って母体金融機関が責任を持って対応していく」という中の括弧書きとして書いてあるわけですよ。単純に言いますと、四・五で決まったらそれ以上ふやさないというのをやめてくださいという言い方でそれを書いたわけでございます。ただ、そのように読まれている。

ですけれども、私もこれは元本保証ではないと申し上げているのはその点でございます。その点は、農水省、一方の当事者の担当局長もこれは元本保証ではないと国会で答弁をしておられます。まさにその点でございます。私も元本保証をやっていないというのはまさに今のところでございます。

○国井正幸君 もう時間になっていきますから私も長くはできませんが、ただ一言だけ申し上げますと、やっぱり日本語というのは文字に書いてあるわけですから、読んで字のごとしで、それは勝手に理解できるというのではなくて、他人に対して少なくとも予断を持って想像できるような文言があるという点に対して、これはきちっと責任を持ってもらわなくては困ります、このことを申し上げて、僕の質問を終わります。(拍手)

○佐藤道夫君 最初に、寺村参考人にお伺いしたいと思いますが。

先ほどの御意見の中で、農協系と母体行の意見が対立して、しまいに交渉のテーブルにも着かなくなつたというお話がございました。大変ショッキングな出来事だと思ひます。自分たちの領域で起きた問題、しかも早急に解決せねばならぬ問題、もう夜を徹しても議論をしまして解決の糸口を探り出して、これがもう経済人としての当たり前のことではないかと、こう思ひま

すけれども、いかなる理由があつてその交渉のテーブルにも着かなくなつたのか。率直に申し上げまして大変無責任な話ではないかと思ひます。それから、その間のいきさつをちょっと話していただければと思ひます。

○参考人(寺村信行君) まず基本的に、農林系金融機関は、日本の金融界の慣行では母体行責任だと。したがって、実はそれまで住専以外のノンバンクの再建支援計画がございましたが、農林系金融機関は一切この負担分担を拒絶しておりまして、これは農林系金融機関の一貫した主張でございます。一方、住専の母体行は、ここまで来たらやはり農林系金融機関といえども貸し手として何がしかの負担の分担に参加してもらわなければ困る、これも強い主張でございます。双方の主張がぶつかりまして、結局一回も話し合いが行われなかつたというのがずっと続いていたということでございます。実は最後まで双方の話し合いは行われませんでした。

○佐藤道夫君 いろんな意見があるのは結構なんです、それをぶつ合つて話を進めていくというののが交渉事ですから、最初からテーブルに着かないというのとは本当に理解できないことだ。これが本当の経済人のやることであらうかと。そのうちに政府が何とかやってくれるわいと思つていたとすればまさしく無責任も甚だしい、こういう気がいたします。

次に、橋本参考人にお伺いいたしますが、母体行としてなぜ法的措置に踏み切らなかったのか。この点につきましては、実は政府の方から、法的措置に踏み切ると時間がかかるかと、農協系に不利になるかと、こういう説明は聞いておりますけれども、母体行側がどうして踏み切らなかったのか。顧問弁護士がたたくさんおられますから、彼らの意見を聞けば、皆これは法律家ですから訴訟を勧めるに違いないと思ひます。

これからは、どうもノンバンクの関係では法的措置でいくんだらうと思ひますが、なぜこれにつ

いてはそういうふうな措置をとらなかったのか、嫌な、変な話ですけれども、まだどこからか圧力でもかかったのか、その辺をお聞かせください。

○参考人(橋本俊作君) どこからか圧力がかったという点ではなくて、もともと本来は当事者間の話し合いで決めるべき事柄でありましたが、法的整理を申し立てますと、申し立てをした後に系統金融機関を含めた貸し手すべてに對しまして償却負担が発生することによりまして、系統金融機関などの財務内容を考えますと、下手をすれば信用不安が惹起されて、ひいては我が国金融システム全体に對する悪影響を及ぼす懸念があつたというところでございまして、我々としては、今は今回の政府処理案の基本的な枠組みについて関係者間のおおむね合意が得られているわけでありまして、これに沿って早急に処理を進めていくということがベストの選択であると、このように思っております。

○佐藤道夫君 ノンバンクの関係では自己責任でやっていくと先ほどおっしゃいましたので、ノンバンクの関係ではもう法的措置しかないと思われまうので、どうかその点をお含みおきくださいませ。

それから次は、株主代表訴訟の問題です。実は母体行は、債権を放棄したこと十分だ、それ以上の負担をするとは株主代表訴訟という恐ろしい落とし穴が待っている、そこにはまり込んでどうしようもないことになるかわからないということ、これを終始一言言っておられたわけですが、ここにきて風向きが変わったんでしょか、どうも追加負担をやってもいいようなことを漏らしておられます。

これは大変な問題なんです、実は株主代表訴訟の問題を理論的に克服したということになりますれば、もう六千八百五十億全額負担するということにもなりますし、いや、まだ克服はしていない、恐ろしい落とし穴ではあるが、そろそろりと近づいていくというところならば、俗な言葉で言うところとみみっちい負担で終わるんだらうと思ひます。

が、そのどちらでございましょうか、考えておるのは。

○参考人(橋本俊作君) 新たな寄与策につきましても、もちろん合法性を有しているか否か、こういう観点からの検討は必要であると、このように思っております。

○佐藤道夫君 株主代表訴訟が起こされましたら、もし私が弁護士でしたら、いつもあそこで政府の見解をべらべらと述べ立てておる銀行局長、彼を証人に立てまして政府の見解を法廷で述べてもらえれば、大体まず間違いなく銀行側が勝つと思います。この点ははっきり申し上げておきたいと思ひます。

以上でございます。終わります。(拍手)

○奥村展三君 参考人の皆さん、大変長時間御苦労さまでございます。新党さきがけの奥村でございます。

橋本参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。与党三党におきましては、三月の時点で「住専問題に関する新たな措置について」ということで、特に天下り等の見直しについて合意をしているわけでございます。その合意は、「特に大蔵省の指定職員の金融機関役員への再就職については、自省と自肅の観点に立ち、速やかに国民の理解を得られる対応を求めろ。」ということに合意したわけでございます。

私が最近の新聞で仄聞いたしましたところによりますと、破綻いたしました太平洋銀行の業務を引き継ぐために、会長であります母行のさくら銀行が一〇〇%出資をいただきまして子会社として設立されたわかしお銀行に對しまして、大蔵省と日銀から代表権のある役員を派遣するよう要請されたということが報道されたわけでございますが、事実かどうかお伺いをいたしたいと思ひます。

○参考人(橋本俊作君) わかしお銀行は、さくら銀行が一〇〇%出資することになりましたが、当初は太平洋銀行支援のために四行共同で子会社を設立するという考えでございましたが、法的制

約がございまして、形の上でさくら銀行が一〇〇%出資会社ということにならざるを得なかったわけでありませう。

一方で、人の問題につきましては、現太平洋銀行は平成元年から四行と大蔵省、日銀で役員を派遣いたしました支援してきた、そういう経緯にありますところから、従来のこの支援枠組みの中で引き続き人を派遣していただくようお願いをしたわけでございます。私どもの考えといたしましては、いろいろと御批判の多いいわゆる天下りということとは趣を異にした要請であると、このように御理解をいただければと思うのでございます。

○奥村展三君 いろいろ御事情があったかも知れません。

ただ、私が思うのは、今いろいろと議論している中に新しい金融システムを構築していこうという意見が数多くあります。こうしたときに、やっぱり民間の銀行として大蔵省に頼らず、ノーのものはノーだとはっきり言い切れるだけの体制をつくっていただきたい。そういう意味で、私はあえて自己責任原則に基づいてぜひ実行していただきたい、対応していただきたいということを思ひ、ここにお伺いをいたしたわけでございます。

いろいろと各委員の皆様方からいろいろな開陳がございました。どうぞひとつ、これからの日本の金融、国際的な金融基盤におきましてもしっかりとした経営がなされるように期待をいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日は、御多忙のところ本委員会に御出席賜り貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会